

「弁護士報酬の敗訴者負担の取扱い」についての御意見募集の結果概要

当事務局において実施した標記の意見募集(平成15年7月29日から同年9月1日まで実施)に対しては、5,134件の意見が寄せられた。

本資料は、寄せられた意見の中から、弁護士報酬の敗訴者負担の取扱いに関連する部分を引用したものである。なお、意見内容を引用するに当たっては、誤字と思われる字を修正した上、要約し又は部分引用にとどめるなどした。また、同趣旨の意見については、代表的なものを引用している。

弁護士費用の敗訴者負担の問題については、多くの普通の市民のことを基準に考えてほしい。ごく普通の市民の人は、弁護士費用など負担するのは大変なことである。そんな市民が、それでも司法に頼らざるを得ないと考えたときに、相手の弁護士費用も負担する可能性を知ったら、大半の人は諦めると思う。敗訴者負担を導入するときには、こういった多くの声なき市民、諦めることをすんなりとしてしまう市民のことも考えていただきたい。

現在の弁護士の活動状況から言って、弁護士は忙しすぎたり、時には人格的に問題があったりする場合もあり、必ずしも事件の解決に熱心とは言えない。コストパフォーマンスの面で明らかに不合理な事もある。弁護士を利用するしないは当事者の都合・自由であり、敗訴者負担を原則化する事には反対。敗訴者負担を導入する対象は、原告の主張する事実がほとんど嘘というような明らかな訴権の濫用の場合や、原告か被告が大企業や政治家など立場や権力を悪用して不法行為をしている場合に限るべき。裁判官が特に敗訴者負担にできる場合を定めるだけで良いと思う。負担額については、現在のような報酬基準だと弁護士が不正に請求する事も考えられるので、口頭弁論1回につきいくらというように割り切って考える必要がある。

消費生活相談員の立場から弁護士費用敗訴者負担は反対。ますます一般消費者が裁判を利用しにくくなるのではないかと懸念する。

弁護士報酬の敗訴者負担制度の導入に強く反対。通常の一般市民間の離婚事件についても弊害がある。配偶者の暴力は密室である家庭内でなされるし、不貞も見つからないようになされるものであるから、証拠不十分で敗訴の危険がある。慰謝料の金額も予測は困難である。多くの訴訟・判決の積み重ねによって、一定の適切な基準が確立されるのであり、当事者が弁護士報酬を心配して、判決を避けるようになれば、この貴重な蓄積の機会を失う。対等当事者間でも証拠の偏在があり、かつ、事実についての法的評価も流動的であるから、弁護士報酬の敗訴者負担は、弊害が大きく、決して導入してはならないと考える。

弁護士報酬の敗訴者負担制度導入に反対する。敗訴者負担となると、労働組合と使用者との紛争でも、問題がある。たとえば、不当労働行為の場合、使用者が組合員を差別して、いやがらせのため、過酷な業務を命じた場合など、使用者の内心の意図の立証はかなり困難で、裁判所の判断の帰趨を見極め難い。使用者は、弁護士費用は経費として、税金面で有利であるが、労働者や組合の側にはメリットはない。争って勝っても、慰謝料認容額が少ないと慰謝料部分で敗訴として、弁護士費用の負担額が慰謝料受領額を上回る危険性は高い。労働組合と

使用者が現実の存在として対等ではないが、仮にこれを対等当事者であると仮定しても、提訴を抑制する。

「らい予防法」違憲国賠訴訟の例では、熊本地裁で原告全面勝訴判決、控訴阻止という経過を経て、判決原告を除き3地裁の原告全員が和解で解決し、恒久対策も含め全面解決の道が確定された。このような事件においてすら、国は全面的に争い、理由のない提訴であると反論した。今では勝つべくして勝ったというほどに明白かつ重大な事案だともいわれているこの事件ですら、当初は提訴にあたっての費用負担問題が障害のひとつとなった。たとえ、国賠訴訟は除くなどという除外規定が設けられても、敗訴者負担という制度は一人歩きし、すべての訴訟において提訴の障害となる。

弁護士報酬敗訴者負担制度が導入されると消費者被害の救済と判例形成に向けた訴訟提起は大幅に萎縮せざるを得なくなる。利息制限法の制限利率を超える利息の支払についても、最高裁の判断が出るまでは返還は認められていなかった。クレジットを利用した被害についても、店に対する抗弁をクレジット会社に主張できるかどうかを巡っては、多くの訴訟で争われ、割賦販売法の法改正につながった。消費者訴訟の多くは、実体法上の消費者の権利が不完全または不明確で、証拠資料も極めて不十分である。敗訴者負担になると多くの人が訴訟提起を断念せざるを得なくなる。何が消費者事件か曖昧であり、先日最高裁の判断が出た商工ローンの事件は消費者事件ではない。消費者事件を除外すれば済む問題ではない。消費者が敗訴しても事業者の弁護士費用を負担させず、事業者が敗訴した場合は消費者の弁護士費用を負担させる片面的敗訴者負担制度の導入に賛成する。

全額負担か、半額負担か、今までどおりかぐらいしかない。常識的には半額負担ではないか。

非常に難しいと思う。各民事裁判での案件や分野ごとの議論が先ではないかと思う。民事といっても裾野は広く、会社対会社、個人対会社、個人対個人など、原告、被告の立場ひとつとってもその背景が非常に複雑で、それらを一くりに議論すること自体が困難だと思われる。弁護士報酬の敗訴者負担が問題視できた案件を各民事訴訟ごとに分けて精査議論し、さらにそれらをこの本部にて全般的な骨格案を成すのが実効的で有用な取り組みのあり方ではないか。公害訴訟、行政訴訟では片面的敗訴者負担を導入すべき。

敗訴者負担は、社会的弱者が裁判を利用することが難しくなるので強く反対する。導入するなら、公害事件の加害者側のみが負担する、あるいは行政事件の行政機関のみが負担する、片面的な敗訴者負担にしてほしい。

弁護士報酬の敗訴者負担に関しては全面的に反対である。個人が企業や自治体、国などを提訴する場合はリスクが大きく、大きな社会問題となりうる問題が表面化し難くなる恐れがある。原告、被告双方の経済力等が同等ならば良いが、個人が提訴する場合や、原告と被告の経済力に著しく差がある場合は適用すべきでない。

敗訴すれば相手方の弁護士報酬まで負担しなければならないと思うと、財力のない普通の人には裁判がしにくくなる。裁判を利用するのは財力のある強い者だけとなり、弱い者は裁判を起こすことができず、又、裁判を起こされても、応訴して

負けた場合、相手の弁護士費用まで支払わなければならなくなると、応訴もできない。このような弱い者いじめで正義が裁判で問うことが難しくなるような敗訴者負担は導入しないでください。

弁護士報酬の敗訴者負担は、司法アクセス拡充の目的に反し、逆に、司法アクセスを阻害する。敗訴者負担を導入すれば、公害、消費者、行政事件等の、判断が容易ではない事件、新たな判断を求められる事件が提起されなくなる。敗訴者負担を導入すると、裁判はこれまで以上に活力を失うことになる。

敗訴者負担制度の原則的導入に対しては強く反対する。地方都市の弁護士としては、「勝訴しても弁護士報酬を相手方から回収できないため訴訟を回避せざるを得なかった当事者」は、経験ではほぼ絶無といい。敗訴者負担制度が「国民がより利用しやすい司法制度の実現」に資するとは考えられない。消費者被害事件や交通事故被害事件の類型では弊害が顕著である。敗訴者負担制度は、訴訟抑止・濫訴防止という観点で論じられてきたものであり、訴訟抑止・濫訴防止について市民・国民のコンセンサスが得られるのであれば、敗訴者負担もやむをえないが、「司法アクセス」というミスリードでの敗訴者負担の導入は民主主義を否定する。

現状では、敗訴者負担制度は少なくとも時期尚早かと思う。弁護士費用を敗訴者が負担することにしたからといって、そのことを理由に訴訟を起こそうと思う人間が一体どの程度いるのかが甚だ疑問である。そもそも大半の訴訟は、ある程度の見込みが立つとしても絶対に勝てるといえるものなどほとんどありえない。そのような現実を無視して、今までお金がなくて泣き寝入りしていた人たちが訴訟を起こせるようになると考えるのは、全くのフィクションである。司法アクセス拡充の方法としては、法律扶助の充実等、別の方法を検討していただきたい。

一般の事件について、勝訴が確信できない場合(普通は勝訴が確信できない。勝訴が確信できるほど証拠がそろっていれば、訴訟しなくても、示談できるから)、敗訴者が弁護士費用を負担するとなれば、まず、一般人は、訴訟することは出来なくなる。「泣き寝入り社会」を作るのが目的でないのであれば、弁護士費用敗訴者負担制度導入することは愚策である。弁護士費用敗訴者負担制導入に反対する。

税理士をしている。関与先よりこのような相談がよく持ちかけられる。「売掛債権の請求をしたが相手は交渉にも応じない。」、「裁判に訴えるなら訴えてください。無い物は無いんだからどんなに言われても払うことは出来ない。」、「破産宣告をしようと思っても、その手続費用さえないのだから自己破産すら出来ない。貴方のほうから破産宣告してください。」、「このような居直ったような返事しか返って来ない。せめて法的に破産が確定すれば、中小企業庁の倒産防止基金より掛け金に応じた借り入れをすることが出来たり、貸し倒れ損失として税務上の救済も受けられるのだがどうしたら良いか。いざ訴訟を起こし、当方から破産宣告を請求するにも弁護士費用がかかる。確かに、回収不可能な相手に債権を持ち過ぎたのは、債権者側の落ち度でもあるし、もし弁護士報酬の敗訴者負担の制度が出来ても弁護士が相手から報酬を請求出来る見込みが無ければ、奇特的な弁護士しか応じて貰えないだろう。しかし、この

ような詐欺まがいの輩に何の罰も与えることが出来ない等という事は、健全な社会と言えるだろうか。悪は悪として、「けじめ」が付けられる事が健全な社会の維持には絶対必要であると思う。その意味で、弁護士報酬の敗訴者負担制度の創設に賛成すると共に、弁護士が敗訴者から一定の報酬を受けられない時には、国が何らかの保証をすることも合わせて、制度に組み込む必要がある。

敗訴者負担には反対である。そのような制度を導入すると、勝つという自信のない人、資力のない人は、訴訟をあきらめる結果となり、かえって権利の主張、行使を制約する。現在のように、訴訟費用は、損害賠償や不法行為の法理で必要な場合に負担させることがもっとも公平だと思う。

確かに、当然に認められるべき権利を裁判という手段を用いて確保しなければならない原告、いやがらせのような不当な提訴に応訴しなければならない被告といった例を想定するならば、敗訴者負担制度には相当の理由があるようにも思える。しかし、現実の裁判においては、当事者の双方に相当の言い分がある事も多い。そのようなケースについて、「裁判で負けた場合に相手方の弁護士報酬まで負担させられる」という事になると、裁判に二の足を踏む事になり、敗訴者負担制度の根拠とされる司法アクセスの拡大に真っ向から反する。また、裁判には、一定の政策形成の機能が存在する。敗訴者負担制度の導入により、このような裁判も不可能になりかねない。もちろん、そのようなケースについては、敗訴者負担制度を導入しない事も考えられる。しかし、そのような例外を画す事が果たして可能なのか、本来政策形成訴訟とされるべきなのにそこから漏れてしまう事案が現れないものか、極めて不安に感じる。更に言えば、現実の裁判において、正義が勝つとは限らない事も忘れてはいけないと思う。民事訴訟においては立証責任の問題があり、正しくても、証拠がなければ勝てない。本来正義のある者に対して、裁判での敗訴に加え、相手方の弁護士報酬まで支払わせては、司法への信頼の失墜はいかほどだろうか。弁護士報酬の敗訴者負担制度の導入は時期尚早であり、現段階では見送るべきであると考える。

弁護士報酬の敗者負担に絶対に反対である。訴える人間は、お金持ちばかりではない。弁護士を雇うことができず、法律の相談ができる人も見つからず、一人で悩んで悩んで、その上で自力で裁判を起こす人もいる。

弁護士報酬の敗訴者負担に絶対反対である。どう考えても、一般庶民に対して、訴訟ができないような抑止力が働く改悪だと考える。

市民対市民、事業者対事業者の一般事件などについて敗訴者負担を導入するという方向のようだが、反対である。訴訟を提起する場合は、誰もが勝訴すると考えて提起したり応訴するが、判決の結論は予測ができない。敗訴者負担は、負けた方に負担させるのが正義である、とするもののようなのだが、論理的な整合性はない。企業が敗訴者負担で負けた場合の相手方の弁護士費用まで負担するリスクを覚悟することまで希望している事実はない。広く裁判所を利用して合理的に解決することが、法の支配の貫徹する民主社会であり、利用者にどのように弁護士費用を負担させるかは、政策の選択でしかない。負けたから相手方分まで負担するのが公平ということはない。日本の裁判制度がいかにあるべきかという観

点からしても誤りである。

弁護士報酬を敗訴者に負担させることは、本当に必要な司法的な救済を受けられなくする、弱者に沈黙を強いることになると思う。決して導入しないようお願いする。

訴訟は提訴当時、相手方の証拠について把握できず、こちらの証拠の集まり方もはっきりしないことが多く、勝敗は明白でないことが多い。もっとも、提訴時に見通しが難しいが、証拠を積み重ねてなされた判決は法令秩序の基準とされるべきものとして一定の正義をもっていることは確かである。しかし、勝訴者というだけで、提訴や応訴の時まで正義者として相手方から弁護士報酬を当然に回収できるのではない。そのような事にするのも司法政策の1つではあるが、現在の日本では不適切である。日本は外国の訴訟件数の数分の1しかないのに、それを拡大しようというのが今般の司法改革の目的であるのに、敗訴者負担という訴訟を抑制する方策をとることは間違っている。少額事件は敗訴者負担の扱いは解決できない。簡易な本人訴訟制度や給付制の訴訟扶助の充実で検討してゆくしかない。大企業は財力もあり、弁護士報酬を経費化でき、萎縮効果が少ないので、大企業がそれでよいというなら入れてもよい。その外、司法アクセス促進の事例の提唱がされれば導入することに異議はない。不法行為は現在も被害者が勝訴した時のみその弁護士報酬が損害として認められており、この制度は堅持されなければならない。敗訴者負担の額は、印紙額プラス位ならともかく、多様な一部勝訴や多人数の訴訟など、納得のゆく額はなれないと思われる。法律扶助や権利保護保険などの普及により、裁判に關与するものの経済的負担が軽くなり、訴訟が現在の数倍になり、訴訟が多すぎるとい時代になれば敗訴者負担を検討してみるのも一考である。それでも米国のように多数の訴訟により社会の適切な秩序が維持されるという考えもあり、その時点でそのときの国民が検討すべきことである。行政、労働、人事、相続、公害、薬害、消費者、近隣、中小企業や個人間訴訟など、国民は敗訴者負担に納得していない。明治時代から100年以上にわたる各自負担制度が定着し、これを変更する立法事実はない。

だれもが、精神的、金銭的負担が過大にならないシステムにするべきである。たとえば、ある一定の金額は両者が払った上で、残りの何割かについて敗訴者負担にするとかも一案である。

訴訟は、各当事者の主張にそれなりの正当性があるからこそ紛争となっているのであり、そのような紛争に一応の決着を付けるところに訴訟の存在理由のひとつがある。従って、結果として敗訴したからと言って、訴訟に訴え、あるいは応訴して争ったことがいけないとは決していえない。たとえ敗訴したとしても、個人の道徳や社会的正義の観点から、争うことが正しかったと言える場合も多い。弁護士費用が敗訴者負担となれば、勝訴の場合の利益が増大するが、他方で、敗訴のリスクも増大する。敗訴者負担の場合には、各自負担の現行の場合よりも、勝訴の見込みが大きいほど訴訟提起がより促進され、勝訴の見込みが小さいほど訴訟提起がより抑制されることが導かれる。一見すると、権利救済が促進され、濫訴が抑制されるようである。しかし、ある紛争が裁判に値するか否かは、勝訴

できるか否かのみで決まるものではない。敗訴の結果のみを根拠に、相手方の弁護士費用の負担をさせることはできないように思われる。

弁護士報酬の敗訴者負担は、英国あるいは英国法をとっている国等でなされている。香港の場合に、taxation (査定) という手続があり、弁護士の経験年数に応じて、時間当たりの報酬額が規定されている。そして、その額は、結構高い。實際上、弁護士の報酬を決定する場合には、相手方の弁護士に依頼者に支払った弁護士報酬と仕事の概要を開示して、相手方弁護士が同意すれば OK ということになり、相手方弁護士が同意しなければ、同意する額だけで満足するか、不満足であれば、裁判所に査定の決定を求めるということになるが、その手続についても、依頼者は、弁護士に、時間当たりの報酬を払わなければならないので、通常はやらないということになる。今度政府がやろうとしている敗訴者負担というのは、どのような基準で敗訴者が負担すべき弁護士報酬を算定するのか明確でないのに、賛成や反対の意見を皆が言っているのはおかしいと思う。

欧州では、敗訴者負担制度を採用している国が多いが(イギリス、ドイツ、フランス、オランダなど)、我が国とは実情が全く異なる。欧州では、日本に比べて、法律扶助がはるかに発達しており(法律扶助の対象は、全世帯の4割から5割)、権利保護保険も相当に普及している。その結果、これらの国々では、経済的負担を顧慮することなく、ごく簡単に裁判ができるので、濫訴の弊害を防止するために敗訴者負担制度が要請されるのである(訴訟件数は、人口比でドイツは日本の4.8倍、フランスは6.5倍)。こうした前提事情の違いを等無視した模倣は有害である。

敗訴側の負担になれば、個人の裁判など、絶対自分が勝てると思えば、相手が法人でも提訴するかもしれないが、医療訴訟など、時間がかかるものや判決が難しいものなど、ためらってしまうと思う。

国、公的機関を相手とする訴訟、公益目的の訴訟は片面的敗訴者負担にすべき。敗訴者負担以前に、勝つべき者が勝てる裁判制度の確立が必要。

弁護士報酬を相手から取れないから訴訟を諦めるのではない。弁護士報酬を払わなければならないから諦めるのが現状。

一方的に裁判を起こされて負けた場合のことを考えると反対。ひところの医師会を彷彿とさせる弁護士連合会の利益のためだけに誤った制度にしないでもらいたい。

公害訴訟の経験から反対。社会的弱者には紛争解決手段がなく、最後の手段として裁判に踏み切っている。

敗訴者負担がいいか悪いかは両論ありうる。どちらが司法へのアクセスに役立つかという点から議論すべきで、この観点から反対。

弁護士報酬各自負担で訴訟を諦める人はいない。勝訴しても弁護士報酬を回収できる保証はない。むしろ、行政訴訟に片面的敗訴者負担制度を導入する必要がある。

敗訴者負担で提訴しやすくなるのは比較的に小規模で社会的影響のない事案で、訴訟以外にも解決手段があるのではないか。巨悪を相手にする事案ではかえって提訴が萎縮される。

少額請求では弁護士報酬のために訴訟を諦めることもあろうが、それには対策がされており、実際に裁判を諦めることはない。判例が弁護士報酬を損害と認めているが、それで十分である。弁護士報酬の負担が理由で裁判を諦めている事案がどの程度あるのか疑問。

悪徳業者が消費者を脅かすための道具になる。

裁判所が弁護士報酬の額を決定することになり、裁判所が事実上決定権を持つことになるので反対。

敗訴すると相手の弁護士報酬を負担させられると誤解している人がいるが、そういうことはないと説明すると裁判をする気になる。不当な提訴萎縮的效果が生じることは明らかである。

訴訟費用の敗訴者負担制度で濫訴は防止されている。印紙代と弁護士への着手金だけでも負担は大きく、それ以上の負担となると、国民を裁判から遠ざけ、示談屋などによる非合法的解決を助長することになる。

不当提訴等に対しては損害賠償請求をすれば足りる。

現在でも、弁護士への着手金の支払いを負担に感じて訴訟を諦める消費者は多い。

消費者・市民・労働者対事業者の訴訟には導入反対。一定額以上の資本金を有する会社間の訴訟では敗訴者負担を導入すべき。非事業者間の訴訟には法律扶助の拡充、賠償保険制度の定着が図られるまで見送るべき。消費者・市民・労働者対事業者の訴訟には懲罰的賠償制度を背景とする片面的敗訴者負担制度を導入すべき。

経済力のある企業が情報戦、長期戦に持ち込むと弱い立場の市民にとっては裁判を維持することが負担になる。

1万円の重みは人によって違う。行政、企業と庶民とでは費用負担の重みが異なり、敗訴者負担は庶民を裁判から遠ざける。

勝てる裁判なら弁護士費用を使ってでも裁判をしている。弁護士費用が負担になる低所得者層には法律扶助制度の拡充で対応可能である。裁判の多くは債権回収のための訴訟で、支払不能の消費者を更に圧迫する。

財力のあるものが弁護団を組織して勝訴し、費用を相手に負担させるだけ。一部の人と大企業のためにしかない。

障害者が法律の不合理的な是正を求める訴訟ができなくなる。こうした裁判では、費用は寄付金でまかなっている。

消費者被害で弊害が顕著。国家賠償請求訴訟では敗訴した場合の弁護士報酬額が高額になるおそれがあり、提訴萎縮的效果が顕著。訴訟の範囲を限定したとしても訴訟を不必要に抑制する。

証拠がなければ裁判には勝てないので、常に正当な権利者が勝訴するとは限らない。裁判官も完全無欠ではない。裁判はある意味でフィクションである。

個人事業者がクレジットで節電機を購入した事案では、法律上、抗弁権接続の規定がなく、加盟店の債務不履行の危険を知らながら立替え払い契約を締結するなど、信販会社の請求を認めることが信義則上許容されるべきでない特段の事情

がある場合に限り抗弁権を接続できるとの最高裁判例しか救済の余地がない。このような場合の提訴萎縮効が顕著である。

典型的に提訴萎縮的効果の大きいもの、小さいものの区分はできない。泣き寝入りが増え、社会秩序が不安定になり、鬱憤を晴らすための犯罪が増える。将来的に、諸般の状況を考慮して決定すべき。

賛成の立場の意見も聞いてほしい。反対の立場の人が取り上げている例は例外的な事案である。

通常取引的な事例は本人訴訟が可能であり、弁護士を利用するまでもない。会社の場合は一定の人に訴訟代理権を認めればよい。

不法行為に基づく損害賠償では事実上片面的敗訴者負担である。これを他の分野に拡大して提訴促進を図るべきである。

環境訴訟、消費者訴訟で提訴を萎縮させる場合がありうる。訴訟類型ごとに慎重に見極めをした上、導入の可否を個別に判断すべきである。

労働事件、差別事件の経験から言えば、敗訴者負担ではかえって不公平になる。

敗訴者が負担する額が予測不可能なため萎縮的効果大きい。敗訴した強者のみが負担する制度にすべき。保険の普及によって紛争当事者のみでなく社会が広く負担する仕組みを検討すべき。

提訴手数料が高い。1事件10万円というように定額化すべき。行政も含めて訴訟費用保険を制度化し、その費用の一部を国が負担すべき。行政、公益目的訴訟では片面的敗訴者負担を導入すべき。

多くの場合は敗訴者負担の導入で裁判が利用しやすくなる。片面的敗訴者負担には反対。訴えを起こす人だけが有利な制度には納得できない。国を相手とする訴訟であっても自分の権利を主張するのだから、税金を使ってまで優遇する必要はない。

企業は弁護士費用を製品に転嫁して回収できるが、消費者にはできない。

改革審意見が言う訴訟を回避せざるを得なかった当事者とは、少額の請求をするが弁護士への報酬が高い場合になるのではないか。そのような場合でも提訴萎縮的効果はある。このような場合は、弁護士の関与なしに訴訟ができる仕組みを整備すべき。

事案により判断するという裁判官の裁量を著しく拘束し、裁判所の良心を認めない結果となる。全面勝訴という事案は少なく、ほとんどは痛み分けや和解になるが、弁護士費用敗訴者負担制度はこれに対応できない。和解では訴訟費用・弁護士費用各自負担が原則であるが、和解と判決の違いが大きすぎて司法の信頼をなくす。

仮に将来導入するのなら法律扶助の拡充が必要。

医療過誤で提訴萎縮効果が顕著。公害訴訟では弁護士は手弁当どころか費用を負担して訴訟をしている。敗訴者負担は被害者救済の障害になる。政教分離訴訟では勝訴しても経済的利益はほとんどない。敗訴者負担になると原告になる人がいなくなる。

弁護士に頼まないと訴訟はできない。勝ったときに相手方に負担してもらうのは当然。弁護士に頼めば勝つか負けるかの見通しはつくはずで、もしそうでないなら弁護士に頼む意味はない。

少なくとも地裁の訴訟については敗訴者負担を導入すべきである。負担額が 20 ~ 30 万円程度であれば問題ない。提訴萎縮というが、原告の請求が全て棄却される率は少ない。普通の訴訟で勝ち負けの見込みが立たないのは稀ではないか。片面的敗訴者負担には反対。理論的に正当化することが難しいし、多くの国民は支持しないだろう。

民法、商法など戦前に制定された実体法は法律要件が不明確であり、見通しが立たない。賃金訴訟など法律要件が明確なものについては導入しても問題ない。訴訟類型ごとに慎重な検討が必要。実体法、訴訟法の不備を見直すことも必要。

旅行 1 回分程度の支払可能な額ならいいが、弁護士報酬は高い。不本意な和解が増えそうである。

住民訴訟は経済的利益がないので抑制されてしまう。

争いが深刻化する。例外的に導入するとしても、負担額は 5 万円とか 10 万円程度の定額にすべき。法律扶助を充実すべき。弁護士は事前に報酬についての情報を開示すべき。

弁護士から趣旨は聞いているが、もっと多くの理解を得る工夫がほしい。負けの方が費用を負担するのは理の当然とも言えるが、この改革が社会に与える影響の大きさを勘案してもらいたい。

応訴のために弁護士を雇うならその費用を負担するのは当然。弁護士報酬を裁判官が決めることになれば自由競争の制約になる。裁判官の和解勧告が強力な武器になる。細かい類型分けをすると国民の混乱を招くだけである。

何でも裁判をするのがよいとは思わないが、義理人情や親分子分のような関係の中で解決され、正しいことが歪められてしまうことが多いと思う。気軽に裁判ができるためにも敗訴者負担はやめてほしい。

制度の導入に賛成。弁護士の報酬が高すぎる。高い報酬を維持したままで反対だと言ってみても説得力がない。多くの人にとって弁護士は無縁の存在であるか、特権階級である。国民が弁護士の味方をしているなどという誤った認識を持たないでほしい。

権利保護保険が普及していない段階での制度の導入は問題。

特許権は登録されても無効審判や裁判で覆る可能性がある。無効を証明する文献等の資料は世界中のものが対象となり、訴訟の結果を予測することは困難である。先使用権については相手方の出方を見ないと結果の予測がつかない。弁護士報酬が一般に高額で、訴額 72 億円の事件では着手金 3 億 6,000 万円、報酬金 7 億 2,000 万円である。偽のブランド物売っている者を被告にする場合は現実には賠償金を取ることは困難。弁護士報酬は損害として相手から回収できる。

訴訟を起こすのは少数組合である。組合と会社は対等ではない。

濫訴を減らす効果があるかもしれないが、制度自体はプラス面を考えてもいいかもしれないが、日本のように裁判に関わりたくないという傾向が強い国で個人が裁判をするのはよくよくのことで、二の足を踏ませるべきでない。個人の訴訟には敗訴者負担を適用しない。中小企業も個人と同じ扱いにすべき。訴訟の分野を分ける考えもあるが、必ず変型が現れて複雑化するので賛成できない。

最初は人から裁判がしにくくなる制度だと聞いてそうだと思っていたが、自分がトラブルに巻き込まれて考えが変わった。普通の人巻き込まれるトラブルでは勝ち負けは分かりやすい。相手から弁護士報酬を全く払ってもらえないのは納得できない。

国を相手に裁判をして敗訴した経験がある。敗訴者負担だったら裁判はしなかった。

地方では裁判の利用に抵抗感がある。原因は複合的だろうが、裁判に時間と費用がかかること、結果が予測できないことはその1つだろう。敗訴者負担になると訴訟提起はより慎重になり、不本意な和解を強いられることは確実と思われる。

労働問題での裁判闘争に大きな影響を及ぼす。

有能な弁護士を選べる企業、財産家等が有利になる。

国や大企業と市民との間の裁判では、市民が勝訴したら市民の弁護士報酬を国や企業に負担させ、市民が敗訴したときは各自負担にすべき。

戦後補償訴訟に取り組む弁護士は国が態度を改めて包括的な戦後補償立法がされるようにと願って手弁当で訴訟を担当している。敗訴者負担ではこうした訴訟に萎縮効果があり、被害者にとっても日本の社会にとってもマイナスである。

セクハラ、DVの被害者は経済的に弱者である上、事件の目撃者や物証が十分でなく、敗訴者負担では裁判を諦める。

濫訴防止は印紙代が訴額に応じて高くなることで相当程度達成されている。また、多くの事件では代理人が付いており、代理人によるふるい分けがされている。

本人訴訟で相手が何人もの弁護士を付けた場合、訴訟ができなくなる。弁護士報酬の画一的な定めもなく敗訴者負担になると、不当な弁護士報酬かどうかを判断する基準もない。

例外的に大企業間の訴訟では導入しても良い。大企業間の訴訟では弁護士報酬の半額くらいを負担させて良い。法律扶助を充実すべき。

大企業間の訴訟であっても、裁判所の判断を得ることでルールが明確化されるのが望ましいのに、敗訴者負担だと訴訟を抑制する。

訴訟になる場合は双方に問題があるケースもある。どちらかに負担が偏るのは問題。

法律扶助の充実、証拠開示の充実の改革こそ意義がある。

行政やセクハラでは裁判に訴えることで共感を得て、相手も対策を講じることが少なくない。そういうことを通して政治は良くなっていく。

適用除外を設けることでは全ての除外すべき訴訟類型に対応できないのではないか。適用除外を設けただけでは新たに生じる訴訟類型に対応できない。

原則非導入としつつ、大企業間の訴訟、知的財産関連訴訟など弊害の少ない訴訟に限って試験的に導入を検討すべき。

勝訴者のコストが正義実現のコストと評価できるときに制度導入が可能。司法制度の諸条件を改革した後に導入すべき。日本では証人の偽証が多く、弁護士により誘導される傾向も見られる。国民にとって法が可視的でない。弁護士が証人となる者に面接するときは相手方の立会を要するとか、ドイツのように面接を原則として禁止するなどして民事法廷の嘘合戦を禁止する、裁判官が各段階で心証を開示し、

敗訴者負担制度のリスクを回避するチャンスを与える、最高裁判事を大幅に増やすか上告裁判所を別途設けて判例を十分に蓄積する、裁判官の事実認定能力を高める、訴訟を集中審理で早期に終了させ、裁判費用の増加を回避するのが制度導入の前提条件。30年を目途に上記の諸条件を整備して敗訴者負担制度を導入すべき。アメリカ式のディスカバリーを導入して訴訟のアメリカ化を図るのなら敗訴者負担を採用すべきでない。むしろ成功報酬制度を併せて導入すべきだろう。

請負代金が不当だと言って支払わない会社がある。法律扶助を受けるほどではないがお金がない。裁判になると自分だけでは不安だが、弁護士報酬が高い。和解すると正当に請求していても減額される。大きな会社は弁護士料を払って何だかんだと言って代金を減額していくが、我慢できない。敗訴者負担なら対等に弁護士を依頼できる。踏み倒されても泣き寝入りをしなくてはならないのか。誰が見ても払わない方がおかしいのに。

今は多様な価値観を広く容認する社会になったため、紛争となると確たる判断基準が確立されておらず、答を出すことに迷いを生じることが多い。多様性を認容する社会を目指すのなら、広く違いを論じあえる仕組みが不可欠である。権利、人権は論じあう中から姿が見えてくるものである。最初から権利の姿がはっきりしているわけではない。証拠を収集し、事実を確定し、それを素材にした理論により権利や人権が生み出され育てられる。訴訟は個々の紛争解決を目的としながら、それを超えて社会の新発展を支える権利、人権の観念を生み出し、育てる機能を持っている。敗訴者負担はこの機能を妨げる。

知財の分野で、ベンチャー企業は資力に乏しく、大企業が権利侵害をしたと疑われる場合に侵害訴訟を提起することが抑制される。知的財産権は有体物に対する権利より脆弱である。知財分野では裁判以外に当事者の見解の隔たりを埋める手段がない場合も多い。知財の分野では権利範囲の解釈が難解で、敗訴のリスクも高い。訴訟継続中に特許庁への無効審判請求がされ、権利が無効になることもある。最高裁判例により、無効審決が確定しない場合でも、侵害訴訟において権利に無効理由が存在することが明らかであると判断される場合には、このような権利行使は権利の濫用になるという理由で請求棄却になることも珍しくない。

消費者金融が原告の場合は納得がいかない。主人が自営業をしているが、支払をしてくれないところを相手に支払督促をしている。弁護士料は払えない。敗者負担なら助かる。

勝訴の見込みの高い場合は提訴を促進するだろうが、勝訴見込みが高いのに訴訟にしなければならない事案では、勝訴しても相手から回収することは困難。敗訴者負担を適用しない訴訟の範囲を設定することは難しい。例えば、労働訴訟は多様であり、もれなく拾うのは困難である。将来起きるであろう政策形成訴訟には対応不可能である。

高い弁護士報酬の負担を覚悟して裁判に踏み切ることがようやく定着しつつある我が国では時期尚早。

アクセスの拡充を図るのであれば片面的敗訴者負担ではないか。それよりも更に裁判の利用を促進するのが権利保護保険である。

敗訴者に紛争発生責任がないときに敗訴者に負担させるのは適当でない。不法行為が成立する場合にのみ例外的に敗訴者負担とすればよい。

訴訟には法秩序維持の機能もある。提訴を萎縮させる制度は導入すべきでない。

市民間、企業間であっても優劣は存在する。相対的に劣位にある者が裁判の利用をためらうような制度にしてはならない。

個人間、中小企業間の訴訟にも導入すべきでない。消費者契約法による無効約款確認訴訟などの公益的な訴訟には片面的敗訴者負担を導入すべき。

今は時期尚早。法律扶助や権利保護保険が充実してからでよい。

証拠保全や文書提出命令制度の充実なしに進めるとアクセス阻害になる。弱者の弁護士費用を強者に負担させるという限定が必要。

弁護士に頼んで裁判をしてもお金がかかるだけだから裁判はしないという声があるが、裁判をしても相手方から回収ができない場合ではないか。弁護士報酬が各自負担だから裁判をしないという人はいないのではないか。

債務整理を例にとると、金融業者側に証拠が偏在している。白紙委任状を悪用するケースもある。

消費者訴訟には導入すべきでない。コンビニ等のフランチャイズ契約では本部が約款で本部に有利な条件を定めている。業者だから、法人だからという理由で安易に敗訴者負担を導入すべきでない。

証拠収集能力の低い者が敗訴した場合は負担させるべきでない。勝訴しても、証拠収集を邪魔した者等には負担させるべき。

敗訴者の負担する額に上限を設けることになるが、そうすると、報酬規定を定めたと同じことになり、独占禁止法に反することにならないか。勝訴の見込みが高いのに相手が任意に払ってくれないようなケースでは回収できないことも多く、依頼者に相手から取ってくれと言われ、弁護士がただ働きすることにならないか。

老夫婦が証券会社からの勧誘で、その内容を理解しないままに返事をしていたところ、国債に投資していたものがいつのまにかハイリスクの投資信託に変えられ、400万円の損失を受けた事件を担当した。このような事件でも、証券会社は勝手に取引はしていない、何度も計算書等を送付したが文句を言われたことはないなどと主張して一切非を認めなかった。負けた場合は被害回復ができない上、相手の弁護士費用も負担しなければならないと言われていたら、裁判にはならなかっただろう。

痴呆老人の意思能力が問題となるケースが増えている。医療機関にかかっていた場合は立証できることもあるが、そうでないケースでは立証できずに敗訴となることがよくある。

少なくとも行政訴訟のように、原告と被告が圧倒的に非対称な関係にある者の間の訴訟でこの原則を導入すべきでない。それよりも前に、国に対して全面的な証拠開示義務を明記すべきである。

片面的敗訴者負担についても、例えば消費者訴訟などでは消費者側が勝訴した場合は企業側に負担させるのが公平とは考えるが、その範囲を画することが難しい。消費者訴訟と言っても様々な訴訟類型による提訴が考えられる。

司法へのアクセスを妨げない制度設計がなされるべきである。実務を混乱させな

いようにするため、各自負担を原則とするアメリカの現状を踏まえて、敗訴者負担を導入する範囲、しない範囲ないしその取扱いの在り方を検討すべきである。敗訴者負担が導入される場面での弁護士報酬の額の定め方については、裁判官に負担の生じない工夫がなされるべきである。額の定め方については、裁判官とは別に機械的に定めるイングランド型の方が現実的。少なくとも、訴訟費用とするなら、書記官が一定の基準で定めることになる。一定の基準は訴訟ごとの類型化が必要。司法制度改革審議会意見の考え方を最大限尊重すべきである。不法行為訴訟については完全賠償の原則から片面的敗訴者負担が望ましい。不当利得訴訟では、訴訟の目的からして敗訴者負担の必要はない。離婚訴訟では双方向的な敗訴者負担も考えられるが、裕福な者が貧しい者に請求するのは不当であり、裁判所の裁量による判断が必要。政策形成訴訟を促進するなら片面的敗訴者負担が望ましい。消費者訴訟等でも訴訟を促進するなら片面的敗訴者負担が望ましい。株主代表訴訟のように多数当事者の利益となる場合は片面的敗訴者負担が妥当。労働訴訟のように当事者案の力の差が大きい場合(法律扶助事件を含む)は片面的敗訴者負担が妥当。現行の実務を前提として、不都合の生じている部分について敗訴者負担を導入することが現実的である。不当訴訟は認定が難しいので裁判所の裁量的判断に委ねるべき。経済的に弁護士報酬を取引の中に取り込める当事者間の訴訟ではアクセス拡充のために敗訴者負担を採用すべき。当事者間に合意がある場合については、保険制度が前提であり、導入は現実的でない。約款による消費者に不利な合意は認めるべきでない。

男女格差、組合間差別で労働者が裁判に訴える道を封じることになる。

負担させられる弁護士報酬がどのくらいか分からない。法律扶助の充実が必要。弁護士報酬、訴訟費用に関する情報開示が必要。

我が国の訴訟では嘘の証言がまかり通っている。裁判官が嘘を見抜けないことが多い。ドイツのように弁護士が事前に証人に接触することを禁じるか、アメリカのようにディスカバリーを導入して偽証か否かを検証する手段を用意しない限り敗訴者負担には反対である。

市民間訴訟、事業者間訴訟、人事訴訟でも導入すべきでない。

本人訴訟が認められている中で敗訴者負担にすることは公平でないと思う。敗訴者負担を導入しても訴訟にすべきでないのに訴訟をする事件は残る。

2割司法と言われている状況を更に悪化させる。

受任段階で弁護士が慎重になる結果、弁護士の敷居がますます高くなる。費用負担のことを考えて強引に和解に持ち込む弁護士が増え、依頼者と弁護士との間の紛争が増える。

住宅の欠陥をめぐる訴訟の経験から言って、敗訴者負担は導入すべきでない。素人对専門家の訴訟になり、立証が困難な上、第1審裁判所は建築基準法違反があっても安全という判断をした。訴訟のために破壊実験の費用なども負担せざるを得なかった。控訴審でようやく欠陥住宅問題に取り組む弁護士、建築士の助力を得て、ほとんど手弁当でやってもらったが、敗訴者負担ではこういうご厚情にすぎることすらできなくなる。

勝つ見込みが明らかな事件もあるが、そのような事件では訴訟前に和解できる。にもかかわらず和解ができないような場合は、相手方に資力がない場合が多い。事件に勝ち筋、負け筋があるが、負け筋の事件でも理がある。理を裁判の場で主張することは憲法が保障している。裁判は主張を尽くして一定の結論が出されることで当事者が納得するというプロセスの面もある。現在でも不法行為の場合は弁護士報酬を回収できる。それで不都合だというのなら、損害として弁護士報酬を回収できる範囲を拡大すればよい。

弁護士報酬を相手から回収できないという理由で裁判を諦める依頼者を経験したことがない。勝訴の見込みの高い事件では裁判前に和解することが多い。依頼者の関心は、裁判をした場合どのくらいの費用がかかるか、どのくらいの時間がかかるかで、相手方から回収できるかどうかではない。負けた場合の費用負担を聞かれたとき、訴訟費用の負担はあるが、実際にはまず請求されないと説明すると依頼者は安心する。少額請求の場合は、弁護士報酬の負担が深刻であるが、勝訴しても相手方から回収できないことが多い。この分野では少額訴訟手続、裁判外紛争解決手段の拡充で対応すべき。被告の立場から、訴訟を起こされて勝ったのに自分の弁護士費用を負担するのは不公平だという意見がある。しかし、全く理由のない訴訟は稀であり、多くの場合は、被告には紛争解決の利益が認められる。明らかな不当訴訟に対しては、現在でも不法行為責任を問うことが可能である。

企業を相手に男女賃金差別問題の訴訟を起こしている。現在の費用負担だけでも大変である。これ以上費用負担が増えると裁判が起こせなくなる。

弁護士がなければ訴訟は難しい。弁護士はもはや贅沢品ではなくなっている。当事者が勝手に弁護士をつけているというのなら各自負担でいいが、現状はそうではない。敗訴者負担を導入することを前提に、どのくらいの額を敗訴者の負担とするのかを考えてもらいたい。アクセスの観点からの議論も必要だが、敗訴者負担は訴訟活動を健全にすることに極めて有効。商工ローンを相手方として、過払金返還(不当利得)請求訴訟をした。論点には多くの判例があり、決まっている。目新しく難しい論点があるわけではなく、1年程度で解決できると予想していたが、解決までに3年弱かかった。不誠実な相手方は、幾らでも引き延ばし、こちらが弁護士費用に堪えられなくなって諦めるのを待っているかのように見えた。関連性が薄い沢山の書証の提出、恥ずかしいような屁理屈、突然の代理人の欠席、理由のない準備不足や延期、代理人の交替、支配人から代理人その後にもまた支配人と何回もの交替等々様々なことをやられた。商工ローンを相手にするような事件では、代理人費用を支払って争える人はほとんどいない。ほとんどが泣き寝入りだと思われる。上記事件も基本的にはそうで全く費用がない当事者だった。保証人が数多くおり、物的担保の仮登記を取られ、訴訟をする必要があったので訴訟をした。相手方が不誠実で、いかようにも訴訟を引き延ばそうとするときは、有効な方法は敗訴者負担しかない。不当抗争など不法行為で訴えて弁護士費用等の請求は出来ないわけではないが、その費用や時間は限りなく惜しい。不誠実な相手方に別訴や反訴は思うつぼではないか。それを原因に幾らでも引き延ばせる。裁判所も不法行為の認定はそれなりに厳しいので、必ずしも味方になってくれるわけではない。負けるべき事件は負けることを前提に、如何

に依頼者の損害を少なく食い止めるかの観点で代理人活動が行われるようになると、訴訟はどんなにかやりやすくなるか考える。そのためには、敗訴者負担が必要。ほとんどリスクなしに引き延ばせるだけ延ばそうという態度(そういう人に限って「確定してから和解して元金だけ支払えばいい」という態度)で、資金力のある強者が弱者に対して向かってこられたら、敗訴者負担でもなければ到底対抗できない。

信販会社から、このままでは裁判になると言われて全額支払ってしまう消費者がいる。本来、信販会社と加盟店との間で話をつけるべきである。消費者は裁判にするという言葉に弱い。弁護士報酬の敗訴者負担には反対である。

全額敗訴者負担を原則とするのではなく、訴訟当事者から申し立てがあった場合に、事案から考えて相手方に弁護士費用を負担させるのが相当であると認められるときに限り、裁判所が相手方の弁護士費用の負担を命ずるものとする。相手方に負担させる弁護士費用については法律上の上限を設け、さらに弁護士報酬負担の申し立てがあった場合でも事案に応じ裁判所がその一部のみを負担を命ずることができるものとする。行政訴訟、公害訴訟など当事者間の訴訟追行能力に著しい差が認められる類型の訴訟について、企業等でない消費者や一般人の側に弁護士報酬の負担を命ずるのは、訴状の内容からして明らかに不当訴訟と認められる場合に限定する。法律相談を受ける際、弁護士費用を相手方に請求できないのかと聞かれることが多い。訴訟によって受けることのできる経済的利益が弁護士費用を下回ってしまうような場合にはほとんどの場合事件の受任には至らない。実社会には、法律的に考えれば明らかに不当な行為なのに、1人あたりの実際の損害額が小さいために、訴訟などで問題にされることもなくまかり通っているというものも相当数あると思われる。実際に弁護士や裁判所を利用している者から取ったアンケートの結果などでだけ敗訴者負担の導入の是非を論ずるのは相当でない。日弁連からは、「敗訴者負担反対の意思表示」を呼びかける文書が連日送られて来ているが、弁護士費用の敗訴者負担制度を導入が議論されているのはそれなりの理由があり、「弁護士会側の意見が十分に通らないのでとりあえず潰す」というやり方が通用するような状況にはないと思われるので、私としてはこのような日弁連の「闘争方針」は支持できない。ただし、敗訴者負担制度を一律・全面的に導入してしまうとかえって司法に対するアクセスを阻害する場合があります。机上の議論だけで敗訴者負担が相当な類型と相当でない類型を適切に分類しうるとも思われないので、当面は受訴裁判所が弁護士費用の敗訴者負担を相当と認める場合にのみ、相当と認める範囲で負担を命ずる制度を導入し、その運用状況を見て敗訴者負担を認める範囲を確定していくのが相当であると思われる。行政訴訟、公害訴訟など消費者側の負担による弊害が大きい類型の訴訟については、明らかな不当訴訟の場合にのみ消費者側の負担を認めるという原則を明記することにより、司法へのアクセスの萎縮効果を防止すべきである(日弁連では「片面的敗訴者負担」という主張もされているようであるが、行政訴訟などに属する類型の訴訟でも、明らかに濫訴だと思われるようなものは存在するので、事案の如何を問わず一律に「片面的敗訴者負担」とするのは相当でなく、むしろ当事者間の実力差は弁護士費用の負担を相当と認めるか否かの重要な判断要素とするにとどめた方が結果的にはバランスの取れた制度ができる

ものと思われる。)。国民の司法に対する関心は近年急速に強まっており、一般市民からの意見はむしろ導入賛成論が多いのではないかと予測されるが、具体的な事件に直面していない一般市民には自分が敗訴者となった場合のリスクを十分に考慮していない者もいると思われる。世論に不当に惑わされ性急に「弁護士費用は敗訴者負担を原則とする」などといった制度を導入するのではなく、敗訴者負担制度のメリット・デメリットを十分に検討した上で適切な制度設計をされることを期待する。

自分の権利を主張するための費用は自分で負担すべき。

弁護士費用を敗訴者に負担させるのが公平であるという前提が誤り。あらかじめ勝敗が分かっている事件は判決までいかない。勝つ原因は、一にその事件の筋とその代理人の能力、裁判官の良心によるのであり、これに弁護士費用などの世俗的要因を入れる余地はない。勝てたのはその弁護士の努力によるものであり、感謝してその弁護士に弁護士報酬を支払うのが法の常識である。司法制度改革審議会委員の1人は弁護士報酬は布施であると言っているが、弁護士報酬は布施以上に強い意味で依頼者がその弁護士に支払うべき謝礼である。この事件勝てた場合は弁護士費用は相手方に負担させられますかと聞く依頼者にろくな依頼者はいない。事件の筋もいいかげんなものが多い。訴訟額に比べればわずかの弁護士費用さえ依頼する弁護士に支払うことに躊躇を覚えるような事件依頼者は誠実に訴訟を遂行する意思に欠けることがしばしばである。負けても弁護士費用を支払う能力と気持ちのないもののアクセスは増加させるかもしれない。しかし、そのようなものの要求をまともに取り上げるのが審議会の役割ではないであろう。敗訴者負担を巡って本来争わなくてもいいところが熾烈な争いになり、リーガルマインドに沿った解決を妨げられる可能性が高い。

対等な当事者間の訴訟でも、敗訴者負担になると提訴萎縮があると思う。

弁護士としての経験では、依頼者は相手方の弁護士報酬の負担を気にしており、それがないと分かると提訴の決意をすることが少なくない。片面的敗訴者負担制度を導入するのであれば、行政訴訟で行政側が敗訴した場合に原告の弁護士報酬を負担する制度に限定すべき。

アクセスの拡充のためには、法律扶助の充実、権利保護保険の整備、提訴手数料の低額化が必要。不法行為の場合に判例が弁護士報酬の回収を認めている制度を、社会的弱者が訴訟を提起した場合にも広く妥当させるべき。

敷金の返還を求める手段は少額訴訟しかない。敗訴者負担が導入されれば、家主側が弁護士報酬の負担を脅し文句に使うおそれがある。

手術による後遺症に苦しんでいる。調査を行い、病院を訴えることにしているが、訴訟をしたことのない個人にとっては、訴訟を起こすということだけでも精神的に辛い。働いて家族の面倒を見なければならぬ立場だが、満足に働けない状態では先が見えない。負けた場合に相手の弁護士費用を払うことになったら、家族全体が苦しみがいて生きていなければならない。泣き寝入りすることも考えざるを得ない状況になる。

市が産業廃棄物中間処理施設の設置不許可処分をしたことに対して業者側が処分取消を求める裁判をしている。この事件に、住民側が補助参加の申立をしている。

業者が意図的に流したのかもしれないが、住民から、手続を行うと業者が住民に対して裁判費用を請求するという噂が流れた。敗訴者負担が導入されると弁護士費用の負担が現実的な危険を伴うものになる。

今までの経験では不当訴訟は皆無である。不当訴訟の敗訴者への制裁は迅速な裁判の早期実現によりなされるべきではないか。

弁護士報酬がかかるため裁判などの法的措置をとってはこないだろうという計算が訴えられる側には自然な知恵として働く。この知恵は存分に使われている。裁判をすれば負けると分かりきっていることでもやり得である。弁護士報酬の敗訴者負担は当然のことである。ただ、勝訴・敗訴の判断が微妙な種類の訴訟はあるので、敗訴者負担の適用範囲を定める必要がある。また、個々に判断できると思える。例えば、金銭貸借問題は、弁護士報酬の敗訴者負担を適用するのによい問題である。

公害訴訟の代理人を経験したが、着手金はもらっていない。被害者側が敗訴しても弁護士報酬の負担はない。敗訴者負担制度が導入されると被害者は裁判を躊躇してしまう。濫訴防止が言われているが、裁判を起こす前に濫訴かどうかを判断することは難しい。株主代表訴訟等については個別に濫訴防止の制度が導入されている。

単純な貸金請求事件や建物明渡請求事件以外のほとんどは、提訴前の段階で確実に勝訴できるとは言えない事件ばかりのように思える。相手方からの主張立証を見ても見通しをつけることが難しい。担当裁判官に左右される面もある。

提訴時において一方当事者に勝訴の蓋然性が顕著に高いか、提訴に至る経緯に相当な理由があるか、請求の内容において公共の利害に関することがないかどうかなどを勘案して、裁判所は弁護士費用の一部の負担を相手方に命ずるとの制度設計が穏当と思われる。

行政訴訟では、違法とはされないまでも不当だとされることもある。行政によい影響を与える面もある。敗訴者負担で行政の適法性チェックがされないという事態は避けるべき。使用者と労働者は対等でない。組合と使用者も対等ではない。労働事件では紛争解決の基準が法律に明記されておらず、判例理論により構築された部分が多い。信義則などに根拠が求められるため、その要件が不明確であり、勝敗の見通しはつけがたい。消費者と事業者との間の格差は歴然としており、法規制も問題が起きてからされる。人事訴訟では勝ち負けよりも紛争解決に力点がある場合が多い。人間関係が複雑にからみ、勝敗の予想はつけがたいことが多い。公害被害者と大企業・行政では経済的格差が大きい。この分野も問題が起きてから法整備がされることが多い。市民間訴訟、零細企業間訴訟では、経済的格差はないかもしれないが、双方とも経済的に余裕がなく、弁護士費用の負担を恐れる。少額訴訟は額が小さいだけで市民間訴訟、労働訴訟など色々な訴訟があり得る。弁護士費用を払うと費用倒れになると言われるが、相手の弁護士費用を負担する可能性があるということになればなおさら萎縮する。

少なくとも労働裁判には敗訴者負担を導入すべきでない。裁判所の判断は公序良俗によることが多く、地裁と高裁で判断が逆転する例も多い。個別の判断でよほど悪質な場合にのみ敗訴者負担もありうるとする程度で十分ではないか。

弁護士報酬の敗訴者負担は当然である。一般国民が裁判に巻き込まれるのは

通常は一生に一度か二度のことで、当事者にとっては災難と言うべき事態である。このような場合に、当事者が、道理の通らない請求をして災難を引き起こした相手から、自分が負担した弁護士費用を取ることができて当たり前だと考えるのは当然である。公害事件や特殊な消費者事件を除く一般民事事件において、私の経験上、ほぼ 100 パーセントの依頼者が、裁判に勝ったら相手から弁護士費用は取れないのかと質問する。弁護士の扱う事件に占める一般民事事件の割合は 8 ~ 9 割以上と推測されるので、これは国民感情にも合致する。不法行為訴訟では弁護士費用の一部が損害として認められている。敗訴者負担制度が整備されないと、原告が損害の一部として弁護士費用を請求するか、被告が反訴請求する形で、判例による法理の形成を待つことになる可能性がある。その場合、敗訴者負担制度について法的安定性がない状態が続くことになり、当事者の利益を害するし、裁判官による恣意的な(と受け止められる可能性がある)判断によることとなる。反対論は原則と例外を取り違えている。反対論の想定する「市民」なるものはあくまでも例外的な社会運動としての性格を帯びた訴訟の類型であり、原則である 90 パーセント以上の通常民事事件が想定されていない。行政訴訟、消費者訴訟、交通事故訴訟、労働訴訟等については、典型的に例外規定とする形で対処すれば足りる。このような訴訟においても、現状は、個別の権利侵害の救済よりも社会運動としての性格を帯びた請求や個人的なこだわりの域を出ない訴訟をする例も多く、個別の請求の内容次第では、無理な請求をした当事者には敗訴者負担制度を適用すべき場面も多い。このような意見がまかり通ることは、司法が社会運動の一翼を担った後遺症である。日弁連自体は本来実務家の職能団体としての実務的な視点から 2 割司法の現状を自らの責任により改善する提案をしていくべきであり、実務家としての視点からの提案こそが裁判所・検察庁を納得させ、司法が一体として改善をしていく原動力となるはずである。実務家としての実体験や経験に立脚しない、原則と例外を取り違えた議論をすることは慚愧の念に耐えない。このような議論がまかり通ること自体が、司法が国民から遊離していることを顕著に示している。

勝訴した後に相手方から弁護士費用を取れないことに不満を述べる依頼者はいらるが、証拠上確実に勝てるとは言えない事案で弱者が泣き寝入りになるおそれがあることや、不当訴訟に対しては損害賠償が認められることを説明すると納得してもらえた。通常の市民感覚では敗訴者負担は提訴を萎縮させる。請求原因事実は認めながらも、分割払いや利息の軽減を求めるために応訴し、裁判所の和解勧告により妥当な解決が図られてきたという慣行があるが、和解できなかつたときに相手方の弁護士費用を負担する恐怖から、請求認諾をせざるを得ないという状況が頻発することになる。経済的に優位にある当事者が、弁護士費用の負担を和解の取引材料としてくることが考えられる。

労働関係の実態から言えば、法律上の最低限の権利さえ確保されない事例が多数ある。理由のない解雇、有給休暇がないか、あっても賃金保障が不十分、時間外の割増賃金が支払われない、地域最低賃金に違反する低額賃金などである。労使が自主的に交渉して解決することが困難で、裁判による解決を図らざるを得ない。解雇の場合はほぼ 100 パーセントが裁判になっている。裁判は権利確保のために

重要な役割をもっているが、労働側が裁判に常に勝利するとは限らない。証拠の確保 1 つとっても、使用者側は労働時間管理資料など豊富な資料を所有し、それを偽造したり秘密にしておける。敗訴者負担の影響は極めて深刻である。経営者側の弁護士の報酬は労働者側の弁護士の報酬よりもはるかに高額であることもある。組合の資金は関係者からのカンパなどによって何とかやりくりしている状態で、そのような資金の手当てはできない。

何千万円という負担なら問題だが、そのような心配はないと思うようになった。裁判という手段に訴えることは多くない。もし裁判になって勝ったなら、自分の弁護士への報酬の一部は相手に払ってもらうのが常識的。片面的敗訴者負担が議論されているが、反対である。所得隠しが明るみに出て税金が追徴されたとの報道があった。これを不服として行政訴訟で争う意向であることも報道された。このような訴訟に片面的敗訴者負担を導入すると、負けても負担はなく、勝てばその弁護士報酬の一部が税金で賄われることになる。このような結論に納税者である国民が納得するとは思えない。大企業を相手にする訴訟で片面的敗訴者負担を導入という意見もあるようだが、そのようなことになれば、企業が提供する製品やサービスにコストが上乘せされ、大多数の国民には迷惑なだけだと思う。

優秀な弁護士をつけられる人は真実でないにせよ勝訴し、弁護士をつけられない人は真実を主張していても敗訴してしまうのが現実ではないか。それを補うだけの構造を作らずに敗訴者負担制度を確立させるのはおかしい。

請求額を減縮させる弊害もある。不当提訴に対しては損害賠償が可能であり、それを柔軟に運用すれば足りる。

借家人の場合は家主から訴えられる場合が多く、弁護士報酬の負担を理由に裁判を回避するという実態がない。少額訴訟制度など誰もが気軽に利用できる制度の導入が求められる。法律扶助をもっと充実させるべき。

勝訴者が高い報酬契約をしていた場合にそれが敗訴者負担になるのは問題。

消費者被害は少額のものも多く、裁判にまで至らずにあっせんなどで解決している。消費者被害で裁判のハードルになっているのは弁護士報酬ではなく、消費者に情報がないことである。経済力や交渉力の然もある。たとえ一部負担だとしても理解できる人はいないだろう。片面的敗訴者負担制度には賛成。

訴訟当事者となる労働組合は、一般に、組合員数が少なく財政的基盤が整っていないのが実情で、企業との間には厳然たる力の格差が存在する。

公害訴訟では原告は経済的弱者である。懲罰的損害賠償が認められていないため、認容される賠償額は低い。公害訴訟で勝訴した原告は代理人弁護士の努力を知っている。得られた賠償金から弁護士に報酬を払うことについて紛争になった例を聞いたことがない。敗訴者負担を採用している諸外国にはそれを担保する法律扶助制度がある。裁判が長期化していることは問題。法曹が少ない、早い時期での証拠開示、争点整理を怠っていた、偽証の処罰に実効性がないなどの問題がその原因だと思う。我が国は誇るべき制度を持っている。それを崩してしまって、そのツケを国民に押しつけることのないようにしてもらいたい。

言いがかりのような訴訟を起こされ、勝っても、弁護士費用は自分持ちというの

は納得できない。敗訴した原告に支払わせて当然。企業は言いがかりの訴訟を多く受けるが、個人でも受けることがある。

日弁連の調査では、ほぼ勝訴できるのに弁護士報酬各自負担を理由に裁判を起こさないと答えた人は10パーセント程度しかいない。訴訟促進より抑制機能の方が強い。

闇雲に訴訟を提起する人が少なからずいることは知っているが、そういう人は勝てなければおかしいと確信しているので、弁護士報酬の負担を強いても提訴を思い止まるとは思えないし、執行を受ける財産もない人が多いのではないか。濫訴防止は弁護士による代理を強制することで果たすべきである。

交通事故で身内を亡くして裁判を経験した。相手方は刑事裁判でも無罪を主張した。亡くなった身内に落度があったと主張していた。はらわたが煮えくりかえる思いだった。民事でもめめたが、私の場合は勝訴は予想できた。弁護士が付いていれば、ある程度訴訟の結果の見通しを付けて裁判に臨んでいるのではないか。私のケースでは弁護士報酬もある程度回収できたが、それができない人がいるのは気の毒である。

弁護士に頼らなければ裁判など思いも寄らない。勝ったら相手から取れる方がいい。弁護士報酬はもっと安くしてもらいたい。片面的敗訴者負担には反対する。国や企業が相手だからいいというのは単純すぎる。言いがかりのような訴訟も多いのではないか。よく考えてもらいたい。

地裁では弁護士でない代理人は認められない。弁護士を使わなければ裁判をできないようになっている。弁護士報酬を訴訟費用と区別して扱う理由はない。負けたら2人分の負担だという話を聞くが、通常の民事訴訟で原告が完全に負ける率は低いのではないか。公害訴訟などでは着手金をもらわないで仕事をしている弁護士がいるという話があったが、この場合は負けても相手方の弁護士費用の負担だけで済むのではないか。弁護士は勝敗の見通しをつけて依頼者にとって最善の解決策を考えるのが仕事であるはず。勝敗の見通しも立たないのに訴訟をさせるとしたら、それはプロの仕事とは言えない。日本では、よくよく考えた上で訴訟に踏み切ることが多いのではないか。訴訟をする際には、敗訴した場合の訴訟費用の負担は覚悟しているはずだし、一時的にせよ提訴手数料を負担している。そこに30万円程度が上限の弁護士報酬の負担のリスクが増えることで本当に提訴が萎縮されるのか。片面的敗訴者負担には反対する。一方だけに負担させるのは不公平である。訴訟費用にさえこのような制度はない。

一方が裁判に勝てば弁護士報酬を相手から取れるが、負けたら相手の弁護士報酬は払わないという制度を検討しているのであればやめた方がいいと思う。なぜこのような不公平な制度が必要なのか、理由が分からない。

弁護士費用が取れないから司法アクセスが阻害されるということが実際にどれだけあるのか。訴訟をしなければ請求そのものが認められない。

各自負担が適当。敗訴者負担になると弁護士報酬の名目的な高騰を招くことにつながる。

市民や中小企業間の裁判は、裁判という結論が不明なものを利用するのだから、双方がそれぞれの弁護士報酬をもつ方がいい。国や企業と市民との間の裁判では、

国や企業が敗訴したら市民の弁護士報酬は国や企業もつべきであり、市民が敗訴したら当事者双方がそれぞれの弁護士報酬をもつべき。

負けた当事者にペナルティを与える制度には賛成できない。

勝敗の見通しがはっきりしているのに訴訟を起こす例の大半は金融機関が原告となっている案件ではないか。

男女の賃金・昇格差別問題で会社側と係争中である。一審で違法性が認められたが、差額賃金のごく一部が認められたに過ぎなかった。控訴しているが、控訴費用の負担は大変である。原告が全国に分散しており、裁判を続ける上で交通費の負担も大変である。差別を立証するための資料のほとんどは会社側が持っているため、不利である。これ以上負担が増えたら裁判を断念せざるを得なくなる。

仮に導入するのであれば、大企業間の訴訟に限るべきである。

商品先物取引関係の訴訟では、先物取引に手を出したこと自体が過失であるという感覚の裁判官に事件が配点されれば、大幅な過失相殺がされてしまう。交通事故のように過失相殺割合がある程度類型化されていけば見通しをもって行動できるが、先物取引の事案ではそのような基準はなく、リスクが高い。

自分で頼んだ弁護士の報酬についてはよく考えることができるが、相手の弁護士報酬のことまで考えなければならぬことになれば不安である。

労働紛争は激増しているが、泣き寝入りが少ない。裁判に費用がかかりすぎること、労働者が経済的に困窮しており、経済的な余裕がないことが理由の1つである。敗訴者負担が導入されると裁判を諦めざるを得ない。

弁護士報酬は弁護士と依頼人との間の話し合いで決まるもので、予め決まっているわけではない。一般的金額をもとに算出すると、実際の額との間に差額が出る。実際の額を負担させるとすれば不公平である。例外が多いのでは分かりにくくて困る。

一般市民、小規模事業者を顧客として弁護士をしている経験から言うと、市民対市民、市民対事業者、事業者対事業者いずれについても勝訴のみ見込みは不確定である。

裁判のことはよく分からないが不安を感じる。

過労死問題に取り組んでいるが、敗訴する確率が高そうでも、今までの考え方が間違っているとして裁判を起こす必要があるという状況がある。このような状況があるのは過労死問題だけに限られない。類型を分けて敗訴者負担を導入することも実際に不可能である。

じん肺患者の損害賠償請求訴訟に関わってきた経験から言うと、裁判と言うだけで手を引く労働者が多い。更に負担が増えると、裁判を起こすなどよほどのことでない限り無理なことになってしまう。

労働、公害、住民訴訟などではただ同然の着手金しかもらわずに事件を受けてきた。事務所の負担額が400万円近くになった事件もある。住民訴訟で勝訴して報酬をもらうこともあるが、それはごく少数である。このような事件が先進的な判例を生んできたことを忘れないでほしい。今でも敗訴した事件で相手から提訴自体が不法行為だといって訴訟を起こされることがある。不法行為であれば支払うのもやむを得ないが、敗訴者負担は結果だけで費用負担が決まるため、問題である。敗訴者負担

制度は裁判所にも大きな精神的負担を与える。

訴訟費用ですら相手から回収したことは1度もない。債務名義通りの額を完全に回収できることはほとんどない。訴額分自体が完全に回収できるわけではない上、負けたときに相手の弁護士報酬を負担するとなると、現状より裁判を諦めるケースは増える。これは政策形成型訴訟に限った話ではない。盲目の依頼者がお金をだまし取られたという事件を担当したが、書証がないために苦労した。裁判官の心証も不利だと感じた。この事件は、相手方の筆跡の銀行の伝票を何とか見つけることができ、和解になった。裁判を経験したことのない多くの人には負けた方が悪いから負担すべきという話の方が理解しやすいだろうが、真実を主張してそれが認められないことがあるという現状を体感して萎縮的效果を考えていただきたい。

勝訴者が正義であり、費用回収ができるのが公平だという考えには賛同できない。どちらも訴訟を通じて紛争を解決できたのだから、弁護士費用は各自負担の方が公平である。

不当な提訴に巻き込まれて勝訴したのに弁護士費用は自分持ちになるのでは理不尽だとは思いますが、それよりも、一般市民が訴訟提起をためらうという悪影響の方が大きいと思う。裁判の紛争解決機能を考えれば、各自負担の方が公平である。

大企業間の訴訟提起を促す場合はあっても、国民一般に対しては萎縮的な効果をもたらす。司法制度改革審議会の提言に沿って、司法アクセスを促進するか否かという観点から訴訟類型別に導入の範囲を慎重に検討すべきであり、形式的な一律導入はすべきでない。敗訴者に全面的に相手方の弁護士報酬を負担させるべきとの考え方は懲罰的な思考である。当事者が訴訟解決のための費用として各自負担することが正義である。司法へのアクセス拡充のためには片面的敗訴者負担制度の導入を実現すべきである。

児童虐待で問題になっている認可保育園の保護者の代理人として提訴準備をしている。この訴訟の原告団には虐待を受けた児童の保護者は入っていないが、問題のある認可保育園なので、園及び理事長の責任を追及したいとの保護者の依頼を受けて弁護団を結成し、どのような形で訴訟をするのがよいのか検討している。勝訴の見込みは低い、保育園の内情を明らかにし、責任を追及し、市や県にも今後の監督を徹底してもらいたいとの思いから、保護者は提訴を決意した。私はボランティアに近い費用で事件を引き受けた。敗訴者負担になると、相手方の弁護士費用の負担が加わる上、相手が高額な費用を払って著名な弁護士に依頼することも考えられるため、提訴萎縮的效果が大きい。ボランティアで引き受ける弁護士を見つけても提訴を諦めてしまう。現行制度を維持すべきである。

セクハラ被害では個人とともに会社にも責任を問うことがある。自分の弁護士以外に何人もの弁護士の費用を負担する可能性があるかと泣き寝入りになる。

何十万円(場合によっては何百万円)にもなる相手方の弁護士報酬を負担することになれば訴訟という解決手段を選択の外に置くことになる。

現行法でも不法行為類型において加害者に弁護士を負担させる判例があり、司法へのアクセスに貢献している。個人間の訴訟、個人と事業者間の訴訟、一定規模以下の事業者間の訴訟については敗訴者負担を導入すべきでない。諸外国の

例を参考とする場合は我が国の司法制度との相違を考慮すべきである。敗訴者負担はあらゆる種類の訴訟で萎縮的效果をもたらす。逆に、制度導入によって司法アクセスが促進するという事実は明らかにされていない。弁護士を対象としたアンケートでは93パーセントが敗訴者負担の原則的導入に反対だった。行政訴訟(国家賠償請求、損失補償請求を含む)など公益性を有する訴訟については片面的敗訴者負担を導入すべき。

現行の制度でも、裁判をする場合の金銭的、精神的、時間的な負担は大きい。濫訴などあり得ない。

中小企業は銀行の貸し渋り、貸し剥がし、大企業の一方的な取引条件の変更など様々な問題に直面している。裁判を利用したいと思っても、経済的・時間的理由や裁判への期待の程度などから泣き寝入りになっている。敗訴者負担は泣き寝入りを更に増加させる。

市民オンブズマンの依頼者からの事件を受けた。弁護士費用は全くもらっていないし、最高裁の口頭弁論のための旅費も自分で負担している。相手方の弁護士は着手金や旅費をもらっていると思うが、その財源は税金である。違法な処分をした側の弁護士の報酬が税金から支払われ、違法を主張した側の弁護士費用は自分持ちというのは不正義、不公平である。行政訴訟、国家賠償訴訟には片面的敗訴者負担を導入すべきである。

敗者のうちで一定の者について裁判所が負担を判断する制度が必要である。集団訴訟、懲罰的賠償等の制度を取り入れるべき。

敷金返還請求訴訟で本人訴訟の支援をした。契約内容を否認されたら敗訴の確率が高いことを説明したが、依頼者の提訴の意志が強かったので提訴した。相手方から契約書原本の提出があり、勝訴的和解で終結した。敗訴者負担が導入されていたらこのようなケースでは提訴できなかったと思う。この依頼者は自分の弁護士報酬の支払すら困難だったために本人訴訟を選んだ。

消費者被害の分野では、有益な判例は少なく、業者側に有利な契約書がある。住民訴訟がやりにくくなる。

一般国民は敗訴した場合のリスクを他に転嫁できない。敗訴者負担制度は訴訟抑制のための制度である。労働者、消費者、公害の被害者等の弱者に厳しい。

不法行為の場合は弁護士報酬分も損害として請求できる。これには根拠があると思うが、一般の訴訟で敗訴者負担にする根拠がない。勝てない裁判を起こしたこと自体が違法だということになりかねない。

政策形成型訴訟、公害訴訟、医療過誤訴訟、消費者対企業訴訟などについては片面的敗訴者負担の導入が望ましい。

行政訴訟の経験から、国などが資料を独占しているために勝つのが容易でないと実感している。住民が行政訴訟を起こした場合の敗訴者負担には反対する。

弁護士が証拠を収集する手段が限られているので、証拠に基づく確証ある予測をすることができない。報酬規定の額を告げただけでも依頼者は躊躇する。

庶民にとっては自分の弁護士報酬だけでも大きな負担である。

医療過誤訴訟では、診療行為が密室で行われる、被告側の専門領域で戦わざ

るを得ない、医療界に相互批判を許さない体質があるなどのハンディがあるのに、患者側が医師側の過失等を立証しなければならないため、原告勝訴率が40パーセント弱であり、通常訴訟の半分以下になっている。提訴萎縮的効果は顕著である。医療過誤訴訟では、原告である患者側が勝訴した場合は弁護士費用の一部を相手に負担させるのが判例である。このような分野に敗訴者負担を導入するとアクセスは後退する。

制度を変えるのならそれなりの理由が必要。報酬規定もなくなり、額の認定についての裁判所の負担が増える。反対である。

弁護士等に頼らなければ裁判をすることが難しくなっている今日、弁護士報酬の敗訴者負担は理にかなった制度である。弁護士会は、簡易裁判所の管轄を検討していたときには、地方裁判所の事件は難しく、弁護士がいないとだめだという話をしていたように思うが、なぜこの制度に反対するのか分からない。片面的敗訴者負担は不公平な制度なので導入しないでほしいと思う。司法へのアクセスの拡充なら、弁護士に気軽に相談できるようにするとか、司法書士の活躍の場を広げることを考えた方がいい。弁護士と司法書士が競争して、安くて良いサービスを受けられるようにした方がよい。

サラ金被害者対策に取り組んだ経験では、裁判官は先例、判例がないため腰が引けていると感じた。敗訴が続く中、1つの勝訴判決をきっかけに勝訴判決が出るようになった。結果として貸金業規制法が制定された。先例のある事件だけしか持ち込まれないようになると、司法が硬直化する。

弁護士報酬を回収できることによる提訴促進効果よりも提訴萎縮効果の方が大きい。同じ額の負担であっても経済力の弱い者にとっては重い負担になるという弊害もある。一部に片面的敗訴者負担を導入すべき。

裁判利用の数が少ないときに必要なのは法律扶助の充実である。敗訴者負担を導入すると裁判利用はますます減る。有力企業や病院の代理人の報酬は1桁ちがうこともある。一般国民には負担できない。

民事訴訟では勝訴した者が常に正しいとは言えない。人事訴訟では勝ち負けという観念がなじまない。敗訴者に弁護士費用を負担させるのが当たり前という考え方はなじまない。

勝つと分かっているのに弁護士報酬の負担を気にして裁判を諦める人はいない。弁護士報酬を差し引いて残りがあれば訴訟をするし、弁護士報酬を差し引くとマイナスになるような場合は本人訴訟をする。それでもなお訴訟をしないとすれば、それは相手方から回収できる見込みがないからである。

賃金請求事件は比較的簡単で、敗訴者負担を導入しないと権利が目減りするという意見があるが、このような訴訟でも簡単ではない。証拠は使用者側が握っている。思わぬ抗弁が出されることもある。

隣にマンションが建設され、日照権が侵害されるため、仮処分申請をした経験から反対。環境権の分野では日々新しい進展がある。裁判官が正しい判断をするとは限らない。

裁判所の判断に従わなければならないという国民感情はあるが、相手の弁護士

費用まで払わなければ行けないというのは行き過ぎ。

労働訴訟では、使用者側はいくらでも証拠を作り出せるが、労働者側がその真偽を争う資料を収集することは困難である。

弁護士に相談して、勝訴しても弁護士費用の足しにもならないことが分かった。勝ち目があってもお金がないために訴訟を起こせないのはおかしい。敗訴者負担なら私は戦うことができる。力の差が大きく、勝つことで多くの人の利益になる訴訟には敗訴者負担を導入してほしい。

公平を言うのなら訴訟費用の額を見直すべきである。書記料、出頭日当の額を増額するなどして勝訴者の負担を減らすことができる。

大企業と中小企業間の訴訟、中小企業間の訴訟には導入すべきでない。下請代金支払遅延防止法は親事業者と下請事業者には資本の額に応じて格差があることを当然の前提として下請事業者保護の規定を置いている。企業間には格差があることは下請法以外にさまざまな中小企業保護立法が存在することからあきらかである。敗訴者負担は控訴・上告をしにくくし、三審制を形骸化させる。濫訴防止を理由にするのは本末転倒である。

現在は制度を導入する状況にない。司法の容量が拡大し、濫訴の弊害等の不都合を解決しなければならなくなった将来において考慮されるべき。

通常の訴訟は敗訴者負担にすべきである。行政訴訟、敗訴者負担にすべきでない訴訟については裁判所が判断すればよい。

弁護士の報酬は提訴前の活動も含めてのものである。訴訟になった場合にその一部を敗訴者に負担させるのはおかしい。

弁護士報酬を回収したい場合は、当事者が申立て、裁判所が判断するようになればよい。今でも、不法行為に基づく損害賠償ではそうなっている。被告の弁護士報酬を回収しやすくするために、簡易な反訴のシステムを作り、裁判所が判断すればよい。

自分の経験では原告は個人の場合が圧倒的に多い。個人が企業を相手にする場合には提訴を萎縮させるし、個人間の訴訟の場合は、制度が導入されても相手方から回収できないために意味がなくなることが多い。

訴訟類型ごとに訴訟の利用促進になるかどうか慎重に検討すべき。片面的敗訴者負担についても検討すべき。

消費者に対して業者は裁判で決着をと言ってくる。今でも消費者は提訴を躊躇する傾向がある。個人間、中小企業間でも導入すべきでない。

賃金差別などの訴訟の場合も、セクハラ、DVの訴訟の場合も、最後の手段として裁判に至っている場合が少なくない。敗訴者負担では裁判を諦めざるを得ない。アクセスの拡充のためならば、セクハラ、DV訴訟での立証責任の転換、法律扶助の充実を優先すべき。

従来、欠陥住宅の被害者は、不具合があってもそれが欠陥なのかどうかすら判断できず、訴訟によって法的な請求をすることは非常に困難だった。常識に反する判決が下されることも多かった。住宅ローンを抱えた被害者が欠陥住宅訴訟を提起することは、現在でも相当の負担であり、印紙代や鑑定費用などが調達できる見込みがない

ため、訴訟を断念せざるを得ない被害者もいる。さらに、欠陥住宅訴訟においては、欠陥の有無や適切な補修方法並びに補修費用の算定など、専門的な判断による部分が大きく、裁判の結果については、予測が困難であるため、裁判を起こすことに躊躇する被害者も多いのが実情である。被害者が勝訴すれば、損害額に加えて、自らの弁護士費用の一部を損害として賠償してもらえることがあるが、これは被害者救済のための運用である。このような実務の運用を、さらに法制度として全面的弁護士費用敗訴者負担制度にしてしまえば、被害者は、敗訴（一部勝訴も含む）をおそれ、泣き寝入りを余儀なくされる。

敗訴者負担制度の導入に反対する。現行制度のもとでも、裁判の長期化（労働委員会で勝利命令を得ても100%会社側は行政訴訟に持ち込み長期化している）、無収入状態での生活維持をとまなう裁判闘争など困難が多く、提訴に踏み切るのには大きな勇気が必要である。

医療過誤訴訟では、過失判断の基準となる医療の水準が明らかでない。日本の医療水準を向上させてきた原動力は、敗訴の可能性が高いのにもめげずに医療過誤訴訟を起こしてきた人達の努力である。

契約書で違約罰が定められている場合が多く、これを超えて弁護士報酬を負担させるのは問題。お金のない人の場合は、後で相手から取れるからと言われても本人訴訟を行う可能性がある。その結果、本来勝つべきだったのに敗訴ということになって相手の弁護士報酬まで負担させられるとすれば不当である。紛争になった場合に裁判を起こしやすくすることも重要だが、その前に、そもそも紛争を減らそうという努力をするような法制度を考えなければ社会の健全な発達が阻害される。勝訴すれば弁護士報酬を取れるということになると、和解がしづらくなる。弁護士報酬の負担がアクセス阻害の要因ならば、敗訴者負担ではなく、法律扶助の拡充、自由競争による報酬の低額化、裁判所の充実による事件あたりの弁護士の労力の軽減、権利保護保険を考えるべき。

使用者との間で格差がないと評価できるだけの労働組合は稀であり、そのような組合と使用者の間での訴訟は通常は考えられない。組合と使用者の間の訴訟は、組合活動の違法性を主張して組合に名誉毀損、業務妨害等を理由に損害賠償を求めるケース、組合が原告となり、使用者の団体交渉拒否、支配介入に対して不当労働行為に該当し違法であることを主張して損害賠償を求めるケースがほとんどである。訴訟当事者となる組合は一般に組合員数も少なく財政基盤が弱い少数組合や個人加盟の組合が圧倒的に多い。使用者間との力の格差が存在する。

不当な裁判をした者には敗訴者負担とは別の措置をとるべき。

一般民事事件でも対等な当事者はいない。裁判はどんな裁判でも弱者救済の側面を持っている。部分的な導入もやめてほしい。

霊視商法の被害者の事件の経験から、敗訴者負担があったら宗教団体を相手に訴訟をすることは極めて困難だったと言える。

ディスカバリー制度のない弁論主義では真実が認定されとは限らない。取引のある不動産業者から、販売実績がほしいという理由で、2年後に契約金額で買戻すとの条件で不動産を購入した依頼者の事件を担当した。契約書にはこのような特

約はなく、相手は争った。一審は口頭の約束を認定してくれたが、珍しいことらしく、新聞報道された。このような口頭の約束を認定してくれる可能性は少ない。

最近あった商工ローン相手の訴訟では、主張も証拠も全国的にほとんど同じだったのに、裁判所の判断は分かれた。裁判の結果の見通しは困難である。

弁護士費用は充実した訴訟を進行させるための社会的コストである。敗訴者に負担させれば足りるというものではない。

敗訴者負担であれば良かったと思われる事例を2件経験した。支離滅裂に近い理屈で訴えられた依頼者の代理をした例と、土地の明渡の事案で着手金の話をしたところ委任を断念された例である。しかし、それ以外で敗訴者負担でなければならぬと感じたことはなく、むしろ逆の印象である。

ほとんどが実費程度であるにしても、弁護士の費用を負担してまで住民訴訟をしようとする人は稀である。敗訴者負担になったらこのような訴訟を抑圧する結果になる。

在留外国人は日本人以上に裁判を起こすことを諦めざるを得なくなる。

相手が払うかどうか分からないのに成功報酬を支払うことに矛盾を感じる。回収できた額から着手金と訴訟費用を控除した残額の一定割合を成功報酬とするべきである。

行政、独占禁止法、消費者契約法による取引約款無効確認、環境侵害行為の差止などには片面的敗訴者負担の導入を検討すべきである。証拠の偏在等を考えれば実質的な公平を図る制度である。

相続事件を担当し、相手方(相続人4人)に対して10年間にわたってプールされたマンションの賃料の引渡を求めているが、相手方は誰が賃料の保管者であるのかすら明らかにしないので、4名全員を被告とせざるを得ない。敗訴者負担が導入されると、このようなよくある事例で相手方全員を被告とすることができなくなる。

紛争解決の費用は原則として当事者が負担すべきであり、紛争解決が社会全体の利益になるなら社会がその費用の一部を負担すべき。当事者間の費用分担は紛争の生じた原因に応じて負担するのが公平であろうと思われる。一方の当事者だけが原因で生じた紛争ならば裁判にはならないだろう。だから、敗訴者へのみ負担させるのは妥当でないと思われる。

敗訴した場合の弁護士費用を予測できるかどうか重要。予測が困難だと訴訟回避の現象が起きる。

前提として、弁護士費用が高すぎる。一般市民は弁護士に相談するといくらかかるか分からないと思って相談を躊躇しているのが現状。法律扶助の活用により費用への不安感は解消できるが、活用状況が低い。弁護士が依頼者に、あえて報酬を低く抑える法律扶助制度の説明を積極的に行っているとは思えない。法律扶助の充実と広報が必要である。実際に経験した例で、消費者金融から80万円の貸金請求訴訟をおこされた依頼者の事件がある。弁護士に依頼するといくらかかるか分からないと考えて本人訴訟をしたが、何をしたいか分からず、法律相談に来た。消費者金融は直前の80万円の貸金のみを取り上げて請求してきた

が、依頼者の話では10年前から取引があるということだった。最終的には取引履歴を開示させて、逆に100万円の過払金を返還させた。敗訴者負担であればますます弁護士に依頼しづらくなり、このようなケースで不当な結果になる。

消費者被害は深刻化している。クレジットの分からない高齢者に年金で払えると言って契約させている。預金口座引き落としのため、被害者は理解しないままに生活に困って生活保護を求める。業者と交渉しても、不当勧誘と言うなら立証責任はそちらにあるので裁判の場でどうぞなどとうそぶく。消費者問題の判例を増やしてADR機関での規範となることが望まれる時期に消費者が裁判にアクセスする勇気をくじくことになるのは問題。

現在の制度で不都合を感じるのなら、不法行為に基づく損害賠償請求訴訟等一定の裁判において確立されているように、弁護士報酬の一部を敗訴者負担にさせることができる既存の制度を裁判実務の中で拡充させることにより、個別案件ごとに弁護士報酬を敗訴者に負担させるべき事案か否かを判断できるようにする方が合理的である。

消費者と事業者との間の訴訟で両面的敗訴者負担を導入すべきでない。消費者契約法の消費者、事業者の定義を利用するのは適切である。消費者と事業者との間の訴訟を敗訴者負担としない理由として、力の格差を挙げる見解があるが、力の格差が訴訟の利用を萎縮させるところに理由があると考え。敗訴者負担としない理由としては訴訟の見通しがつきにくい点に求めるべきで、力の格差はその一要素に過ぎない。この10年で国民生活センター等に寄せられる相談件数は17万件から65万件に増えたが、それですら消費者苦情全体の2.3パーセントに過ぎない。裁判の利用はほとんどない。消費者の司法へのあうせすの拡充が必要である。消費者事件で裁判が利用されない最大の要因は勝訴の見通しがつきにくいことにある。口頭説明の立証は困難であり、情報も事業者に偏在している。欠陥による損害を請求する場合は専門的知識が必要になる。法整備も現実には追いついていない。経済力の差もある。事後的に消費者が救済されにくい構造になっている。消費者被害は中産層が多いため、法律扶助が改善されても事業者との経済量の差を埋めることはできない。敗訴しても、救済されなかったことが不当だということが政治的解決をもたらした例もある。敗訴者負担になると法律扶助の勝訴の見込み要件が厳格になり、勝訴の見通しの困難な事件への扶助が困難になるおそれがある。成功報酬制度にすれば敗訴しても片方だけの負担であり問題ないという意見があるが、一般的に成功報酬制度を弁護士報酬制度の基本とすることには問題がある。不法行為の場合は判例により勝訴した場合に弁護士報酬を回収できるようになっている。このような分野に敗訴者負担を導入すると敗訴した場合の費用負担のリスクを生じさせ、被害者救済を減殺することになりかねない。

医療過誤訴訟では、資料の乏しい患者、遺族のために、通常基準で計算すると多額になる着手金を大幅に減額し、その代わりに勝訴した場合の報酬を多めに請求することが多々ある。敗訴した場合の危険を弁護士が負担しているとも言える。敗訴者負担になるとこのような弁護士の努力も意味のないものになってし

まう。弁護士費用の各自負担で訴訟を断念するのは少額の請求だと思われるが、そのような訴訟は弁護士を利用するだけの価値が相対的に乏しい事件であると思われる。本人訴訟(少額訴訟)等の利用を促すことが必要である。

片面的敗訴者負担を導入すべき。公益に資するというだけでは正当化できないが、弁護士報酬を他に転嫁して補填できる事業者と、それができない一般消費者等で区別を設けることは正当化できる。もっとも、事業者と言っても個人事業者のような小規模のものは多いし、大規模に事業展開をしている事業者も正当な権利行使によって不利益を受けるいわれはないという問題もある。そこで、片面的構成を原則としつつ、裁判所の裁量によって各自負担を命じることができることにすべきである。

一般市民の多くは、勝訴した場合は弁護士に感謝しつつ報酬も不満なく支払う。敗訴した場合は判決自体に不満であり、相手の弁護士報酬の負担を納得できるはずがない。

特に強調すべきなのは、応訴強制により訴訟に否応なく巻き込まれる被告の保護である。制度のとらえ方として、被告にも十分な司法サービスを提供される基盤としての側面も考慮すべきである。敗訴者負担を導入しない例外として、被告の保護という考慮の必要性が定型的に低い類型を考えることができる。片面的敗訴者負担については慎重であるべき。被告の弁護士の役割の重要性、対立当事者間の利害調整の問題をすり替えることへの疑問が指摘されており、これに共感する。敗訴者が負担すべき額については、敗訴被告に酷にならず、敗訴被告の予測可能性を害さない形での定め方を考えるべきである。

負ける訴訟を引き受ける弁護士がいなくなって、裁判自体がなくなる。そうになると、不正を働く悪徳者が世にはびこる。

裁判をギャンブル化することは望ましくない。他の先進国は勝訴見込みのない訴訟を行うことで相手方に不利益をもたらす嫌がらせ的訴訟を抑制するために導入しているのではないかと、日本は訴訟ではなく示談で解決を図る傾向が高いため、制度の導入は逆効果だと思われる。

権利関係が明白な場合に限って敗訴者負担を認めるべきである。政策形成とか、国(自治体)、大企業を当事者とする場合といった場合分けは適当でない。国等が当事者の場合、訴訟費用は税金で賄われるが、濫訴と言えるケースまでそのような税金の使用が正当化されるとは考えられない。私企業の場合、企業規模だけで場合分けするのは平等原則違反である。

行政訴訟には導入すべきでない。民事訴訟・人事訴訟について、個人間の訴訟では、結果が不確実であり、アクセスに逆行するので導入すべきでない。個人対事業者の訴訟については更に力の格差があるため導入すべきでない。事業者間の訴訟でも原則としてアクセスに逆行するので導入すべきでない。

医療過誤の分野では治療情報を提示させる仕組みがなければならない。

企業献金の不正をただすことができなくなる。福井地裁での判決は、政治献金について国会で議論されるきっかけとなった。敗訴者負担があると、判例変更を求めたり、判例の射程距離を確認するための裁判はできなくなる。

消費者問題で、業者に対して、同様の事例で消費者が勝っている裁判例があると言って解決案の提示を求めることがある。消費者問題に関心のある弁護士の力を借りて、全ての消費者のために勝訴判決を得るべきだと思って裁判に臨む例は沢山ある。敗訴者負担だと裁判はできない。消費者が勝ったときのみ敗訴者負担になればいいと思う。

権利を侵害されて訴訟を提起せざるを得ない当事者、不当に提訴され、応訴を余儀なくされた当事者などのことを考えると、観念的にはよい制度のように思えた。しかし、これは訴訟の実態を考慮していない考えだった。過労死裁判などでは敗訴者負担だと提訴を諦めてしまう。一般の民事事件で、明らかに不当な請求であり、こちらから提訴自体を不法行為として訴訟を提起しようとしていた事案でも、一審で敗訴し、控訴審で逆転勝訴したことがある。

弁護士報酬を回収したい当事者は、原告なら請求に含めればよいし、被告なら反訴を提起すればよい。そうすれば、訴訟の中で弁護士費用の必然性や金額の妥当性が問題になるので、一番妥当な解決ができる。

法曹人口の拡大、司法書士の業務範囲の拡大により、代理人報酬も軽減される。代理人への報酬が負担となって訴訟を諦める人はいなくなる。敗訴者負担は訴訟型社会での足かせである。

テレビ番組でも同じ事案で弁護士の判断が分かれている。弁護士の見通し通りに裁判が進むことがあるのかと疑問に感じる。弁護士を信頼して裁判をし、負けて、相手方の弁護士費用を負担しなければならないのはおかしい。弁護士を信頼して損害を受けたのだから、弁護士に対して損害賠償を請求する権利が生じるはずである。こうしたトラブルが増加したり、弁護士業務の障害になる。

経済力、証拠収集能力に構造的な格差がある消費者と事業者との間の紛争には敗訴者負担を導入すべきでない。

11万円の返還請求訴訟や12万円の返還請求訴訟を受任し、それぞれ和解で8万円、10万円の支払を受けた。報酬として4割もらったが、依頼者からは高いとか弁護士に頼まない方が良かったとは言われなかった。消費者事件、労働者と使用者の事件、発注元と下請け等の事件、公害・環境事件、当事者間に格差のある事件、人事訴訟、市民間訴訟、中小企業者間の訴訟については導入すべきでない。

金銭的な問題よりもむしろ社会的な好奇心の目にさらされることが理由で裁判をためらっている人も多いと思う。

消費者事件、公害事件では弁護士は手弁当で活動している。勝訴の見込みがないこともあったが、これを許してはいけないという気持ちで頑張ってきた。自分の報酬がなくても、敗訴者負担がなかったから頑張ることができた。

医療過誤訴訟では、患者側は、弁護士費用以外にも多くの実費がかかる。カルテを入手するための証拠保全の費用、医学文献のコピー代、調査に協力してくれた医師への謝礼や鑑定費用などである。患者側はこれらの費用を自己負担しなければならないが、医師側はしばしば医師賠償責任保険等に加入しており、自分の弁護士費用は保険で賄われるのが通常である。医療過誤訴訟では、真実を

知りたいという気持ちや医療改善への期待が動機になって訴訟に踏み切る面もある。敗訴者負担になれば、提訴が抑制されることのほか、医療水準のレベルの低下も懸念される。

一般市民にとって住宅の購入は大きな経済行為であり、建築費用に充てるため預貯金を使ったり多額の債務を負っているのが普通である。そのため、自分が依頼する弁護士への着手金や建築士への鑑定費用などの工面にも苦労し、訴訟を諦めることもある。

アクセスを拡大すればするほど望ましいものではない。弁護士報酬の存在が、弁護士をつけるだけの価値がない訴訟類型を排除する機能を有しているのなら、それを積極的に評価するという議論も成り立つ。どこまで司法へのアクセスを拡充すべきかについて議論されることを期待する。弁護士報酬の負担に関するルールが司法へのアクセスに影響を与えるか否かについては実証的な研究が乏しい。一定の負担ルールを作ることで、個別の事案にとっては必ずしも適切でない硬直的な処理を強いることにもなりかねない。一方のアクセスを拡充することで他方のアクセスが阻害されることもある。アクセスの総和を増加させたいのなら、端的に当事者の一方ないし双方に補助金を出す方が近道で、敗訴者負担か否かを議論するのは迂遠である。弁護士報酬の負担は当事者間の利害調整の問題であり、アクセスの容易化のために負担ルールを変えるという問題設定はミスリーディングではないか。当事者の一方がリスクに対して耐久力がある場合、耐久力のある方に負担を課すことで、一方のアクセスを阻害させずに他方のアクセスを容易化することが可能である。この意味で片面的敗訴者負担には合理性が見出されるように思われる。この場合、敗訴者負担は補助金政策の等価物であるから、負担額の算定も法律扶助における考え方と平仄を合わせることが望ましい。当事者間でリスクに対する耐久力に差がない場合は、アクセスの容易化とは別の原理で弁護士報酬の負担ルールを決めることになる。公平の原理を優先すべきであるという意見に抽象的に賛成する。公平という観点から考えた場合、訴訟をせずに権利が実現されたら得られたであろう地位を回復すべきという考え方があるが、提訴又は応訴について無過失責任を採用するということなので、対象となる事件類型を限定すべきと考える。不法行為の場合は被害の原状回復を目的とするので、不法行為訴訟なら理屈が立ちやすい。敗訴したことへの責任ではなく、不誠実な訴訟追行に対する責任として弁護士報酬を負担させるという考え方もある。もっとも、定義が容易でなく、頻繁に使われることも期待できないかもしれない。この場合の負担額を厳密に考えるのは煩雑であり、近似値的処理(認容額の一定割合など)で足りる。いわゆる政策形成型訴訟を促進するためには補助金政策を導入するのが正当なアプローチである。片面的敗訴者負担も考えられるが、被告への影響を考えると、リスクに対する耐久力が大きな相手方の場合に限定せざるを得ない。だとすると、政策形成型訴訟という定義困難な概念に依拠してルールを作る必要性に乏しく、当事者間のリスクに対する耐久力の違いに着目したルールを設定すればよいことになる。

公害訴訟の場合、訴訟救助を受けてもなお裁判費用に困ることもある。労災

処分取消訴訟は費用も時間もかかる。会社等が労災処分に協力的でないため、証拠保全が必要になったり、場合によっては医証も必要になる。当初は認定基準が厳しかったが、裁判を重ねることで緩和されてきた。医療過誤では、保全した証拠を翻訳し、協力医の協力がなければ証拠として使えない。翻訳費や協力医への謝礼が必要になる。更に提訴の際の印紙代、弁護士への着手金が必要になる。深刻なのは鑑定費用であり、こちらから鑑定申請する場合は費用を予納しなければならない。これを依頼者に説明しただけでもやる気をなくさせてしまう。加えて、医療過誤訴訟では審理の途中で思わぬ争点が浮上することがあり、上級審で判決が逆転する率も高い。医師側は過誤があった場合の弁護士費用は保険でまかなわれ、その保険料は診療報酬から得ている。医師側の弁護士報酬を敗訴した患者側に負担させる必要は全くない。

導入するとしても、不法行為による損害賠償請求で弁護士報酬の回収を認めている趣旨を広げる程度にとどめるべきで、消費者、労働、医療過誤、行政、国家賠償などには導入すべきでない。

導入しない理由として、構造的格差やリソースの違いを挙げる見解に反対。勝訴の見通しが明らかでない個人間の訴訟、中小企業間の訴訟が敗訴者負担になる。どのような場合に構造的格差があるのか明確でない。零細企業が当事者となっている訴訟では萎縮効果がある。例えば、近時最高裁が判断を示した商工ローンの事件や、零細業者が節電装置を購入した事件などである。

行政事件や公害・環境に関する差し止め訴訟、消費者契約法 10 条の取引約款の無効を主張する訴訟、労働訴訟、独禁法 24 条の不正取引の侵害防止又は予防訴訟、重要な公益に係る訴訟に片面的敗訴者負担を導入すべき。

実際には請求権の満額を回収できないことの方が多く、当事者が気にするのもこの点であり、弁護士報酬を相手が負担するから訴訟を利用しやすくなるということはない。消費者金融が借り手に、言う通りにしないなら訴訟にして弁護士費用も負担してもらおうと言って脅すなど、恫喝の道具に使うおそれがある。現在の判例法理を債務不履行の場合にも適用すればよい。それ以外の紛争はお互いに原因があることが多く、各自負担で何の不都合もない。訴訟費用も回収されることは稀だが、依頼者から文句は言われぬ。訴訟費用ですら自己負担だという意識があるからではないか。

負けたら弁護士報酬を全額負担しなければならないとしたら、法律を守らせるために行動することを制限することになる。

例外を設けようとしても的確な要件設定が事実上不可能なので、制度自体を導入すべきでない。訴訟開始後に証拠関係が明らかになる場合もあり、訴訟の見通しは不透明である。経営上のリスクとして処理できる企業なら敗訴者負担でもいいかもしれないが、一般市民の場合は萎縮的效果が顕著である。

アクセス拡充の効果があるかどうか一概に判断できないのに制度を導入することは避けるべきである。制度を導入するにしても、裁判官の裁量に委ねて、個別事案において妥当な結論になるようにすべきである。類型化して一般的に規定すべきものではないだろう。

一部の訴訟類型に片面的敗訴者負担をという見解があるが、実際の事案では一定の訴訟類型に該当するかどうかの判断が難しい。司法制度を利用しやすくという趣旨には賛同するが、法律扶助の拡充や、現在でも判例で認められている弁護士報酬の回収について、これを拡充するなどの方法が考えられる。

少額訴訟ではよいが、それ以外の訴訟では不適切な制度だと思う。少額訴訟では、勝訴しても弁護士費用が請求額を超えてしまうので泣き寝入りというケースが減り、裁判が身近になるという効果を期待できる。

裁判を受ける権利の実質的保障は法律扶助の拡大などによって確保できるので、国家的負担を伴わない弁護士報酬敗訴者負担制度で実現できるものではない。離婚と慰謝料 500 万円の支払を請求して、離婚と慰謝料 200 万円が認められた場合、原告勝訴なのかどうか明らかではない。

弁護士報酬の不透明さもあって、敗訴時の負担がどれくらいになるか分からず、裁判を起こせなくなる。

裁判を受ける権利の保障は、裁判を受けることにより不利益を受けないことも保障しているはずだが、敗訴者負担は敗訴した者に罰金を科すようなもの。

少数組合は会社から様々な差別的な扱いを受けている。組合結成後間もなく、組合三役が解雇された。不当労働行為救済の申立をして、地方労働委員会の命令が出されたが、会社側は争い、行政訴訟も辞さないという態度である。組合と会社が対等な立場であるなどとは言えない。

正当理由の存否、信頼関係の破壊など、価値評価の伴う法的概念の存否、信義則、権利濫用など一般条項に基づく法的主張の当否によって決着する事案が少なからず存在することからも、判決の予測は困難と言える。

労働訴訟では、敗訴しても、裁判の過程で使用者の不当性が明らかになり、会社側が態度を改めることも多い。

消費者関連法の整備は、あっせんにも応じない悪質事業者に対して敗訴を覚悟しながら裁判をしてきた結果である。零細自営業者からの相談も寄せられるが、消費者でないためにセンターでは扱えず、消費者関連法の恩恵も受けられない。トラブルの内容は消費者契約と異なることはない。導入すべきとの意見が多く、導入がやむを得ないのなら、片面的敗訴者負担の導入をお願いする。事業者が「町から委託された。近所の人にも契約している。」などと説明して排水設備工事などを契約させ、それが嘘だと分かったために解約した事例がある。事業者から違約金を請求されたために消費者がセンターに相談に来た。訪問販売であるにもかかわらず、契約書面にクーリングオフの記載がなかったため、法定書面不備、クーリングオフ可能という判断で、クーリングオフの申出をするよう助言した。事業者はこちらの言うことに耳を貸さず、督促手続を使って請求してきたが、裁判で争い、最終的に勝訴した。司法書士に依頼した異議申立書作成等で 3 万円を要したほか、期日に出頭するための経済的負担も大きかった。

大企業間でも司法の場で法的解決を求める傾向が強くなっている。コーポレートガバナンスの点からも望ましいと思う。敗訴者負担になると負担基準が不明確にならざるを得ないこともあって、このような流れに歯止めをかけることになる。

敗訴者負担、特に両面的敗訴者負担に反対。当事者の属性で分ける考え方を取った場合、商人と私人の間の訴訟、行政を相手とする訴訟については敗訴者負担を導入しないでほしい。

最近、不当請求に関する相談が異常に増えている。支払えなければ法的手段に訴えるなどの脅し文句に怯えて、身に覚えがなくても支払っている。敗訴者負担になれば、弁護士費用も払わなければならないという脅し文句が加わると思う。

例外を設けるとしてもその境目は曖昧であり、萎縮効果は計り知れない。

主張を裏付ける証拠がなければ訴訟の見通しを語ることは困難である。弁護士が証拠を収集する方法も限られている。依頼者に日弁連の報酬規定による額を告げると、こんなに高いのではと躊躇する。この上相手方の報酬の負担もとなると訴訟を諦める。

必要な法律が必要なタイミングで制定されるのなら別だが、現実はそのではないので、裁判を通じた法創造機能を見捨てることはできない。

訴訟の結果が行政や事業活動の適正化をもたらすという公益性を有する訴訟については片面的敗訴者負担を導入すべき。

明らかに不当な争いの場合は裁判所の判断で敗訴者負担にすべき。

最近、通帳を盗んで預金を引き出す事件が多発している。以前は、届出印と同じ印影の印鑑であれば銀行側の過失は認められなかったが、銀行側の責任を追及する訴訟が続いたことで、裁判所も銀行側の過失を認めるようになった。

少額訴訟で敗訴者負担が導入されると、誰も手続を利用しなくなる。消費者団体訴訟制度ができて、敗訴者負担があるとあまり利用されないと思う。

本当に敗訴者の負担すべき事件では敗訴者の負担になっていると思う。

自分は正しい、裁判に負けるのは制度が悪いという考え方が正しいとは思えない。自分が負けたら相手の弁護士費用は払わない、自分が勝ったら自分の弁護士費用は払ってもらおうというのはおかしい。

導入賛成論は、 弁護士報酬を負担することで権利内容が減殺・希釈される、

国民が高い訴訟コストを嫌って訴訟以外の手段によって紛争の解決を図る傾向を助長する、 相手方の弁護士費用を負担する危険がないので、不当抗争や濫上訴を可能とし、訴訟遅延の一因となるといった点を論拠とする。導入反対論は、 正当な訴訟まで抑制されかねない、 弁護士が大都市に偏在しており、本人訴訟率の高い地域では当事者間の不公平をもたらすおそれがある、 弁護士自身の危惧として、弁護士報酬が公定化されると実際上その低額化につながり、また、裁判所の関与により弁護士の自主独立が害されるといった点が論拠である。司法制度改革審議会は賛否両論が対立する中で、双方の言い分を踏まえた上で提案されたものである。原則として制度を導入した上で、事件の類型によって、必要に応じて、原告が提訴萎縮効果を受けないように特別な規律を行うという方向が適切である。医療過誤、薬害、公害、消費者契約をめぐる訴訟、行政訴訟などでは片面的敗訴者負担制度が導入されるべきである。不公平ではないかという批判も予想されるが、不法行為訴訟では弁護士費用の賠償が認められている。それは、不法行為の被害者に限って事実上の片面的敗訴者負担を認めて

いるもので、救済の必要性という政策論に基づく。株主代表訴訟、住民訴訟でも弁護士費用の一部を償還請求できるようになっている。裁判を通じての救済を促進すべきであるという政策論が片面的敗訴者負担の正当化根拠になる。事業者の場合は訴訟に係る費用を製品価格等に転嫁しているが、消費者にはそういう途がない。弁護士費用保険に加入してリスクの分散を図ることは可能だが、我が国ではこの種の保険がほとんど普及していない。事業者がコスト転嫁をすれば結局はそのコストは国民が負担することになるが、国民全体が利益を受けるのだから、この点は問題にする必要はなからう。競争原理が市場で健全に働いていれば、訴訟コストを過剰に転嫁せざるを得ないような事業者(平均以上に違法・不当な責任を追及されている事業者)は自然淘汰される。濫訴の危険が増すのは事実であり、クレーマーと呼ばれる悪質な消費者や総会屋に格好の武器を与える危険も無視できない。しかし、これらの弊害は、そうした存在であることが認定できる限り、不当訴訟として逆にそれらの者に損害賠償を命じることで排除していくのが筋である。裁判所が弁護士費用を決定することになると、弁護士が裁判所に従属することになり、弁護士の独立性を脅かすという議論は適切ではない。司法制度改革審議会は弁護士報酬の一部負担を提言しているのみで、弁護士と依頼者との間で自由に報酬額を合意してよいことを前提にしている。弁護士費用を主な費目とする訴訟遂行費用の負担の大きさが国民の民事裁判に対する不満の1つであることを考慮すると、弁護士自治などを強調しすぎることは、かえって世論の厳しい批判を招きかねない。敗訴者負担制度の導入の如何を問わず、今後は、着手金の低額化、成功報酬制の定着へと移行していくのではないかと考える。敗訴者の負担割合に関しては裁判所の裁量が働く余地を認めるべきである。結果的に敗訴しても、社会的に意義がある裁判であったと判断した場合は、裁量で敗訴者に費用負担をさせないことがあってもよいと思われるからである。簡裁の通常事件、少額訴訟事件については、負担額をかなり低く抑えるべきである。

相談料等は一般市民にとって安い金額ではない。歯科医ではどのような治療をしたら最終的にどのくらいの費用がかかるのかを事前に説明してくれる。弁護士報酬に関しても事前の説明が必要だと思う。仮に導入するとしても、敗訴者の負担額は限りなく低い金額にすべき。

任意に義務の履行がされない場合に、権利行使に必要な費用を不履行者に負担させることは当然で、理論上は間違いはない。しかし、実社会での妥当性は別問題である。日本は訴訟社会ではなく、義務の履行が受けられれば十分で、必要となった費用の負担までは考えていないことが多いと見られる。法律扶助を受けた者が敗訴した場合に扶助協会が相手方の弁護士費用を負担することになれば、予算が莫大にならざるを得ない。英国では困っているそうである。

商工ローンの事件では、根保証の意味を理解せずに保証人になっている例が多いが、訴訟で争われる事例が少なく、争われても書類は揃っているため、勝訴確率が低い。敗訴者負担がアクセスを容易にするということに疑問である。企業は税対策のため、回収不能債権と分かっているにもかかわらず訴えを起こして欠席判決を取っている。敗訴者負担によりアクセスが容易になる効果はほとんど考えられない。

一般の国民にとっては勝訴の見込みが立てにくく、アクセスを抑制する方向に働く可能性が高い。

弁護士報酬敗訴者負担は裁判を抑制すると思うが、各自負担とすることにも欠点はある。訴えられる理由がないのに訴えられた場合は、弁護士報酬分の損害が発生したことになる。人権を積極的に擁護していくには、司法制度の充実だけでなく、司法制度を利用しやすいような環境を整えることも必要。

司法書士は尋問、反対尋問ができず、この部分は依頼者本人がしなければならない。主張を全て法廷に顕出することが難しい。敗訴者負担には反対である。

従来判例上認められてきた敗訴者負担の範囲を明文化するだけにとどめるべき。本人訴訟をした者が敗訴した場合に酷な結果になる。勝訴が確実だと思った被告は、意図的に弁護士と高額報酬を約束し、それを敗訴した原告から取り立てることで不当な利得をあげるおそれがある。

弁護士の報酬は訴訟費用とは同視できない。本人訴訟は多い。訴訟費用は低廉な額が定められているので問題はない。弁護士報酬を訴訟費用と同視するとしても、低廉な一定額についてのみ妥当する。敗訴者負担導入による提訴促進効果と、制度がないことによる訴訟抑制効果は並列的に評価できるものではない。訴訟抑止効果を除去することは不可能。訴訟類型によって類型化できるほど単純でなく、裁判所の個別的判断で救済できるほど単純でもない。負担額が法律扶助協会の着手金とそれほど変わらない金額であっても、少額の事件が結構多いことを考えると、訴訟抑制効果は現れると思われる。組合員数の少ない労働組合は多数あり、個人と違って経済力があるから敗訴者負担に耐えられるし、訴訟抑止効果もないと考えるのはおかしい。

一般市民が利用する少額の訴訟で制度を導入すると、ハイリスク、ハイリターンになってしまう。

薬害被害者が救済を求める手段は、司法的解決による方法しかない。副作用被害救済基金の給付制度もあるが、その適用対象医薬品、給付決定の困難さ、給付金の低額などから完全な救済手段にはなっていない。薬害訴訟では弁護士費用以外にも多くの実費がかかる。大量の医学文献の入手、コピーが必要であり、その多くが欧米をはじめとする海外の知見に依拠しているため、翻訳費用、海外調査等の莫大な費用がかかる。訴訟となると、印紙代、証人の渡航費用等もかかる。現在でも敗訴の可能性を考えて提訴を諦める被害者がいる。薬害訴訟では当事者間の公平の要請はない。敗訴者負担が導入されれば不公平が更に拡大する。万一、根拠のない訴えであれば訴訟提起が不法行為になることが認められている。薬害の場合はこの枠組で被告が救済されれば足りる。薬害被害者が訴訟に踏み切るのは、賠償を得るためだけでなく、真実を知りたい、謝罪を求めたい、薬事行政を改善してほしいなど様々な思いからである。実際に、薬事法改正など薬事行政の改善が見られる。敗訴者負担ではこのような公共政策形成的機能が損なわれる。

フランチャイズに関する民事事件で、加盟者側の代理人として損害賠償請求をした。詐欺を主な理由にしたが、言った、言わないの世界の話で、契約書は本部に有利になっていた。結果的に一部勝訴したが、提訴前は勝訴の見込みはなかった。依頼者には印紙代等の実費の負担のみお願いし、勝訴したら弁護士報酬を払ってもらうということで事件を受任した。

消費者問題は時代に特有の社会問題である。事業者と消費者個人の力量の格差が圧倒的にあり、前者が強者、後者が弱者となる構造が消費者被害を生み

だしている。消費者被害は類似ないし共通する被害が無数にあるのが普通である。訴訟提起は多くの消費者を代表する行動としての側面を持つ。行政による事前規制を廃止して事後救済型システムへと言うのなら、被害者が提訴しやすい環境を整備することが必要になるはずである。

敷金返還請求訴訟など、消費者が自ら訴訟をすることができる少額訴訟の利用が進んでいる。この分野に敗訴者負担が導入されると通常の裁判以上に裁判の利用を妨げる。個々の被害が少額なため、訴訟に至ることは少なく、その結果不当な契約条項や不当な勧誘行為による契約が後を絶たない。このような問題に対処するために消費者団体訴訟制度の検討が進んでいるが、敗訴者負担になると提訴が困難になり、制度が実効性のないものになる。片面的敗訴者負担制度なら検討の価値がある。

離婚訴訟で憎い夫の弁護士費用まで負担させられるのには耐えられない。

提訴萎縮効果について明確な論拠をもって有無を判断することは私にはできない。政策形成訴訟(具体的内容については不明確)などは敗訴する可能性次第で提訴が判断されているかどうか疑わしい。医療過誤訴訟では、損害額や費用の如何に関わりなく、相手方に非を認めさせたいという要素が強い場合もある。司法制度改革審議会の提言は、少額紛争のように顕現化しにくい紛争を裁判所(場合によってはADR)の面前に持ち出すために、国として弁護士報酬の一部を訴訟費用化する訴訟政策を進めるものとして受け取りたい。訴訟を類型化して弁護士報酬の敗訴者負担の適用を否定する方法には賛成しかねる。敗訴者負担の方が合理的である。対案としては、審議会意見からはやや離れるものになる可能性があるが、少額紛争など提訴促進を図るべき訴訟類型から敗訴者負担を導入する方策、敗訴者負担にするかどうかを個別的に判断する方策がありうる。この場合、受訴裁判所が判断をすることにならざるを得ないが、受訴裁判所は訴訟全体を見渡すことができ、証拠方法の所在や立証の程度もある程度把握しており、訴訟の勝敗以外の考慮要素を斟酌できるので、弁護士報酬について判断する者として足らざるところがない。訴訟費用に関して、不必要な行為があった場合等の負担などについて法は受訴裁判所が判断するものとしていることから考えても不合理であるとは思われない。判断過程のブラックボックス化や予測可能性がないことなどの批判が考えられるところであるが、このような批判は制度設計を考える上で次順位の考慮要素と言うべきではないか。このような裁判例が集積してきた後に、弁護士報酬の敗訴者負担をはずす訴訟類型の議論が可能となり、片面的敗訴者負担によるべき場合も明らかになるのではないかと思う。弁護士報酬の敗訴者負担が原則となったとしても、それを確定するために必要な資料は、口頭弁論終結後、判決言渡し以前のいずれかのときまでに裁判所に提出する必要があると考える。その資料に基づいて、受訴裁判所は弁護士報酬を訴訟費用内化することができると判決し、その確定手続を裁判所書記官が行うことにすべきではないかと思う。

中国残留者の自立支援をしている。国の政策責任を問う等の目的で国家賠償請求訴訟をしている。これらの訴訟は、人権の回復を目指し、我が国における人権状況の問題点を広く社会に問いかけ、新たな人権の確立を促すという重要な役割を果たしてきており、裁判の提起が抑制されるようなことがあってはならない。これらの裁判は、原告が多数であり、請求額も一般に高額である。原告は経済的にゆとりがなく、7割が生活保護を受けている。原告の多くは日本語を話すことができず、通訳の費用もかかる上、通訳を介した意思疎通のためね訴訟を維

持するための労力も大きい。本件は先例にも乏しく、敗訴者負担になれば訴訟に踏み切ることが極めて困難となる。

MMRワクチンは外国で副作用が問題とされ、接種開始直後から副作用問題が多発したにもかかわらず、厚生省は4年にわたって接種を続けた。被害者が起こした訴訟で一審判決があり、原告3名中2名については接種と被害結果との間の因果関係が認められた。ワクチンメーカーが無断で製造方法を変更したことが副作用多発につながり、国には条理上メーカーを監督すべき義務があったと判断された。メーカーは判決を受け入れたが、国は責任を争って控訴している。一審だけでも10年かかった。この上更に敗訴した場合の費用負担が増えるなら提訴を断念せざるを得ない。訴訟では、印紙代のほか、鑑定費用など、事案によっては弁護士費用を超える実費がかかることがある。

裁判の費用はそのときの弁護士同士の話し合いで決めればよい。

判決を書くのが面倒で和解でまとめた裁判官が、判決になると相手の弁護士報酬も負担しなければならないと言って和解を強引にまとめる手段に使われる弊害がある。

賃金不払い、使用者による一方的犯罪行為に対し労働者がやむなく起こす訴訟であり、片面的敗訴者負担とすべき。

不当解雇撤回を求めて裁判をした経験がある。着手金は最低限にしてもらい、分割払いで支払った。最終的に、解雇撤回、就業せずという形で和解したが、10年かかった。敗訴者負担があったら途中で諦めていたと思う。経済的な余裕のある者しか提訴できなくなり、弱者救済の途が閉ざされる。その後、住民訴訟などに関わっている。住民訴訟は勝訴しても経済的な利益がないので、本人訴訟が多くなっている。本人訴訟をすることで、市民自らが法令を調べ、主張を整理し、市民の自治能力の向上につながる。敗訴者負担だとこのようなことはできない。行政の不正をただすこともできなくなる。

行政訴訟で原告が勝訴し、公的機関の不正行為が認められた場合に片面的敗訴者負担を導入すべき。

弁護士報酬が誰でも同じならともかく、敗訴した場合にたまたま相手の弁護士費用が予想外に高額だったということも考えられる。

敗訴者の立場からの所見が主のように感じる。損害を受けた者がそれを与えた相手に訴訟提起することは当然の権利である。この場合、弁護士費用をなけなしの資金で工面して準備することもある。この費用は何もなければそもそも支出する必要がなかったはずのものである。損害を受けた者はこのほかにも精神的な苦痛や問題解決のための労力を強いられている。少なくとも金銭面でマイナスを回収したいと考えるのは当然である。もっとも、敗訴の理由が弁護士を立てられなかったという者もあるだろう。事案ごとに裁判官が適切な判断をするのが望ましい。

通常は勝訴するという確信は持てないだろうし、弁護士報酬は高額だというイメージが世間に定着している。敗訴者負担が導入されると裁判によって解決しようという意欲がそがれる。他方で、少額の請求をする場合は敗訴者負担により訴訟が容易になるという考えもある。このような敗訴者負担の利点は考慮すべきものだと思う。敗訴者負担を広く取り入れることは身近な司法を目指すという流れに逆行するもので、慎重に検討する必要がある。

商工ローンは裁判を起こしてくる。借りていることは事実なので、利息の引き直しで金額は減っても裁判には負ける。こちらが本人訴訟でやっても、商工ロー

ンの弁護士費用も支払えと言われて取り立てが厳しくなると思う。連帯保証人へも裁判が起こされ、給料の差押えなど普通のことである。連帯保証人が不動産を持っていれば、絶対に競売になって取り立てられる。さらに弁護士費用まで上乘せされると思うとぞっとする。

最近では賃金の未払の裁判も多いが、勝っても賃金すら取れないことが多い。残業代の未払も証拠がなくて難しい。タイムカードを残さないようにしているため、本人の言い分しか証拠がない。会社側の証人に口裏合わせをされたら勝目は薄い。労働事件には片面的敗訴者負担してほしい。

弁護士は司法インフラの一部であり、その報酬の一部を敗訴者が負担することは公平の観点からも理解でき、訴訟を利用しやすくする見地からも、一定の要件の下に敗訴者に負担させることができる制度を導入することに賛成する。なお、司法アクセスを充実させるためには、弁護士報酬そのものの透明化・合理化・低廉化が必要であり、弁護士報酬の敗訴者負担はほんの一側面に過ぎず、訴訟救助、法律扶助、訴訟費用保険等の司法インフラの制度の充実も急ぐべきである。弁護士報酬は訴訟の必要コストであり、その一部を訴訟費用と同じように敗訴者負担にすることが公平、公正であるとの意見に賛成する。一律に導入すべきではなく、導入すべきでない範囲があると思われる。その検討に当たっては、その合理性をきちんと見極める必要がある。個人対企業のような属性により類型化して導入する範囲を画すべきではない。企業にも色々あり、必ずしも個人が企業より弱いとは限らない。敗訴者の負担額については、予測可能性のある合理的な基準を設けるべきである。訴訟を起こさざるを得なかった事情がある場合、不当提訴である場合など、状況に応じて、裁判官に一定の範囲内での裁量を認めてもよい。

薬害被害者は何の落度もないのに、薬害により健康を損ない、命を落とし、生活も破壊された。その償いを求めることに萎縮効果があるとすれば、それは不当な萎縮効果に他ならない。薬害被害者が心配するのは、国や製薬会社を相手に本当に勝てるのかということと、医師との関係で現在の治療に支障が生じないかという点だった。勝訴しても弁護士費用を相手から回収できないということではなかった。薬害訴訟は原告側の立証のハードルが低くなく、基本的に勝訴見込みが低い。資金面でも不公平さがある。被害者側には海外調査費用が必要になることもある。これらは全て自己負担である。企業側は弁護士費用も会社の経費である。薬害の場合は、勝訴すれば認容額の一割程度の弁護士費用が損害として認められるので、敗訴者負担を導入する必要はない。

不法性が一方に存在することが明らかなきは敗訴者負担を導入することも考える余地がある。全部に敗訴者負担を導入するのではなく、個別的に検討してはどうかと考える。訴訟費用の問題は、訴訟制度に加えて、法的な紛争解決の全体像とその社会的コストが明らかになって初めて議論できるものである。訴訟や裁判外紛争解決手段の全体像が一方で議論されている状況下で敗訴者負担が一人歩きすることに危惧を感じる。

製造物責任訴訟に敗訴者負担を導入することには反対。企業が圧倒的に情報をもっている。ディスカバリー制度がないため、必要な情報が入手できない。欠陥や因果関係の推定規定がないため、欠陥の立証が難しい。PL法ができて訴訟を断念せざるを得ない場合がほとんどだが、少数のユーザーが訴訟を提起し、一部では和解で解決するに至っている。敗訴者負担になった場合の提訴萎縮効果は明白である。提訴したとしても、一審で負けた場合は、控訴審で逆転で

きるという確信が持てない限り、控訴を断念する。

観念的に大企業や政府を攻撃することが正義だとは思わない。「社会的弱者」なるものが存在し、その要求を通すことが絶対的正義だとは思っていない。しかし、個別の案件で、圧倒的な力の差の前に、巨大組織の不作為や官僚的形式主義に苦しめられている人が多いのも事実である。こうしたケースでは話し合いの場を持つことすらままならない。これを実現するのが司法である。また、裁判では、救うべき事案だが、現行法の枠内では残念ながら認められないとして敗訴になるケースが沢山あり、敗訴者に非があるとは限らない。このようなケースで訴訟提起をためらわせると、司法の存在意義を揺るがしかねない。

原告権利者が勝訴した場合には、権利実現の実質化の観点から、敗訴被告に負担させるのが公平であると考え。また、被告が勝訴した場合には、請求に理由がないにもかかわらず被告が応訴を強いられたことから、敗訴原告に負担させるのが公平であると考え。もっとも、一定の類型の訴訟について、提訴を促進することの必要性を理由に敗訴者負担を導入しないことも考えられる。ただし、提訴を促進する必要がある場合であっても、提訴促進に伴う被告の応訴負担のコスト(弁護士費用)を被告に負担させることの根拠・許容性が検討されなければならない。例えば、行政訴訟であれば、提訴の促進による利益が国民や住民全体の利益であることから、国や地方公共団体が負担することを根拠付けることが考えられる。消費者訴訟であれば、提訴の促進による利益が消費者全体の利益であり、事業者は価格に転嫁することで消費者全体の負担とすることができることにより根拠づけることが考えられる。公害訴訟において、被告企業が原因物質を排出している場合には、原告の被害との因果関係を争点とする訴訟の応訴に必要な費用を被告企業が負担すべきであると根拠づけることが考えられる。このような各類型ごとの検討が必要である。弁護士費用を敗訴者に負担すべき場合であっても、弁護士費用が弁護士と依頼者との契約により決まるものであることから、全部ではなく一部を訴訟費用に含めるのが妥当である。まず、相手方の予測可能性を高めるために、ある程度明確な基準を設定すべきである。この基準としては、弁護士の報酬の低額化のおそれ、弁護士の職務の独立性を考慮すると、日弁連の報酬基準規定を用いるのが妥当である。その上で、事案に応じた判断を可能とするために、裁判所の裁量を認めるべきである。

争いの余地のある主張を自己に有利に実現するために要した費用を自己負担とすることはなんら不合理とは言えない。紛争予防のために事前に顧問弁護士等に十分な相談をする等の処置を講じた場合、そのような紛争予防に要した弁護士費用が自己負担となることと対比しても、紛争発生後の事後処理に要する弁護士費用をこれと異なる扱いにする不合理は明らかである。

私たちが全国の裁判所に提起した大企業を被告とする談合住民訴訟は「裁判の入口問題」で当初 11 連敗。あきらめなかった住民の訴訟活動が奏功し、昨年 7 月、最高裁判所で逆転の勝訴判決を得た。しかし、それを得るのに 6 年の歳月を要した。大企業や行政との間の組織力・資金力の差、証拠隠しといってよい企業の行動や行政の非協力の前に、きわめて高いはずの勝訴の見込みも消えかかる時期すらあった。個人で立ち上がった同種事件の原告は、下級審での敗訴判決に直面し、上訴を断念せざるを得なかった。弁護士費用の敗訴者負担制度が導入された場合には、被告企業や行政側の弁護士費用を負担する結果をおそれ、裁判の提起そのものをあきらめざるを得なくなる。その影響は、公害訴訟、消費者訴訟、労働訴訟、医療訴訟、株主代表訴訟、各種の行政訴訟に及び、

租税行政処分取消訴訟に片面的敗訴者負担を導入すべき。この種の訴訟では納税者が勝訴しても得るべき利益はなく、訴訟維持のための弁護士費用を納税者が負担しなければならないが、これには合理的理由はない。弁護士報酬が多様化している現状にかんがみ、負担させるべき弁護士報酬の額については、依頼者保護の観点からも、社会的に認容できる合理的な基準を設ける必要がある。

本人訴訟の場合は、敗訴者負担になったとしても、当初弁護士に払うお金がなくて本人訴訟をしていることが多いので、訴訟促進にならない。逆に萎縮的効果がある。原告だけが訴訟代理人を立てる場合、勝訴の見込みがはっきりしていれば、弁護士報酬を負担するという理由で訴訟をやめるということはほとんどない。勝訴の見込みがはっきりしない場合は、敗訴者負担により提訴を躊躇する現在の不当訴訟について不法行為による賠償は限定的すぎるので、その拡大は必要である。

欠陥住宅被害訴訟では、設計図面(特に構造図、詳細図)、施工図、施工写真、施行状況報告書、各種施行マニュアル、構造計算書等、欠陥の証明に必要な書類は全て業者側が所持しているはずなのに、訴訟においては提出されない場合も少なくなく、欠陥の証明が難しい。

構造的な力の格差がある場合を導入しない理由にすることには疑問がある。事業者間の訴訟、消費者間の訴訟が敗訴者負担になるからである。クレジット被害は中小の事業者とクレジット会社の間にも発生している。この場合、被害者は事業者であり、消費者契約法上の消費者ではない。会社の規模の差が構造的格差と言えるのか、どの程度の差があれば構造的格差があると言えるのかなどの基準設定が困難である。

対等な立場の者の間の訴訟の典型である交通事故の訴訟でも、カルテを取り寄せ、主治医の尋問をして初めて勝敗の見通しが明らかになる。提訴の時点で勝敗の見通しが立つ事件はほとんどない。

法令が未整備だったり、判例の蓄積が少なかったりする分野で司法判断を求めることは少なくないが、敗訴者負担になるとこのような分野で提訴が萎縮される。

裁判官は書証を重視するため、勧誘のときに消費者の自由な意思形成を妨げる業者側の言葉があることを理解してもらえない。

クレジット被害では証拠は信販会社側に集中している。文章提出命令を申立てても、内部文書、秘密文書の壁に阻まれる。その結果、立証できずに敗訴してしまうケースが少なくない。

敗訴者負担になると、敗訴した場合に、依頼者と弁護士との関係にも問題が生じる場合があると思う。

少額事件以外で弁護士報酬を相手方から回収できないことを理由に訴えの提起を躊躇することは考えられない。ある倒産した商工ローンは、融資の際、担保手形1枚のほかに、同額の手形4～5枚をジャンプの予約手形と騙して取り、すぐに裏書譲渡していた。この手形詐欺事件では、商工ローンに多額の融資をし、ジャンプの予約手形を担保に取っていた信用組合に悪意の抗弁を主張できるかどうか重要で、困難を承知の上で提訴した。最終的に実質的に勝訴の内容の和解で終わったが、敗訴者負担であれば泣き寝入りしていた可能性が高い。中小企業相手のクレジット被害が多発している。割賦販売法では、販売店に主張できることは信販会社にも主張できるとの規定が設けられているが、保護の対

象となっていない中小事業者に狙いを定める悪質業者がいる。この分野は法制度が不備である。敗訴者負担だと提訴を断念せざるを得ない。被告のことを考慮するとしても、訴えられた場合は何らかのトラブルがあり、話し合いが決裂したために訴訟になっているので、弁護士費用は自分の権利救済のための費用と見るべきではないか。不当訴訟を抑制する効果を敗訴者負担の目的とすることは是認できない。

変額保険は、不動産を所有しながら、相続発生時の納税資金に乏しい高齢者がターゲットにされた。被害額は多くの場合数千万円から数億円である。保険会社、銀行との交渉では被害救済が実現できず、裁判外紛争解決手段もなかったため、訴訟をせざるを得ない状況に置かれている。当初、裁判所は、新しい金融商品であったことから、そのリスクを具体的に理解できず、ほとんどの事案で請求が棄却された。同種の訴訟で主張、立証が蓄積された結果、相続税対策としては極めて限定された場合にしか効果を上げ得ないことを認識するようになって、被害者勝訴の判決が見られるようになった。銀行の法的責任についても、訴訟の内外で、他分野における専門家責任法理の発展やアメリカ等の外国における裁判例、学説の展開が提示される中で、銀行の法的責任論が判例として確立していたと言える。変額保険の被害は高額であるため、訴訟を提起する場合は、印紙代だけでも百万円を超える金額になる。敗訴者負担が導入されると、現在でも訴訟提起に踏み切れない状況にあるのに、それをますます悪化させる。

勝訴しても弁護士費用を相手から回収できないために提訴を断念することのないようにという司法へのアクセスの観点からは、弁護士報酬の敗訴者負担制度を導入することを前向きに検討して良いと考える。萎縮効果の問題も考慮しなければならないが、このこと故に制度の導入が全面的に否定されるべきであるとは思えない。敗訴者負担を導入する範囲、しない範囲は難しい問題であるが、アクセス確保の観点から、敗訴者に負担させる必要性があるのかどうかを、各当事者の経済的社会的地位などを考慮して決めるほかにはないのではないかと。手続的には、敗訴者負担の裁判に対する不服申立の問題も検討すべきであろう。

使えない弁護士が多すぎると思われる。過去の判例のアーカイブサービスなどを充実し、弁護士1人1人の処理能力を上げた方がいいと思う。

労働紛争は多く、例えば、都道府県労働相談窓口に持ち込まれた労働相談は、平成12年度には約15万3,000件である。それに対して、裁判所に持ち込まれる労働紛争事件数は年間2,000件弱に過ぎない。長びく経済の低迷により、労使紛争は予想以上の規模で拡大しており、紛争解決や権利救済の場としての裁判所の役割は増大している。裁判所へのアクセスの拡充は切実な願いとなっている。現在でも複雑な手続や訴訟費用の負担が当事者を躊躇させている。この上敗訴者負担が導入されれば、国民の裁判離れは一層加速される。

請求額に比べて弁護士の報酬が割高なために裁判を躊躇する人はいるが、敗訴した場合の費用負担のことを考えれば、こうした人が敗訴者負担によって裁判に踏み切るとは思えない。

労働訴訟は、労働者対使用者の場合も組合対使用者の場合も、資力、情報などの圧倒的な非対称性が見られることがほとんどである。証拠の偏在や契約法が未整備であるという事情もあり、勝訴の見込みが立ちにくく、新たな判例を作る訴訟も重要となっている。敗訴者負担が導入されればアクセスは著しく阻害されるので、敗訴者負担を導入すべきでない。また、労働訴訟は、組合対組合、個人対組合で争われる場合もあるため、片面的敗訴者負担制度の導入は適当

でない。証拠開示など労働訴訟固有の手續や法律扶助などの制度を強化すべきである。消費者訴訟は、証拠の多くが企業側にあること、経済力などに圧倒的な格差があること、訴訟によって広く公衆の権利等を守る公益性を有することから、片面的敗訴者負担制度が望ましい。行政訴訟については、国民、住民の負担が重く、行政行為の適法性・違法性に関する証拠が行政庁側にあり、経済力の格差もあるので、片面的敗訴者負担制度を導入すべきである。訴訟を起こすに当たっては、一般国民が本人で手續を行うことは通常困難であり、弁護士を利用することは社会通念として一般的である。弁護士費用は誰もが十分な法的援助を受けるためにかかる訴訟のための費用であり、これは訴訟費用の一部と理解すべきである。高額な弁護士費用が司法アクセスを阻害するとするならば、訴訟費用の低減とともに弁護士費用についても合理性のある水準とするルールをより明確に定め、国民が納得できるものとするべきである。

本当に労使が対等なら、組合のあるところは団体交渉で、そうでないところでは労使間の話し合いで解決するはず。解決しないから、金と時間と労力のかかる裁判をする。私の経験した例では、使用者側は、御用組合を作ってアメと鞭で既存の組合からの脱退工作を行い、組合結成の中心人物を配置転換した。既存の組合は交渉できるだけの力を失っていた。労働委員会と裁判所で闘い、最終的には和解で解決した。労働者にとっては自分の弁護士に支払う着手金の工面だけでも大変である。敗訴者負担になったら、いかに理不尽な仕打ちを受けても勝訴の確信がない限り裁判に持ち込むことはなくなる。一般に、労働事件では圧倒的に使用者側に証拠がある。使用者側は自己に不利な証拠は隠して出さない。そればかりか、職場の力関係から他の従業員を強要して会社に都合のいい嘘の多い陳述書などを提出してくる。

原則として敗訴者負担は導入せず、濫訴や誠実な話し合い・交渉なしに提訴した場合に限定して導入すればいいのではないか。

環境、消費者問題の差止め、行政訴訟で片面的敗訴者負担を導入すべき。片面的敗訴者負担の場合の負担額は実額に応じたものであるべき。もっとも、裁量も必要。予見可能性も確保すべき。

民事訴訟法の授業の際に、1,000万円の貸金返還請求訴訟にかかる費用として、実際には、印紙代が57,600円、弁護士費用(着手金・報酬金)が177万円(日弁連の報酬等基準規程による)であり、そのうち法律上、訴訟費用とされるものは前者に限られることを説明すると、教室からどよめきがあがる。訴訟にはお金がかかると言われるのは、裁判所に収める費用が高額であるからだと思われている者が多いが故の驚きの声だと思われる。社会経験の乏しい学生の感覚とはいえ、弁護士費用が訴訟費用に含まれると考える方が自然であることを示す一例ではなかろうか。その意味において、弁護士費用を訴訟費用として位置づけ、その適正な負担を論じる意義は、遅きに失した感がある。完全勝訴の事案において、弁護士報酬の各自負担を理由として訴訟を回避する人の割合が10%強に過ぎないことを各自負担の原則維持の根拠として挙げる見解には、大きな違和感を覚える。およそ司法制度に携わる者の使命は、私人の正当な権利実現に資することであり、訴訟回避率ゼロを目指さなければならない。とりわけ、1割もの事件が弁護士報酬を理由として訴訟を回避するのであれば、弁護士(会)としては不明を恥じるべきであり、弁護士報酬について真剣に検討する態度を示すべきであるし、実際に真剣に取り組んでおられることを信じたい。(なお、司法へのアクセスの問題と弁護士へのアクセスの問題は峻別しうと思われる

が、検討会においてはほぼ同義で用いられているものと理解している)。自分の請求(=権利主張)が認められるか、認められないか、純粹にそうした理由だけで訴訟の提起を躊躇する人は極めて少ないだろう。時間と費用、これらの要素が加わってはじめて訴訟への躊躇・回避という現象が生じるのではないだろうか。そうであるとすれば、どのような方向を打ち出すにせよ、改革が必要だと考えるのが自然であるように思われる。現実的な問題として、個々の事件において、弁護士報酬は誰かが必ず支払わなければならない、しかもその額は、世間の感覚からすると高額である。したがって、各自負担にするにせよ、敗訴者負担にするにせよ、誰もが完全に納得し満足するような制度設計は不可能といってよい。そうであるとすれば、細かな点を指摘しあって議論が停滞することは生産的ではなく、原理原則を前面にたてて、改革の是非を論じるべきであると考えられる。民事訴訟の目的が私人の権利実現であるとするならば、判決で権利が認められてもその2割ほどの経済的価値が訴訟費用として消え去るのは、自然ではない。したがって、弁護士報酬の「勝訴者」負担は、原則とされるべきではない。すなわち、弁護士報酬の敗訴者負担が原則とされるべきである。検討会における意見にもあるように、正々堂々と闘って、負けた場合には負けた者が弁護士報酬を負担するというのがフェアな原則であると考えられる。敗訴者負担の原則を前提として、その例外の許容範囲を論じるべきである。法曹人口の問題、地域的偏在の問題、法律扶助の問題、権利保護保険の問題等、さまざまな問題の解決と歩調を合わせて、総合的な視点から、弁護士報酬の負担の問題が論じられるべき事はもとより正論であろう。しかし、とりわけ費用がらみの諸問題を解決するためには、まずもって弁護士報酬の敗訴者負担の当否が決まることが先決ではなからうか。法律扶助や権利保護保険等の整備がなされるまでは慎重であるべきという見解は、その主張者の誠実な気持ちとは裏腹に、弁護士報酬の敗訴者負担の問題を徒に先送りする結果になるのではないかと危惧する。弁護士報酬敗訴者負担の当否を論じるに際して、司法へのアクセス促進が唯一の基準とされるべきとは思われない。最重要のモメントではあるが、負担のあり方の公平さへの配慮が足りなければ、制度自体が国民の支持を得ることができず、司法へのアクセスを促進する結果とはならないのではなからうか。応訴強制が働く唯一の紛争解決制度である民事訴訟においては、被告側の利益も忘れられてはならない。十分な態勢を整えて応訴できるかどうか、司法へのアクセスの重要課題である。司法へのアクセスを萎縮させないという目的である以上、弁護士報酬の敗訴者負担がなされない場合(事件)となされる場合(事件)とが、事前に明確に定まっている必要がある。敗訴者負担肯定の立場からも、反対の立場からも、当事者が気の毒だと感じさせる例は、法律専門家であれば、いくらでも挙げられるのであろう。しかし、そうした諸例が本当に敗訴者負担あるいは各自負担であるが故の気の毒さかについてはなお検討の余地があるのではないか。たとえば、情報の偏在の例では、情報の偏在により敗訴する(=権利主張が認められない)こと自体が既に十分に気の毒な事態なのであって、そのような訴訟構造の当否が論じられるべきであり、これを弁護士報酬の敗訴者負担の問題と関連づけて論じるのは、大事にかこつけて末節の議論をしていると誤解されかねないように思われる。労働関係訴訟に関しても、労働者と使用者間での給与の未払いや解雇無効等の訴訟において原告労働者に被告使用者側の弁護士報酬を負担させる結果が起りうるのはいかにも酷であるように感じられるが、しかし、中小規模の商人が売掛代金の支払いを求める場合と比較して、その重要さや深刻さにおいて質を異

にするまでの違いはないとも考えられる。力の差を理由として敗訴者負担の例外を定める考え方は自然であるが、現実の個々の事件において、力の差のあるなしを判断することは容易ではない。先に述べたように事前に明確に定まっている必要があることに鑑みれば、力の差を基準とすることはできないように思われる。何をもって「力の差」というかということ自体、非常に難しい。事件類型による区別も現実的であると言い切れるか疑問の余地がある。仄聞するところによれば、現在でも、個々の事件の符号と事件の実質的内容がずれる場合は少なくないそうである。また、訴え提起当初は事件の種類が明確であったとしても、訴訟の進行とともに、事件の中心的内容が変わることはありうるのであるから(民事訴訟法にはそのための規定もある)、事件類型による区別も実際的であるとは思われない。政策形成型訴訟においても、最初期のもものと後発組とでは、敗訴者負担のメリット・ディメリットは一致しないであろう。公害紛争等についても同様に考えられる。敗訴した場合の相手方弁護士の報酬を負担するという内容に素直に着目し、それをひとりで負担することがふさわしくない事件についてだけ、ごく例外的に敗訴者負担を適用しないようにしてはどうか。たとえば、住民訴訟などのように、集団的な利益(それも財産的に結合した集団ではない場合)を追求する訴訟類型を敗訴者負担の例外として扱うべきでないかと考える。また、家族関係に関する訴訟についても、財産的紛争としての色彩が薄い場合には例外を認めるべきではないかと考える。以上、基本的には、例外はごく狭い範囲でのみ認めるという考えである。現行の着手金程度の額にとどめるのであれば、大山鳴動鼠一匹の感が強い。着手金の2倍の額を占める報酬金の扱いが論じられるべきである。私は、報酬金も負担の対象に含ませることが、そもそも弁護士報酬を訴訟費用として位置づけ、その負担の在り方を検討するという基本的スタンスにふさわしいと考える。成功報酬も負担の対象に含ませるとなると、成功報酬はいくらでも高額化することになりかねない。現行の弁護士会報酬基準等を参考にして、妥当な額を検討するべきである。被告がはじめから負けを認めるようなケース(請求の認諾、いわゆる欠席判決)にまで、弁護士報酬の敗訴者負担の原則を適用することには疑問がある。これは、弁護士報酬の在り方の問題でもあるので後述する。敗訴者負担の当否がこれだけ議論になるのは、弁護士費用が市民感覚からすれば少額とはいえないからでもであろう。弁護士費用、とりわけ報酬についての議論が少ないように感じられることは残念である。ほぼ訴額のみを基準として弁護士報酬が算定されることに合理性はあるのだろうか。時間と労力の投入の度合いが大きい事件類型と小さい事件類型があるであろうし、相手方の争い方次第で、それらはさらに変化するであろう。胃潰瘍を治療すれば医療費はみな同じかといえば、おそらくそうではなく、症状の程度・術式によって異なるはず。相手方当事者が、最初から争わないような事件についてまで、着手金以外の報酬が必要なかどうか、敗訴者負担を前提とする以上は、検討されてもよいように思う。弁護士費用の敗訴者負担の導入は、弁護士にとってもよい刺激となるだろう。依頼者の当該訴訟および代理人弁護士に対する関心が高まるだろうから、熱意と能力を有する弁護士にとってはやり甲斐がでる。従来、司法試験合格という過去の一時点の実績によって、多くの弁護士が市民から同様の尊敬と社会的評価を受けてきたが、これは必ずしも自然な現象ではない。第三者評価もなく、また弁護士会内部での評価(懲戒等のマイナス評価は除く)もなされない現状のもとでは、ユーザーである依頼者(市民)によって仕事ぶりを評価されることの意味は大きいと思われる。敗訴者負担が導入された場合には、勝てる事件(あらかじめ

分かる場合が少なくない(仄聞する)について、徒に訴え提起をするのではなく、可能な限り相手方と裁判外の交渉をするといったような弁護士倫理が徹底される必要が生じるように思われる。また、依頼者に対する事件のみきわめの説明等も、これまで以上に充実がはかれることが必要となるであろう。敗訴者負担が導入されたら大変なことになるという市民の悲鳴があると述べられているが、これらのことがしっかりとなされてはじめて敗訴者負担の可否を論じるに際して意味のある悲鳴になるのではない。

同じ費用分担で争う(事件によって最高額を固定する)ような方法はとれないものか。

こうした制度の導入にあたっては、諸外国の制度とのかなり立ち入った比較法的検討が必要である。今回の一連の司法改革の動きを見てみると、外国の法制との比較が表面的にしかなされておらず、それぞれの国の法的社会的制度全体の中でそれがどういう歴史的経緯から生まれていかなる機能を果たしているかということ踏まえた上で改革に着手するという手続きがとられていないように思われる。例えば、ドイツではこの弁護士報酬の敗訴者負担の制度がすでに実施されているが、ドイツでは、法学部を卒業した大多数が弁護士になっており、法曹の数が圧倒的に多いことから、弁護士費用は日本に比するとはるかに安く、弁護士が生き残りのためかなり乱訴に訴えている傾向があり、また市民の権利意識も日本よりかなり強い(しばしば強すぎる)ようなので、例えば隣にテニスコートができて騒音訴訟がなされるなど、人口に比して訴訟件数が多すぎるくらいがある。ドイツに暮らしてみてもともと法制面(製造物責任法など)でも社会意識としても、市場の経済的強者には非常に酷で、消費者にとっては天国のようなお国柄であり、日本人の目からみると消費者訴訟の必然性が非常にうすいと感じられることが多い(薬害の規制は製薬会社にとって日本では考えられないような酷な法制となっている)。さらに訴訟費用扶助のためのさまざまな制度的ケアが整っている。そういうすべての条件が揃っているなかでの弁護士報酬の敗訴者負担と、日本のように以上のすべての条件が異なっている国での弁護士報酬敗訴者負担とは、有する意味や果たす効果が全く別なものになるであろう。

解雇され、組合の支援も受けられずに裁判を起こした。仮処分では会社の不当性が明らかになり、勝利することができた。敗訴者負担が導入され、負ければ、会社からの給与は差止められ、住宅ローンや子供の養育費も捻出できずにいるのに、会社の弁護士費用など支払えるはずがない。会社にとっては弁護士費用は経費だが、私にとっては裁判は身を削る思いでした。

規制緩和が進み、高層ビルがどんどん建てられている。訴訟をしたいと考えている人は増えていると思う。しかし、今でもこの種の裁判にはエネルギーがいるし、引き受けてくれる弁護士の苦労も大変なものである。市民が裁判をしにくくなるということは、弁護士も引き受けにくくなるということである。

勝っても負けても、最初に見積られた費用で済むという見通しが必要。

訴えられた側は、訴えられたことだけでも大変なのに、負けたら両方の費用を払わなければならないようでは、安心して生活できなくなり不安である。

娘が交通事故に遭い、保険会社を相手に損害賠償請求訴訟を提起した。交通事故に基づく損害賠償請求については、被害者が勝訴した場合には、その認容額の1割が弁護士費用として認められると聞いているが、敗訴者負担制度が導入された場合、敗訴したり、一部敗訴したら相手方の弁護士報酬まで負担させられることになる。私たちの主張するとおりの金額が裁判で認められるとの確信はないので、

裁判を提起しないで保険会社の言うとおりの金額で泣き寝入りすることになる。仮に裁判を提起できても、自分たちの主張とはかけ離れた低い請求額にせざるを得なくなったり、一審で敗訴した場合は、逆転敗訴が確実でない限りは控訴できない。敗訴者負担制度は、経済力のないものは裁判をするなど言うに等しく、弱い者いじめの制度である。一交通事故の被害者の立場から見て、弁護士報酬敗訴者負担制度には反対である。

この制度は、国民一般に対し憲法が保障している裁判を受ける権利を実質的に奪うものである。我が国では本人訴訟が認められており、これは、国民のための司法をさらに充実していく上でもゆるがせにされてはならないと思われる。敗訴者負担になり、本人訴訟で敗訴した当事者は相手の弁護士報酬を負担しなければならないことになると、弁護士及び弁護士に委任する資力を有する個人・企業を不当に利することとなり、適当な弁護士へのアクセスを持たない国民や資力がないために弁護士を頼めない国民に対して、不当な損害を与えることとなる。将来、弁護士が著しく増加すれば、米国のように、訴訟をビジネスとして遂行する企業が現れることは必至である。その中で、無辜の国民に対して理由なき訴えを提起し、高額な弁護士費用を負担することになる旨申し向けて、不当な和解金を獲得することを業とする者が現れることも十分に考えられる。証拠収集能力のある企業が狡猾な弁護士を付けて訴えを提起した場合、被告とされた国民は、本人訴訟によっては対抗することも困難であり、真実に反する敗訴判決を受けることも否定できない。弁護士懲戒制度には予防的機能は乏しく、懲戒制度を強化することによってこのような事態を防止することもできない。結局、無辜の国民は、敗訴によって、相手方の高額な弁護士費用を負担させられることとなり、仮に勝訴したとしても、自己が弁護士を付けていない以上、相手方に弁護士費用を負担させることはできないという、著しく不公平な事態が日常化することは必至である。この制度は、我が国の社会が有していた、社会問題に対する柔軟な対応能力を奪うことにより、将来において国家社会の存立を危機に陥れるおそれがある。これまでの戦後史の流れの中で、公害などの新しい社会問題が生じた際、民事・行政訴訟制度による救済機能、問題提起機能が、解決の有力な突破口となってきたこと否定できないはずである。公害問題などは、問題が深刻化した当時においては、財界・保守勢力のみならず、労働側・野党勢力にも、これを解決しうる能力はなかった。むしろ、労働組合勢力は、公害患者・住民らを排除しようとする点では、企業経営側と利益を等しくしていた。訴訟の提起という手段によって、公害患者・住民らの訴えが公のものとなり、行政的救済を促していった。しかし、公害訴訟が提起された当時、勝訴の客観的可能性は、極めて微々たるものであった。多くの国民が、敗訴を覚悟すらして訴訟提起に踏み切った。もし、当時、弁護士費用敗訴者負担制度が存在していたならば、公害企業側の高額な弁護士費用を負担することとなることを予想して、誰一人として、あえて訴えを提起しようとする者はいなかったに違いない。将来において、公害問題にも匹敵する新たな社会問題が発生した場合に、弁護士費用敗訴者負担のために、訴訟制度の救済機能・争点提起機能が発揮しえなくなるとすれば、社会問題の矛盾は解決されないまま蓄積されることとなり、国家社会の存立を危機に陥れることがないとはいえない。敗訴者負担制度を有しているドイツにおいても、その弊害が顕著に指摘されている。いくつかの社会問題は、これをいち早く社会に提起しようとした原告及び代理人弁護士の破産・破滅という犠牲の上で、初めて解決への糸口が現れている。称えられるべき先覚者を破滅させなければ回生しない社会とは何か。我が国の社会がそのように変質していくことを大いに恐れる。

最近 10 年余りの間に、嫌がらせと思われる 2 件の理不尽きわまる訴訟を起こされ、大変な迷惑を受けた。いずれも原告全面敗訴となったが、もともと原告に勝ち目のない内容で、それまでの行為は無視してきたものの、裁判となれば応訴せざるを得なくなった。調停、一審、二審と総計 48 回出廷することになったが、私は高齢でかつ右足が不自由なため、大変困惑した。全面勝訴することは当然のこととして、裁判費用、特に弁護士費用は、理不尽な訴訟を起こした原告が負担するのは当然と考える。この敗訴者負担の制度があれば、最初から、無法な訴訟は自粛されると考える。私の場合、原告は、自分の生前中に財産を全部投じると豪語していたが、それに付き合わされる被告はたまらない。どうか、法整備をお願いします。

この制度が目指すべきものは、社会的弱者が社会的強者に対して、法律的主張をするのに費用の負担を気にせず訴訟提起ができるようにすることであると考え。この点からすると、適用されるのはあくまで原告の立場にある者に対してであり、かつ、原告が社会的強者に対して勝訴した場合であるべきである。弁護士報酬を負担させる場合を事件の類型別に定めようとするのは困難でもあり、適当ではないと考える。

今日、民事事件の件数が増加しているようだが、この事実は、国民の裁判を受ける権利意識が高まった、泣き寝入りが増減してきた結果と受け止められ、素晴らしいことだと思う。敗訴者負担はこれに水を差すことになりかねない。近時、簡裁を併設している地裁は、門戸を開いた姿勢をアピールしてか、正面入口が簡裁の受付に改装されている。このことは、弁護士に依頼することなく、本人訴訟として裁判に参加できる道を開いたことだと思う。しかし、国民は、裁判は難しいものとの考えから、些細な事件も弁護士に依頼するケースが多いと考えられる。この弊害を除くためには、裁判がもっと国民に理解される工夫をすべきと考える。誰でも利用しやすい裁判を目指してほしいと願い、もし、裁判件数に歯止めをかけるために敗訴者負担制度を導入するのであれば、断固反対である。弁護士報酬の敗訴者負担の取扱いについて、改定の狙いをもっと明らかにしていただきたい。

少なくとも、弁護士報酬を敗訴者に負担させることには賛成できない。原告側は、訴訟を起こすかどうかは自由に選択でき、敗訴した場合の負担のことも考えることができるが、それにしても、敗訴した場合、相手方の弁護士報酬の全額を負担することを考えると、訴訟を起こすことをためらうことになる場合が多くなると思う。被告側は、自分の意思によらないで一方的に訴えられ敗訴した場合、相手方の弁護士報酬の全額を負担することを考えると、自分の方の正当な主張をどこまで貫けるかはすこぶる疑問である。原告側も被告側も、勝訴した場合には負担は免れるが、勝訴と敗訴の可能性を仮に半々とする、自分の正当な主張を貫くことへの心配の方が大きくなると思う。いずれにしても、原告側にとっても、被告側にとっても、負担を軽くしてやることが正当な権利の主張をしやすくすることになる。それには、一つの方法として、弁護士報酬だけでなく、訴訟費用も含めた一種の保険の制度(弁護士報酬についてだけは現在もあると聞いているが)をもっと拡充してみてもどうか。濫訴の心配もなくはないが、悪質な場合には支払いをしないなどの対策を立てられると思う。

行政機関、大企業、大病院などは、被害を受けたと主張する市民・国民に対し、まずは責任を否定して、司法手続の煩雑さ、かかる費用の壁を利用して、逃げ切ろうとしている感がある。そのような行政機関、大企業などの対応が残り、さらに、裁判所もそれに毅然と対処できないおそれがある限り、万一、なけなしの訴訟費用を負担して裁判を起こした市民・国民が敗訴してしまった場合に、相手の訴訟費用ま

でその市民・国民に負担させるような制度は、立法府としては絶対採用してはならないと思う。

裁判所に訴訟を起こした方、つまり、提訴した方が弁護士報酬を負担した方がよいと思う。

ヒアリングや公聴会を行うべきである。

「弁護士報酬の敗訴者負担制度導入」は、条件が整うまで見送るべきである。私たちは、バブル末期に、大銀行・大生保の違法な提携と勧誘によって大きな被害を受けた。その裁判件数は推定で 1300 件、判決が出た 430 件余のうち、90 % 近くは全くの敗訴判決だった。損害賠償請求等の棄却の理由は、売り手のプロとしての説明義務よりも一消費者としての自己責任の方が重いというきわめて不公正なものだった。のちに、私たちの事件などを教訓として「金融商品販売法」が制定されたが、この中で、重要事項を説明されなかった立証責任は消費者側に課せられたままであり、消費者保護が十分果たされているとは言えない。また、銀行の不適切な提案融資を裏付ける「銀行の貸し出し稟議書」は、最高裁により、「個人的文書」として裁判への提出義務が免除されている。さらに、複雑な商品性に踏み込むと審理が長引くためか、私たちにとって有利な証拠があっても裁判所はそれを取り上げずに、一方的な判断のもとで請求棄却の判決を出し続けた。司法改革とは、法の整備とあいまって、こうした裁判が行われないようにすることではないか。現在の裁判の実態では、弁護士報酬の敗訴者負担制度導入の条件が満たされているとはとても言えない。法自体の不備や、裁判制度・裁判官制度の欠陥が改まらない限り、そして国民の多くが真に裁判が公正だと実感しない限り、この制度の導入は見合わせるべきである。

私は資本金 1,000 万円の株式会社で鉄工所を経営していた。私の会社は、ある大手企業と 5,000 万円の請負契約を締結し、工事途中で 2,000 万円の追加工事があった。追加工事については注文者の大手会社の担当者から、「心配しないで。きちんと支払うから」と言われ、その言葉を信用して追加工事も行なった。この大手企業は、5,000 万円についてはすぐに支払ってくれたが、2,000 万円分については、当初の 5,000 万円の範囲の仕事であると主張して支払ってくれなかった。私は納得できず、裁判を提起した。裁判では、追加工事が口頭によるものだったため、契約をしたという事実がはっきりしないということから敗訴してしまった。私のような零細企業では、2,000 万円を支払ってもらえないというのは、致命傷とも言うべき金額であり、これが原因で結局倒産に追い込まれた。「弁護士報酬敗訴者負担制度」がこの裁判のときに導入されていれば、相手方の弁護士報酬まで(一部負担だとしても)支払えないので、到底裁判を提起できなかったと思う。結果として敗訴したのであるから裁判を提起できなくても当然だということになるのだろうか。企業対企業であれば格差はなく対等だということで、アクセス検討会では弁護士報酬敗訴者負担制度の導入は当然という意見が多いと聞いているが、企業といっても資本金 1,000 万円の零細企業から大企業まで経済力の格差は歴然である。下請法でも零細下請業者は保護されている。私も大企業間の訴訟には敗訴者負担が導入されてもその経済力からして、何の問題もないと思うが、私たちのような零細企業にとっては、弁護士報酬敗訴者負担制度が導入されれば、裁判を提起することは非常に困難になるので、零細企業や中小企業には弁護士報酬敗訴者負担制度を導入されないよう意見を申し上げる。

一般の市民は、一生涯のうちに民事紛争で裁判所に出入りするようなことはほとんどないと思われる。私は、所有する不動産に関し、明らかに不当な言いがかりと

しか思えない理由で訴訟を起こされた。その不動産の市価は1億円を超え、もし弁護士に依頼すれば1000万円以上の弁護士報酬を請求される。それで、私は、自分で裁判に対応することとした。その結果、完全勝訴でき、相手は高裁まで持ち込んだが、結局は原告敗訴となった。この経験から思ったことは、弁護士というものは、一種の弁護業務産業で、その仕事を遂行していることである。つまり、弁護士は、一般社会の正義を遂行する手助けをするより、言いがかりであろうがあるまいが、弁護士産業を繁栄させることがまず第一となるのではないかと考える。それらにいくらでもプレーキになっているのは、「裁判費用敗訴者負担」であろう。しかし、現実には、勝訴側から裁判費用を徴収すれば、弁護士費用の取立も容易になると考えたのではないか。つまり、今回の「裁判費用敗訴者負担」の見直しは、あくまで、「弁護士のための」、「弁護士による」、「弁護士の」改正であって、決して一般の無辜の市民のためのものではない。もしこれらの改正が行われれば、何の罪もない唯の市民が、ある日突然言いがかりをつけられ、結果、金を徴収されるという事態が起こり、そこでほくそ笑むのは弁護士産業に身を置く者であろう。また、当然のことながら、濫訴は横行し、唯でさえ多忙でてんでこ舞いの裁判所にさらに輪をかけることになる。従って、「裁判費用敗訴者負担」の原則は絶対変えるべきではない。

私は現在民事裁判を準備中である。自分が絶対に正しい、裁判には絶対勝つと思っているが、場合によっては負けるかもしれないという不安がどこかにあることも確かである。せいぜい2、30万円の裁判で、泣き寝入りした方が得なことはわかっているが、「筋」を通すために闘う。私の住所と相手の住所は離れていて、日当、交通費等を考えると、こちらの弁護士費用だけでも大変な金額になる。万が一負けたら、単純計算でもそれが倍になってしまう。相手も必至なので、こちら以上に優秀な弁護士を頼むかもしれない。そうすると「資力の闘い」になってしまうおそれが十分ある。裁判は、いずれが正しいかの争いであるはずが、どちらが優秀な弁護士をそろえることができるか、つまりは、金の争いにすり替わってしまうおそれが絶えずある。そして、金のない者は、最初から裁判を断念するしかなくなるだろう。結局は、金のある人間だけが「法」によって守られることになる。庶民にとって、現行制度でさえ、裁判所までの距離が遠い。「敗訴者負担」の制度が導入されれば、その距離は一層遠くなるだろう。私は、この制度の導入には絶対反対である。

弁護士報酬の敗訴者負担制度実現に反対する。まず、法廷における経済的格差の不平等を生ずる危険性が問題となる。確かに、企業間の涉外事件、知的財産権侵害等の事件については、かえって対等な企業同士の競争を活性化し、産業の促進・発展に貢献するという、極めて有効な側面を有すると考えられる。しかしながら、訴訟における利益の衝突は、常に対等な経済的基盤を有する法人間のものとは限らず、個人対法人、あるいは経済的基盤の異なる個人同士等、様々な様相を呈するものであり、かつ、またその内容も、離婚訴訟に代表される親族間の紛争をはじめ、交通事故における民事訴訟、労働訴訟、行政訴訟等、多岐にわたることが明らかである。また、弁護士の職務的使命とは、「基本的人権を擁護し、社会的正義を実現すること」(弁護士法1条1項)であり、かつ、「社会秩序の維持及び法律制度の改善」(同条2項)への努力である。このことに鑑み、敗訴者負担を導入することは、本来経済的弱者の権利擁護に努めんとする弁護士業務への萎縮効果を惹起しかねない危惧をはらむものである。また、特に民事訴訟、労働訴訟、行政訴訟等において経済的弱者が敗訴した場合を前提とすると、本来訴えの提起を欲する経済的基盤の弱い者に対する司法制度による無言の圧力となりかねず、ひいては、そのことが訴訟提起への萎縮効果をもたらす蓋然性が存すると考える。さらに、訴

訟提起がたびたび経済的基盤の強い者による弱い者への経済的制裁として利用されることが、今まさに危惧されることである。したがって、敗訴者負担は、利益の衝突における正当な正義の実現に付随するものではなく、受当な案とは言えない。個別具体的に議論し、新たなる方法論を創り出す余地があると言える。

弁護士報酬を敗訴者に負担させる制度を導入すべきだと思う。なぜならば、弁護士報酬の額にもよるとは思うが、苦しい生活の中で訴訟を起こしたいと考えたときに、その生活の中から弁護士の報酬まで出せないという人もいると思う。勝てる可能性の高い訴訟ならば、条件にもよるが、相手に少しは払ってもらえるようになり、訴訟を起こすというようになるかもしれないと思うからだ。しかし、訴訟に負けた方にもお金の都合があるだろうから、負担する額は、国であらかじめ上限を決めておいた方がいいと思う。その上限は、ものすごく高い金額にするのではなく、私たち庶民が払えるであろう金額にすべきだと思う。

弁護士報酬敗訴者負担制度に賛成する。患者が医者を訴える場合、訴額は患者の言い値で決まる。逸失利益が常識的に1000万円でも、そんなことはお構いなしに、5000万円でも、1億円でも、自由に決められる。言いがかりでも、訴えることができる。言いがかりで訴えられた医者は、原告の言い値による訴額により、弁護士を雇うことになる。必ずしも弁護士を雇う必要はないが、法律知識はないし、裁判所に出かけなければならぬと診療に支障をきたすため、雇わざるを得ないだろう。患者が1億円の裁判を起こせば、被告の医者は、1億円の3%の300万円ほどの着し金を弁護士に支払わなければならない。裁判で原告が負けても、医者は、1億円を取られなかったことが成功とされ、成功報酬として6%の600万円ほどを弁護士に支払うことになる。言いがかりで裁判を起こされて、時間と労力を使って、弁護士に900万円も支払わされるのである。何も悪くないのに、踏んだり蹴ったりである。勝つ見込みのない裁判を起こした場合には、つまり、原告が敗訴した場合には、弁護士報酬は、原告が負担すべきである。問題は、原告ではなく、原告側弁護士である。患者は、医学知識も法律知識も乏しいものである。訴額も、結局、弁護士が決められている。弁護士報酬は、訴額に比例する。医療裁判が増え続けていることはよく知られているが、判例集には、医者が悪い事例ばかり集められている。しかし、現実には、濫訴も多数存在すると思う。医療過誤の相談センターで断られたクライアントに正義の弁護士を装い、大した医学知識もないのに、医学の本質ではなく、単なる言葉尻だけで争う弁護士がいる。医療側弁護士は、医学知識がないとクライアントに信頼されないが、患者側弁護士は、クライアントに医学知識がないので、勝つつもりがなければ誰でもなれる。何をやっても、知識の乏しいクライアントにわからないからである。私は、幸いにして、患者から言いがかりをつけられたことも、裁判を起こされたこともないが、本当に悪いのは弁護士ではないだろうか。相談センターで断られたクライアントに、1億円の訴額で裁判をしようと持ちかけ、300万円の着し金を手にし、協力医に対する必要な費用等はすべてクライアントに支払わせる。協力医が見つからなかったと言うだけで、300万円丸儲けである。悪徳弁護士を解任し、他のまともな弁護士を雇おうにも、もうお金は残っていない。アメリカのように、敗訴した場合、弁護士は報酬を受け取れないようにすべきである。そうすれば、濫訴が防げる。勝てない裁判をそそのかすこともなくなる。言いがかりで1000万円近いお金を失うかわいそうな医者もなくなるだろう。以上により、私は、弁護士報酬敗訴者負担制度に賛成する。

弁護士に知識があれば、敗訴ということはないので、敗訴のときは、弁護士が負担、すなわち、勉強、研究不足でただ働きとすべきである。弁護士も、優秀な者が生

き残れる制度であるのが自然である。

民事訴訟法では、弁護士費用は訴訟費用の中に入らない。訴訟をするには費用がかかる。裁判所の費用等は国家による負担となるが、それぞれの訴訟においては、費用は当事者が負担しなければならない。訴訟に勝っても、弁護士費用は相手方から弁償をしてはもらえない。そして、訴訟費用の大部分は弁護士に支払うものであることが多い。交通事故などは、弁護士費用も事故の損害の一種として支払いを命ずる判例も定着している。現行の民訴 82 条では、勝訴の見込みのある者に限り、貧乏で訴訟費用が払えない者に対する救済を与えている。これは、貧困者が訴訟をしないで泣き寝入りをする事になり、法律自体の無意味化を防ぐためである。この最小限の救済は、実際はあまり役立つ様子はない。なぜならば、現在、原則として、弁護士報酬は訴訟費用に入らないことになっているため、貧困者には弁護士を依頼して訴訟をしてもらうことができないからである。このため、法律扶助などの救済が設けられているが、これもまだ十分とは言えないようである。このような状況下で弁護士費用を敗訴者に負担させるという取組みは、貧困者が裁判を提訴することさせ狭まれてしまうものではないか。もし負けてしまったら、全部を負担させられてしまうという恐れからも、裁判を提訴することさえできなくなってしまうという問題が必ずや起こるであろうと思われる。この点を熟慮し、検討していただきたいと思う。よって、現状での弁護士報酬の敗訴者負担には反対である。

絶対反対。弁護士は必ず立てなくてもよい。当事者間の事柄である。弁護士を付けるのは勝者になろうとするためで、選択の一つである。100%勝てる自信と財がない国民は、裁判権を失う。不平等である。弁護士費用の負担まで介入不要である。弁護士を付けるか否か、国民に考えさせるべきである。

「不当に訴えの提起を萎縮させはしないか」という点が論じられているようだが、逆に、請求としておよそ理由のない訴えを提起されても、資力のない者は「受けてたてなくなる」という、新たな問題を惹起させることにも注目していただきたい。例えば、借家人が、家主の都合で、正当な事由もないので、一方的に「明け渡せ、明け渡さなければ提訴する」と、理不尽に迫られるようなケースである。応訴して争えば勝ち目は100%と思っても、「やってみなければわからない」とも言われるのが裁判である。万々が一、敗訴すれば相手の弁護士費用まで負担させられるというような万が一の懸念が、借家人の「受けて立つ気力を失わせ」、法の保護を諦めて、泣き寝入りさせることになるだろう。一方、経済力のある家主にすれば、元々が理不尽な請求をしたのだから、負けたらそれまで、と割り切れるだろう。こうした横暴にこそ、弁護士報酬の敗訴者負担制度が適用されるべきだと思う。今求められる真の改革は、「裁判に至った責任の割合」と「経済力に応じた費用の負担」のはずである。裁判は国民の最後の拠り所、慎重な検討をお願いする。

弁護士報酬の敗訴者負担制度に反対する。敗訴者制度を賛成する人の中には、もしかすると、裁判を訴えられたとして、原告が負けて弁護士費用を払う場合に、被告でかつ勝訴した方は「訴えられる」という不利益なことをされたのだから、当たり前を支払ってもらわなければならないと考える人もいるかもしれない。しかし、裁判を訴える方の立場としては、闇雲に訴えているわけではなく、言い分がきちんとあり、任意の話合いではどうにもならなくて、困ってしまって、解決するには、公的な機関である裁判所を通して解決を目指すしかないと考えているの。裁判を受ける権利は当たり前誰もが持っている権利である。被告になってしまった側については、裁判に訴えられるという幾分かの損害のようなものを感じるかも知れないが、現時点の裁判制度でも、被告側の住所地に申し立てることというように被告への配慮もなされているし、

ほとんどの場合は、被告になる側もどういう経緯で裁判になるのかが察しがつく場合が多く、不測の損害とは言い切れない。裁判になって迷惑したと言う感情は、原告被告双方に生じる感情だろうが、そのような簡単な理由で、負けた方が勝った方の弁護士費用を払うという取り決めをすべきではないと思う。また、敗訴者負担制度を賛成する人の中には、裁判に訴えて、かつ、勝訴した人が、被告があれ程原告に迷惑をかけたのだから弁護士費用を支払って当然だと考える人がいるかも知れない。しかし、被告が必ず敗訴するとは決められない。申立事件には様々なケースがあると思うが、大きく分ければ、単純な貸金請求事件のように申立時点で明らかに被告側が負けることが分かっている事件と、双方の言い分が微妙に違って、その解釈の仕方によってはどちらにも勝因があったり、全く新しい分野の事件で判例もないというような、申立時点ではどちらが勝訴するか判断できない案件である。

債務者の一方的な債務不履行であるのに、債権者は弁護士費用を負担して訴訟を起こし、債権の回収を図らねばならないというのは、合理的ではない。このような場合、弁護士費用を敗訴者に負担させるというのは、むしろ当然のことかも知れない。しかし、これを制度化するとすると、「濫用される虞はないか。」とか、「報酬額が増大する危険はないか。」等の弊害も考えねばならない。そこで、制度としては、公平の見地から検討を加え得るもの、具体的には、すべて裁判所の判断により妥当に決するような制度を考えればよいと思う。手続は、交通事故による損害賠償請求訴訟において、すでに実務上一部実施されているようであるから、これを拡充し制度化すればよいのではないかと考える。口頭弁論終結までに敗訴者に負担させるべき費用を主張立証させた上、裁判所が、判決において、負担させるか否か、また金額はいくらにするかを判断するというのはどうか。ついでに、訴訟費用敗訴者負担制度についても、改善を図られてはどうかと思う。訴訟費用負担の裁判は何千件と言い渡されている。しかし、この裁判によって訴訟費用を負担者から取り立てた勝訴者は、ごくわずかしかないと思う。その理由は、現行の訴訟費用確定手続がきわめて面倒であり、実情にあっていないからだと思う。多額の鑑定費用がいったとか、何回も弁論を重ね出廷の旅費日当がかなりな金額になったというような事件は例外として、通常の事例では、貼用印紙代と郵便切手代が主たる費用で、書類の書記料などは、手数料がかかるだけで何の足しにもならないから、放棄しても損はない。それで、これらの費用についても、口頭弁論終結までに、当事者に請求したい金額を主張させた上、裁判所が、判決において、弁護士費用とともに金額を明示して敗訴者に負担を命じるという手続に改めたらどうか。現在、各種手続の中で、あらかじめ手続費用を金額を示して請求できるのは、督促手続と債権差押手続くらいのものである。本訴でも、やりようによっては、同じことができるのではないかとと思う。

相続問題で家庭裁判所の調停を2度行い、その間、弁護士との相談を経過してきた。少なくとも1,000万円は弁護士費用がかかるとの話であり、地方裁判所への訴えを見合わせてきたが、いよいよ覚悟をきめている。是非半分でも、弁護士費用が敗訴者負担になればと切望している。

銀行を相手に訴訟をして保証契約の不当を訴えたが、裁判所は、銀行と当方の証人申請を全く認めず、私は敗訴した。高額な弁護士費用と裁判費用(印紙代)を支払ったが、不満ばかりが残った。全財産を投げ打って裁判をしたが、裁判所は、銀行の味方一辺倒だった。今、私は、銀行側の弁護士費用を支払うよう請求を受けている。裁判がお金を持った者しかできない状況になろうとしている。裁判に負けて相手の弁護士費用を払うことになったら、ますます、金持ち(強者)だけの裁判になる。弱者は、裁判をする権利も行使できないことになるのか。そんな状況は絶対反

対である。

100万円以下の金額の争いの場合に敗訴者の負担額が極めて大きくなることが予想され、その結果、経済的余裕のない人は裁判を避ける傾向になると思われる。手続保障としての裁判制度の形骸化である。裁判は、単に個人の争いに決着をつけることだけがその役割ではなく、社会の問題を浮き彫りにし、判決を通じて問題を解決していくことが重要な役割である。法律扶助制度が整っていない現時点において、絶対に導入すべきでない。

現在、労働組合と会社側との関係は、必ずしも対等の立場に立っていない。労働組合の力不足との指摘も一部にあるが、資本を背景にした悪質経営者は、「組合潰し」、「組合弱体化」を推し進め、経営優位の立場を維持し続けている。その優位な立場を最大限に利用し、一方的な賃下げ強要や不当な解雇を繰り返している。会社側の不当な措置に対抗しきれない現状において、弁護士報酬も「敗訴者負担」となれば、資本的な背景を持ち合わせない私たち労働組合は、「会社側の不当な解雇」、「正当な理由もない一方的な賃下げ」に対抗することすら逡巡せざるを得ず、悪質経営者の言いなりになるほかない。私たちの職場でも、一昨年、一方的な賃下げが強行された。労働組合として、「生活の破壊につながりかねない」と反対の立場で団体交渉を進めたが、会社側は、最初の交渉で「最終回答」を出してくる有様である。その後何度交渉を重ねても、「回答は変わらない」との立場を繰り返すのみだった。挙げ句の果て、「何時調印しても回答日に遡って賃下げを遡及する」と通告、実際に7か月の闘争の後、資金が尽きて協定に及んだところ、7か月も遡って賃金を計算し直し、賃下げを遡及された。しかも、この賃下げの前提条件として「改善合意」を自ら出しながら、その合意をも実施しようとしていない。仮に提訴しても、「裁判所の命令を無視」するように、資本を背景に「上訴」を続け、「負けたら金を払えばよい」との姿勢に終始している。この姿勢の背景には、「労働者は金を持っていないから長期間の争いはできない」との考えが存在する。この上、弁護士報酬まで敗訴者負担となれば、資金の乏しい労働組合は、「悪質経営者の言いなり」にならざるを得ない。この制度が実施されれば、多くの職場で「女工哀史」の悲惨な状況が現出しかねない。このような厳しい現実を認識し、弁護士報酬敗訴者負担を導入しないよう求める。

私の母が、知人が商品の保管場所に困っているのを見かねて、空いていた倉庫を格安で貸した(定期借家)。その借家人は、期限がきても立ち退かない。当方としては、弁護士に依頼すれば、今までの賃料の総額を上回る報酬を支払わなければならない。一方、相手側は、当然明け渡すことになると思うが、滞納分の賃料を負担するだけで済んでしまう(それも、好意による安い賃料)。親切にした者が損をし、恩を仇で返すような迷惑をかけた者は、何のペナルティも科せられないということには納得がいかない。このような不正をのさばらせないようにするためにも、敗訴者負担制度を導入してほしい。敗訴者負担は、不正行為の抑止力にもなると思う。また、使用貸借で貸し付けた宅地があるが、借地人に対し、明け渡すか、世間相場の賃料を払うよう要求したところ、どちらにも応じようとしなない。そのような不良借地人に対しても、制裁として弁護士報酬を負担させたいと願っている。

私は、以下のような体験から、この制度に絶対反対である。私は、保険会社から、相続税対策として融資一体型変額保険の勧誘を受け、銀行が3億円の融資をしてくれるということで、保険契約をした。勧誘の際、年9%の利息を保証するので安心した老後を送ることができると言われ、それを信じていた。しかし、その後の運用実績は、約束に反して悪く、変動保険金の額が極度額に近くなるおそれが出てきたの

で、弁護士と相談の上、提訴した。裁判の結果は、必ずしも原告に有利とは思われず、裁判長からの和解勧告を受け、約 6,000 万円の和解金と毎月 15 万円を銀行に支払うことで和解した。裁判の過程では、弁護士費用、収入印紙代等で数百万円の費用が必要になった。これから先、「弁護士報酬の敗訴者負担制度」が導入されれば、弱者は裁判を起こす勇気がなくなり、泣き寝入りをせざるを得なくなるだろう。

敗訴者負担は、無駄な訴訟を回避し、必要な権利の実現や不誠実な債務者等から迅速な再建の回収を図れる等の利点があり、原則賛成であるが、当事者訴訟、行政訴訟、医療過誤訴訟のように、訴訟の結果を予測し難い事件は、敗訴者負担の例外とすべきである。しかし、弁護士が代理人として訴訟する場合、その例外は極力狭くし、弁護士に訴訟の提起に際し、真摯な検討、研究責任を課すことにより、充実した訴訟手続が期待できると考える。

労働者や労働組合に対して賃金差別が行われるような職場では、労使の力関係は労働者・労働組合にとって非常に厳しいものがあり、職場は大変暗く、ものの言えない、非人間的な状態である。すなわち、「職場には憲法がない」状態である。本来なら、労働基本権を行使して職場での力関係・職場状況を変え、差別を是正させるべきであろうが、なかなか自力では変えられず、是正させられない。そこで、裁判所に訴えて、裁判という公の場で、自分たちが行ってきた組合活動、原告組合員とそれ以外の労働者(第二組合員・非組合員)との間の賃金格差の存在、使用者が原告組合員に対して行った賃金上の不公平な査定と処遇、賃金上以外の数々の不法・不当な使用者の行為、例えば、職場の仲間(第二組合員、非組合員)の冠婚葬祭からさえ原告組合員を排除する、また、原告組合員の冠婚葬祭には職場の仲間を参加させないなど、いわゆる村八分、その他、使用者の原告組合・原告組合員敵視の事実等々を立証し、裁判所に、賃金格差が組合活動・組合所属を理由とする不法・不当なものであることを認定させ、勝利判決を勝ち取って是正させるという道を選ばざるを得ない。このように、立証の問題一つをとっても、賃金資料のすべてを使用者が独占・秘匿している中で、裁判に訴えることは労働者・労働組合にとって非常に大変なことである。しかし、裁判は勝利判決獲得以前にも大きな力を発揮する。訴えられた使用者は、賃金自体は是正しないまでも、少しずつであるが、職場での原告らに対する不法・不当な仕打ちを自粛するようになる。そしてそのことが、もののいえない、人間性を失った暗い職場を、少しずつものがいえる明るい職場に変えていく。裁判を起こすことによって職場が変化するのである。人間性の失われた職場に徐々に人間性が回復され、「職場に憲法が浸透し始める」のである。裁判が持つ、法廷の外に波及するこの重要な働きを是非重視し、それを阻害しないようにして欲しいと思う。

「敗訴者負担賛成」の意見は弁護士や企業担当者の意見のように見えた。実際に今まで 2 回の裁判をして感じたことを基にして述べる。離婚裁判と貸し室に暴力団員の同居者が入居してほかの入居者が全員退出してしまった裁判を述べる。離婚裁判のほうは相手方が事業に失敗して生活できないので離婚すると言うもの。20 万円ほどで弁護士さんはやってくれた、弁護士さんには感謝しているが、現実に払えない人に「敗訴者負担」を押し付けても意味ない。もう一方の暴力団員訴訟の結果は、1 ヶ月分の家賃を踏みたおし 3 ヶ月分の退去金をせしめて出て行った。弁護士費用は全額自分持ち。全部で 40 万円ぐらい。暴力団員から弁護士報酬費用をもらおうと言う日本人がいるのだろうか。勝訴判決文だけで自分は十分だった。損害賠償は一銭も取れない。弁護士報酬敗訴者負担制度を作ったって現実の社会経済制度に合致する、奉仕できるような制度でなければ、猫に小判である。たとえ相

手かたが普通人だって、自分の弁護士費用を相手方に払わせたいと考えるだろうか。超高額になる可能性もある。相手方だけではない。自分もだ。これでは、司法制度へのアクセスが増えるとは思えない。悪徳弁護士が増える可能性だって残る。弁護士報酬敗訴者負担の悪い点は、相手の弁護士報酬が普通の10倍も100倍もするとき、勝訴確率が80%ぐらいでは弱者は提訴しない。自分に非があるときでさえ事件が把握できない内に急に訴えられて通常の100倍の相手の弁護士費用を負担させられたらたまったものではない。日本では例外はあるが弁護士会などの組織が大学や裁判所より民主主義の発展に貢献していて、水俣公害などの各種公害裁判・人権侵犯事件・冤罪事件などに費用を省みずやってくれたから正義の実現・民主主義の発展が実現できたと言える。勝てるか勝てないか判らないが、どう考えても相手は間違っているとかがえられる、でも実は現行の法制度では10%の勝訴確率もないと言うような裁判も排除すべきではない。というのは歴史が教えるように過去の正義は本日は不正義ということは多数あるからだ。企業間の争いなら敗訴者負担制度が機能するようにも思えるが、規模や利益水準の違う企業同士なら機能しないように思う。米国では懲罰的罰金が悪質な敗訴者に科されると言う。そういうことを考えてみると「弁護士報酬敗訴者負担制度」より、悪質な当事者、悪意の法的攻撃者・法的怠慢者に対し裁判所裁判官または陪審員団(陪審員制度が出来ると言うので)が懲罰金を科す制度のほうがいいように思う。貧困者の訴訟費用を(ほぼ勝てるのにまずしいために法的交渉や裁判に訴えられない)を、もっと国家が負担すべきだと思う。報道によれば弁護士会の訴訟費用助成金が今年半年で底をついたというがどうしてなのか。なんでも国家が負担せよと言う気はないが日本はセーフティネットが今まで弱すぎたと思う。

「弁護士報酬敗訴者負担」は司法制度の適正化・迅速化のためにある部分必要な印象も受けるが、あくまで「自分の権利を回復しようとする市民」の側に立った国民に利用しやすい司法制度にするという前提でなければ改革の意義は極めて乏しいものと思われる。特に民事訴訟における「医療過誤訴訟」の場合、現状においては「弁護士報酬敗訴者負担」は導入を見送るべきだと私は考えている。私は勤務医師をしている。そして、医療過誤訴訟の原告となるべく現在、提訴の準備を進めている。私のような医療職で専門知識をもち、多数の医学文献を確認した上で医療過誤を確信して提訴しようとしている者でさえ「医療過誤訴訟」の勝訴は容易ではないと考えている。なぜそのような考えに至るかという、現在の「医療過誤訴訟」の裁判環境に多くの問題があるからである。まず、最も重大なことは裁判の中核となりうる「医学鑑定」が必ずしも公正さにおいて信頼の置けるものではないということである。これは現在まで相談した数多くの法律関係者の一致した考えであり、最近の調査では問題のある「医学鑑定」が相当数、相当割合で存在するとの報告がある。このことは以前より医学界に身を寄せている私にとっては決して驚くべき内容ではない。以前から、このようなことは多くの方々より指摘されており、私も十分に肌で感じていた。「医療過誤訴訟」における「医学鑑定」は専門知識に関係する訴訟である以上、最も判決に影響を与えうる重要なものである。「医療過誤訴訟」には有名な3つの壁が存在する。「密室の壁」、「専門性の壁」、そして、「封建制の壁」である。この「医学鑑定」は「封建制の壁」に相当するものであるが、やはり医療界は狭い社会であり、人間同士のつながりが極めて限定的であり、封建的な思考が根強く残っている。どうしても感情的で私的な考えからくる「かばい合い」を完全に排除できずにいる状況が考慮される。また、提出される「医学鑑定」についても、その公正さを公式に判定する公的機関も存在しないのが現状である。したがって、どのような内

容でも許容されうることとなり、もし不公正な場合でも採用され判決に重要な影響を与える可能性がある。公正な「医学鑑定」に当たるかどうかは良識、良心ある鑑定人に当たるかどうか、ひいてはその運・不運にかなり左右されうることになる。医療過誤の医学的過失と因果関係を医学文献等で確信できても不公正な「医学鑑定」の影響によって敗訴となる可能性も十分考えられる。このため、「弁護士報酬敗訴者負担」の導入の前に医療過誤裁判の適正化を図る必要があるように思う。それにはまず、「医学鑑定」をいかに充実させ、すべての「医学鑑定」が医学的に公正で的確な内容で提出されるように法的環境を整備する必要がある。この「医学鑑定の完全適正化」が達成されなければ「弁護士報酬敗訴者負担」を「医療過誤訴訟」に導入することは避けるべきと思う。現在の状況では私のような医師で、医学的に医療過誤の確信を持った者でさえ、不公正な「医学鑑定」がなされた場合の勝訴の困難さを強く感じている。ここで「弁護士報酬敗訴者負担」まで導入された場合、専門の医学知識を持たない一般市民の提訴への抑制効果は計り知れないものがある。「医療過誤訴訟」において原告となるのは企業ではなく完全に一般個人であり、当然捻出可能な費用には限りがある。ただでさえ、現在でも費用面だけの問題で「医療過誤訴訟」の提起を断念した事例をよく見聞する状況なのである。「医療過誤訴訟」の場合は提訴前に時に行なわれる診療記録開示の際の証拠保全手続きにかかる費用も一般に高額とされており、現在でも訴訟費用は一般の人々にとって容易に準備できるとは決して限らないと思われる。自分の弁護士費用・訴訟実費・鑑定料などの重い負担の上にさらに敗訴時に相手側の弁護士費用まで負担させられることまで考えるとよほど財力のある人間でないと「医療過誤訴訟」は提起できない環境にすらなりえる。これは「国民が利用しやすくするための司法制度改革」という主目的に反しかねないように当事者の立場として本当に強く思う。この「専門性の壁」の打破こそが「医療過誤訴訟」の真の適正な改革と思う。このような不適切な「医療過誤訴訟」は被告の医師・医療機関だけでなく、原告の患者・家族にとっても非常に経済的・精神的負担であるものである。悪い診療結果を医学的根拠が乏しいのにすべて医師の責任と思い込み、無理な主張をして提訴している事例をときに見聞したりする。そのような事例に対して、第三者の医師からの公正で適切な医学的アドバイスが可能なシステムが本当に必要と思う。「医療過誤訴訟」の有名な3つの壁のなかの「密室の壁」は不完全ながらも診療記録開示や診療記録改ざんに対する刑事責任追及により、ようやく崩れかけてきた。後は「専門性の壁」、そして、「封建制の壁」の打破である。もちろん、現状では医師の相互批判はまだまだ乏しく、鑑定制のシステムにしても、協力医のシステムにしてもその構築には相当の困難が予測される。しかし、医師の中でも以前のような大学教授を頂点とした封建的体制には批判的な考え方が数多く出てきている。そして、日本の「医療過誤訴訟」はそろそろ医療界・法曹界全体で考える時期に来ているのではないだろうか。それは何度も言うが、「弁護士報酬敗訴者負担」の導入で解決できるとは私には到底思えない。現状では「医療過誤訴訟」における「弁護士報酬敗訴者負担」の導入はあらゆる点で国民の利益にはなりえないと私は確信している。医師であり、「医療過誤訴訟」の当事者でもある立場の人間は数多くはいないと思う。両方の立場に置かれた身であるからこそ、総合的な観点での客観的判断が可能であり、確実に主張できることだと考えている。どうかせめて適切な「医療過誤訴訟」だけは抑制効果のないような司法制度改革をお願いする。一方的な「医療過誤訴訟」の抑制は日本の医療全体にもよい影響を決して与えないと信じている。

私は、高額な弁護士費用の負担の資力の有無によって、如何に訴訟制度におい

て差別されるかを実感しているのは、保険会社の費用で選任された加害者の代理人を相手に、その費用を工面できないで泣寝入りしている無資力の交通事故被害者であると実感している。私を含め交通事故の被害者は、日弁連と損保協会の協定と、金融庁による約款の認許によって始まった、加害者の為と称する示談代行制度による、損保会社社員の利益追求目的の示談代行の犠牲者である。その根本原因は、加害者全額保険で弁護士費用を見てもらえるのに対し、無過失の事故被害者のための弁護士報酬支払保険制度が無い為、資力の無い被害者は、泣寝入りするしかないと言う、憲法が保障する法もとの平等が保障されていない自動車保険の制度に有る。私は、社会的弱者も平等に、裁判所の判断を安心して出来る司法制度が実現される事を、交通事故被害者として望む。私たち事故被害者は、加害者側の保険会社社員や、顧問の弁護士から「不満なら裁判でもどうぞ、裁判は費用がかかりますよ」と脅され、保険会社の言いなりになるよう攻撃を受けている。現状の自動車保険制度(加害者のみに用意されている示談代行サービス・弁護士選任サービス付保険制度)をそのままにしての敗訴者負担制度の導入は、差別的制度にさらに差別を重ねるもので容認できない。交通事故被害者にとって、いまの差別的な扱いから抜け出せて、必要となれば差別されることなく、安心して訴訟が起こせる制度となるなら、敗訴者負担制度が導入されてもメリットがある事もある。ただ反対と言うのではなく、どうしたら、国民の裁判を受ける権利が保障された制度を作る事が出来るのか、その議論が大事だと思う。仮に導入されるとしたら、被害者にとって差別的な示談代行弁護士選任サービス付きの自動車保険制度は、代行弁護士選任サービスにつき廃止すること、特別法により弁護士費用負担保険制度を創出し、あわせて以下の事項を行わせる。この法人に弁護士法第72条の例外として、社員による示談代行サービスを認める。示談代行する社員は、非常勤の雇用契約により簡裁代理権を取得した司法書士、今後見込まれる司法試験合格前のロースクール卒業者、裁判所書記官・調停委員の一定年数経験者をもって当てる。現在、交通事故被害者が泣き寝入りさせられているのは、賠償額について利害関係を持つ一営利企業たる保険会社の社員(何の資格も代行者の倫理についての教育も受けていない)に、加害者の代理行為をおこなわせているからである。特別法で72条の制限をはずすことによって、損保会社が行う示談代行の必要性はなくなる。また弁護士費用等は、最終的に訴訟となった場合に裁判所が職権で決めるのであるから、当事者の争いの主張額について法人自体が利益相反することがなく、利益相反する保険会社社員の示談サービスと違い公平が期待できるし、示談代行社員に一定の能力要件を設けることにより、より良質で安心できるサービスとなるものと考えられる。示談代行サービスをつけることで、加入者のメリットが生まれ、採算性も見込めるものと思われる。そして、採算性の実現できるメドがついた段階で、法律扶助の制度もこの法人に吸収させれば、より充実した法律扶助の制度も実現できるものと考えられる。日本における訴訟制度は、弁護士強制主義をとっておらず、誰でも自由に訴訟を起こせるのが原則であり、弁護士職能による訴訟代理人まかせの訴訟で、一般国民は必ずしも満足の行く訴訟を遂行し、自己実現をなしているとは言いがたい。成年後見制度は改定された。しかし、訴訟制度においては、後見人にあたる弁護士は存在するが、保佐人・補助人にあたる職能は存在しない。そして、制度上は本人訴訟は病理的現象と疎まれ、裁判制度の中では敬遠されている状態である。敗訴者負担制度のみが導入された場合において、この保佐人・補助人にあたる職能が存在しなければ、結果として弁護士強制主義が導入されたと同様の結果となり、国民の自由な提訴権が侵害されることになると思う。

従って、簡裁代理権を取得した司法書士職能は、地裁以上において訴状作成業務をこれまで行っているのであるから、今後能力を高める処置をとり、地裁以上において本人とともに出廷し、本人訴訟を保佐し、提訴者の能力の不足を補い自己実現を手助けする職能として整備されるべきであると考えます。そして、この費用も保険の対象とすべきである。このことによつてのみ、本人訴訟の道も閉ざされない敗訴者負担制度の実現になるものといえる。敗訴者負担の是非はともかく、社会的弱者にやさしい制度の実現を求めます。

弁護士報酬の敗訴者負担の問題は、「国民の期待に応える民事司法のあり方」のテーマで、裁判にかかる費用を軽減し、裁判を利用しやすくするという問題意識から提起されたものである。司法制度改革審議会意見では、「国民の期待に応える司法制度」 7. 裁判所へのアクセスの拡充 (1) 利用者の費用負担の軽減の一つとして記されている。ここでは「負担の公平化を図って訴訟を利用しやすくする見地から」「導入すべきである」と書かれてはいるが、同時に「不当に訴えの提起を萎縮させないよう、これを一律に導入することなく、…」と訴訟提起を萎縮することへの懸念を記していることは、ご承知のとおりである。意見書 29 ページに「なお、この検討に当たっては、訴訟救助、法律扶助などの他の制度との関連や弁護士報酬の負担の在り方に関する国民の理解にも十分配慮すべきである。」と記している。この表現に至った経緯は 61 回、62 回の議事録にもあるが、敗訴者負担制度の導入は、国民の理解が必要ということを配慮したものである。中間報告では、導入賛成論の根拠の一つとして、「不当な訴え・上訴の提起、不当な応訴・抗争を誘発するおそれもあるということをも理由として、かねて勝訴当事者の支払った弁護士報酬(少なくともその一部)を、敗訴者に負担させる方策を導入すべきであると指摘されてきた」と、濫訴抑制の趣旨が紹介され、結論として、「弁護士報酬の高さから訴訟に踏み切れなかった当事者に訴訟を利用しやすくするものであることなどから、基本的に導入する方向で考えるべきである」ととりまとめた。しかし、中間報告は、「敗訴した場合の費用の負担が重くなり、事件の種類によっては、かえって訴えの提起を萎縮させる結果となるおそれがあるとの指摘もある。特に、訴訟を通じて社会的に問題を提起し、立法府や行政府に政策の変更や制度の改革を迫る、いわゆる政策形成訴訟について、そのことが当てはまると言われている。」とも記し、結論部分のなかに、「労働訴訟、少額訴訟など敗訴者負担制度が不当に訴えの提起を萎縮させるおそれのある一定種類の訴訟は、その例外とすべきである。」と「など」と記すことで一応の幅を持たせてはあった。中間報告までの議論で、私は「労働訴訟、少額訴訟など」「など」の前に「いわゆる政策形成訴訟、消費書訴訟」を追加するべきであり、「行政訴訟、医療過誤訴訟、消費者訴訟やいわゆる政策形成訴訟についても同様に例外とすべきであるとの指摘があった。」と挿入してほしいと主張した。また、「基本的に導入する方向で考えるべきである」についても「基本的に導入」を削除すべき、とも主張した。中間報告後、多くの個人、団体から敗訴者負担制度に反対する署名や意見が審議会に送られてきた。集会も全国各地で開かれた。こうしたことは、この制度が消費者・国民に強い危機感を持って受けとられたことの現れである。証拠開示制度が不十分なわが国の現状のもとでは、訴訟の勝敗を利用者が見通すことは容易ではない。医療事故で家族の尊い命を奪われた場合でも証拠収集手段が十分に整備されておらず、また、適正な鑑定人が得られない現状では、病院側に過失があったとしても原告が負けることは少なくない。これは、医療過誤に限らず、変額保険の被害者や欠陥住宅の被害者をはじめとした多くの個人被害者にも言える。司法制度改革については多くの意見の対立はあるものの、導入反対の声がこ

れほど多い事項は「敗訴者負担」以外にはない。消費者の権利擁護のためにはどうしても行われなければならない裁判も少なくない。私たち主婦連が取り組んできた灯油裁判やジュース裁判をはじめ、公害訴訟、PL訴訟など、いずれもそのような性質の裁判である。弁護士報酬の敗訴者負担制度がとられるならば、このような裁判をおこすことはとても難しくなってしまう。原則導入の主旨ではないことは、第151国会における佐藤幸治審議会議長も明言している。司法アクセス検討会は、国民が利用しやすい裁判制度の構築を検討すべきであるから、敗訴者負担制度の導入は、司法制度改革の目的に添わないことを認識し、意見書の真意をくみ取るべきである。現在国民の多くが反対している敗訴者負担制度の導入をされないよう申し入れる。なお、パブリックコメントの結果がどのように反映されたかを、国民に明らかにすること及び、訴訟経験者や市民団体等のヒアリングを行うことを要請する。

こんな制度には本当に強く反対である。不動産業者に紹介された業者に水道工事を依頼し、昨年夏に前金100万円を業者の口座に振り込んで工事を待っていたが、日程などの連絡がないまま年末になってしまった。不動産業者に問い合わせたところ、不明となったとのことであったので、弁護士に解決を依頼し、紹介した不動産業者との交渉をしている。弁護士に依頼した時、10万円の手数料を支払ったが、交渉はなかなか進展せず、時間ばかりが経ってしまっている現状である。このような事件でも、相手から何ら成果がなければ、工事代金、弁護士費用などすべて損をしてしまうのではないか。さらに相手の分まで支払うなんてとても納得できない。

司法制度改革の中で論議されている「弁護士報酬の敗訴者負担制度」の導入については、以下の理由により強く反対する。日本人の平均寿命が急速に伸びた要因の一つは、戦後の医療制度における「保険制度」の充実にも因るという見方を否定する方はいないだろう。医師と弁護士及び教師は、私たち70歳代の人間のみならず古代から未来に掛けて「人間社会の安全と平和の構築に欠かせない専門職」を司る典型的な人達である。私は、これからの日本の秩序ある社会的制度の維持と発展、即ち、今後の望ましい社会を構築するためには、行政を司る職員、為政者や経済界を司る経営者のためみならず、一般住民に対する「弁護士の果たす社会的役割」にも注目して、「弁護士報酬の敗訴者負担制度」の導入について慎重に審議すべきと考えている。日本における医師と教師の社会的使命は、いまや住民個人を対象とした時代を越え、社会全体を対象とした「体や心の病気の予防、知識や技術の承継」に視点が移っているとの実感が住民にある。その点住民にとって、いまだに「弁護士」は日常生活のなじみの無い「特別の社会的役割を果たす人達」という誤った「畏敬の感覚」で捉えられている「解離感」があることに注目しなければならない。善し悪しは兎も角として、医療の保険制度に基づき医師の安定した医療報酬の制度が確立し、そのことに拠って住民は貧富にかかわらず一定の治療を受けることができた功績を否定するものはあるまい。したがっていまの時点で、「弁護士報酬の敗訴者負担制度」の導入について論議するならば政治家と一線を画し、「社会的病理現象」の解消を目指し、日本の津々浦々に「弁護士の果たす社会的役割」の実感を味わっていただくために、一定の弁護士報酬の公費負担の制度を設けその制度を設けたことの実体的感を充実させることに施策の重点をおくべき必要性があると私は考えている。その上で、住民が「弁護士の果たす社会的役割存在」に共感が得られるように努めれば、自ずと自由診療と同じく、一定の制限を設けた「枠内」で「弁護士報酬の敗訴者負担制度」の導入を検討すべき時期が見えてくる筈である。心有る弁護士は、政治家や為政者達が自らの責任追及を恐れる余り、現時点で「弁護士報酬の敗訴者負担制度」を強硬しようとする姿勢に軽々と

賛同できないことは、このことが「弁護士の社会的使命感」の喪失につながり住民の共感を得られないと肌で実感しているのではないだろうか。

弁護士報酬の敗訴者負担について、基本的には(事件内容によっては)反対する。結局は、弁護士費用など料金は不透明でわかりづらいので、もっとクリヤーになればと願う。

敗訴者負担に反対する。制度についてまだ不備、改良があってこのような件がおきたとは思いますが、ただ裁判をするに当たり、当然費用がかかることはわかるが、もっと身近な人々のための法律制度であるべきだと思う。そのためにも、敗訴したからそのものが負担するというのではなく、割合とか、両者が負担し合って、それも決めてもらえると納得いくと思う。ただ敗訴した方だけというのは、もっと苦しむということだと考える。それぞれ、平等になっていく制度ができることを望む。わかる司法制度になっていくことを願う。

私は、弁護士を相手に訴訟を起こした場合にのみ片面的敗訴者負担にするべきだと思う。私自身弁護士にひどい目に遭わされたことがある。しかし、医者と違ってカルテをつけているわけでもなく、口約束だったので、上手くだまされたようなものである。法律のプロである弁護士を相手に裁判をしても勝負は見えているので、腹が立ってしかたがなかったが、裁判はあきらめた。弁護士にひどい目に遭わされたので、別の弁護士に頼もうという気持ちもなかった。また高い金を取られていい加減なことをされたのではたまらないという気持ちであった。懲戒という制度があることは調べたが、弁護士の団体が判断をすると聞いて唖然とした。仲間内でかばい合うだけだから、やるだけ無駄だと思った。推進本部の検討会で弁護士報酬の敗訴者負担が検討されていると聞いた。検討会で、弁護士の団体が、片面的敗訴者負担という制度を提案していることも知った。私は、あのような意見を見ると我慢ができない。何が市民のためなのか。何も知らない市民をだますようなことをする弁護士がいるのである。世の中のためになるとか、相手が金を持っているからいいんだというのなら、弁護士を相手に訴訟をした場合には片面的敗訴者負担にすべきである。あんなひどいことをする弁護士の団体が市民の味方であるかのような意見を出しているのを見ると我慢ができない。

私は敗訴者負担制度に反対である。なぜなら、最後の手段として裁判にしか救済の道がない弱者が費用負担のリスクを考え、提訴すらすることができないという事態が増えると考えからである。私の娘が一時期、難病の疑いがある言われ、大学病院に入院を余儀なくされたことがあった。大学病院では、現在の医学では治療法もない病気と闘う患者が大勢おり、患者にとって、完治してはくれぬ医師との関係は、絶対的上下関係にあるのが当たり前風景だった。そこでは、もし医師側の医療ミスで事故が起きたとしても、患者側が提訴して裁判を行うのは大変難しいと考えられる。一般的には、まだカルテ開示が明白に行われている病院は少ないし、密室である手術室で起きたミスなどの証拠を患者側が入手することは不可能に近いと言える。しかし、医療過誤の被害者は、負けを覚悟で、せめて泣き寝入りせず訴えること自体に意義を見出し、提訴に踏み切る方も多いと考えられる。もし敗訴者負担制度が導入されれば、そうでなくても弱者でリスクの多い医療過誤の被害者は、一層の経済的リスクを恐れて、ますます提訴の機会すら奪われ、泣き寝入りを余儀なくされることになるだろう。裁判とは、他にも、その勝敗の結果だけではなく、行政へのチェックや権利の救済など、提訴自体に意味が生じるものもあるはずである。しかし、敗訴者負担の導入により、財力のない普通の市民は勝敗を考えて裁判をしにくい状況が生まれるだろう。現在進行中である司法制度改革の目的は、裁判

の迅速化、法曹従事者の増大など、市民がより裁判を利用しやすいものにするということのはずである。その点で、敗訴者負担制度は、司法改革の趣旨にも反していると思う。

裁判というのは、双方共の言い分に一理があって、お互いの間では、話し合いがつかず、裁判によって、その調整をしてもらいたいものだ、と理解している。もちろん、双方とも勝てるあるからこそ、それに臨むのだと思うが、必ず、どちらかは敗訴という形で処理される。勝訴側としても、実際は、どちらが勝つかどうかなど、わからないものであるから、自分もある事を裁判にかかるつと云う気持ちがあるのなら、当然互いに裁判費用を払えば良いのではと考えられる。なぜ、敗訴だからと云って、相手側の費用を負担しなければいけないのか全く、理解できない。百歩譲って、裁判所にそれを決定してもらいたいというのであればそれに、従うと云う気持ちにもなるかもしれないが、(裁判所の公平な目を信用するとして)一方的な敗訴者負担というのには絶対反対である。

結婚当初からわずかな生活費しかもらえず、毎日の生活一部始終について、夫からの精神的・経済的・身体的虐待に苦しめられ、このままでは一緒に結婚生活を続けられないので夫に離婚してほしいと言うと、「離婚したければ1000万用意しろ」と言われ、夫からの暴言、暴力行為、暴行、脅迫を受け、母がみかねて、親戚から工面した現金500万円を交付して離婚した。この苦痛、地獄のような家庭生活に訴訟を起こした。訴訟を起こすまでが並大抵の苦労ではなかった。弁護士からは、結果はどのように出るか難しい、でも頑張るだけ、全力を尽くしましょうと力強い言葉をいただき、頑張ったかいがあった。もし負けたら相手方の弁護士報酬を負担すると言われたら、泣く泣く訴訟はできなかつたろう。敗訴者負担制度は反対する。

私は、敗訴者負担制度には反対である。私の場合、相手にはまったく権利のないお金を持って行かれてしまったということで訴訟を起こしたので、敗訴ということは考えていなかった。ただ、判決が出て「返すお金が無い」と言われればそれまでということで、本来は判決を求めたかったが、和解という形を受け入れた。今回、敗訴者負担制度の検討ということを知り、改めていろいろ考えてみた。私の場合、相手には権利のないお金ではあったが、相手の出方、攻め方で、時間も随分かかるし、結果も予想と違ってくることもあるのだという実感を覚えた。これでこの制度があった場合、やはり二の足を踏むのではないかと思う。相手が悪いという確信を持っていても、その証明が困難な場合、この制度は弱い者いじめのような気さえしている。裁判所は、弱者、被害者の味方であってほしいと思う。又、たとえ判決が出て「お金が無いから出せない」で終わらせてしまえば困るということである。もう一步、二歩踏み込んで、きちんと支払わせる方法がとれるようにしてほしいと思う。裁判所は、弱い者が泣き寝入りする場所では困ると思う。

賛成である。一日も早く導入してください。しかし、やはりケースバイケースで、以下に述べるが、離婚裁判に関して配慮していただきたい。私は主婦である。現在、主人から離婚裁判を起こされ係争中である。主人は愛人をつくり、3年前、一方的に家を出て行ってしまった。愛人と結婚するために、私に離婚を迫っていたが、私が応じないので裁判を起こしてきた。主人は、自分がいわゆる有責配偶者だということも、今の法律では、別居期間が3年という今は離婚は認められないということも知っている。それなのに裁判を起こしてきたのである。主人が言うのには、「今はまだ3年なので認められないだろう。しかし、棄却されても、何度も裁判を起こす。そうすることによって、裁判所は、いずれ離婚を認めてくれるだろう」ということだった。又、「別居が7、8年続けば裁判所は認めてくれる」、「いずれお前は負けるんだから、

もうあきらめて離婚してくれ、少しでも若い今の方がお前のためだぞ」とも言われた。私達には、まだ未成年の子供もいる。子供たちも深く傷つき、人格が変わってしまい、一緒に暮らしていくのは苦勞の連続である。それなのに、自分は愛人と楽しく暮らし、不貞をし続けて、何の反省もないのに、何年か経ったら離婚が認められるということは、私にはとても納得できない。ましてや、裁判所にいずれ離婚を認めてもらうために、負けるとわかっている裁判を起こすなんて本当にひどい話だと思わないか。裁判を起こされれば、やはり弁護士に依頼するしかない。一般に人間にとって、一つの裁判をするということは、精神的な面に加え、金銭的にもとても大変である。現在、婚姻費用分担請求の調停を申し立ててから1年半経つが、未だに結論は出ておらず、貯金を崩して生活している。パートで働いてはいるが、子供を2人かかえ、とても大変である。しかし、主人はと言うと、大企業の管理職で、年収1,400万円ほどあり、愛人と何不自由ない生活をしているようだ。弁護士も気に入らなかったのか、2人目である。主人は資力があるので、裁判費用、特に弁護士費用など何ともないのである。弁護士報酬の敗訴者負担制度が導入されたら、私のように不当に裁判を起こされた者にとって、とても助かる。ただでさえ生活が苦しいのに、どうして、したくもない裁判なんてしなくてはいけないのだろうか。私は主人と別れる気持ちなど全然ないので、私には離婚裁判は一生したくないものなのである。でも、提訴されたら、被告になって争うしかない。どうか一日も早く導入してください。冒頭に書いたが、離婚に関して言えば、勝敗にかかわらず、有責の者が弁護士費用を負担すべきである。これは、一般の裁判では、有責の方が負けるのでいいが、離婚に関しては、有責配偶者でも何十年か先には離婚が認められることもあるからである。有責の者が勝ったからと言って、弁護士費用まで払わなくてもいいということは、あまりにひどすぎる。よって、ケースバイケースで配慮すべきである。

最近、弁護士に相談した紛争事案としては、子供が家庭でできる文書作成のアルバイトの提供がセットされた文書作成練習用教材を購入するという契約をしたが、詐欺まがいの契約内容だったことがクーリングオフ期間終了後にわかり、弁護士に相談した。妻が交通事故に遭い、その交渉に弁護士に相談した。その際、裁判に持ち込まざるを得ないことも視野に入れていたが、結果としてそこまで至らなかったものの、その時の心配事としては、裁判で訴えが認められるのかどうかということと、弁護士報酬のことだった。勝訴したときは、精神的な面、費用面などから無理なく弁護士報酬を負担できると考えていた。幸いにも、これらの紛争では、争点となった金額が大きな額ではなかったこともあり、「勝ち負け」や「勝って得る利益と負担する弁護士報酬」で悩むこともあまり大きなものではなかった。このようなことがあったこともあり、この度の「敗訴者負担制度」には関心がある。この「敗訴者負担制度」が実施されると、仮に敗訴した場合は、負けたという精神的ショックの上に勝った相手側の弁護士報酬まで負担しなければということになれば、「踏んだり蹴ったり」になり、そのようリスクまで背負ってまで裁判を起こす気持ちにはなれないような気がする。裁判という手段を通して、被害者の気持ちを訴える道をしっかりつなげていただくためには、決して全てを裁判で解決しようとする社会になればいいという気持ちを持っていないが、裁判を起こすのに躊躇しない環境・条件整備が必要だと思う。私も含めて、生活者にとって最も気になることは、裁判に要する費用面がどうなるかということではないかと思う。精神的にも費用面でも、全く納得のいかない制度と考える。

私はこれまで、居住権(占有妨害禁止)を求める裁判と、政治資金収支報告書のコピーの交付を求める裁判を起こした。最初の裁判は、私がすき好んで起こした訴訟

ではなく、追い出し屋と呼ばれる輩から平和な暮らしを脅かされ、住む権利を守る為にやむなく起こした訴訟です。敗訴者負担制度が実行されたら、私が敗訴した場合、住む場所を失うばかりか、暴力や脅迫によって住人を追い出そうとした輩の弁護士報酬までも支払わなければならない。こんなことがあっていいのだろうか。第二の裁判は、私個人の損得によって起こした裁判ではない。政治浄化を求める私の熱意から求めたもので、勝訴しても私個人には何一つ得をするものはない。政治資金の透明化がもたらすであろう公明・公正な政治を期待し、また、社会的影響を期待したからこそ私費で争ったのである。しかし、被告側は公であるから全て公費で行った。私が勝訴しても、彼らは当然公費で賄うのであるから個人の負担は何一つない。残念ながら実際には私は敗訴したが、この場合、公費で裁判を行った被告側の弁護士報酬を支払わねばなくなる。原告と被告間の不公平は大きなものがある。この2つの裁判に共通することは、どちらもお金を得る為の裁判ではないということである。理不尽な行為、社会制度を変えるためにやむを得ず起こした裁判である。何の報酬も求めない裁判の弁護士報酬をなぜ支払わなければならないのか。そもそも裁判とは、双方の意見が異なるからこそ行われるので、どちらに軍配が上がるかは誰にも分らない。お互いが公正な立場で議論を戦わす場を法廷という場に求めるのであって、それには残念ながら勝ち負けが起こり得る。敗者には自分の意見が認められなかったという、実質的にも精神的にも大きなダメージがあるのだからそれで十分ではないか。その上に勝者の弁護士報酬までも負担せよと言うのは余にも酷な論理だと思う。敗訴者が弁護士費用を支払うという発想は、裁判を起こすことが悪いことだという概念から出てきた発想ではないか。「勝つか負けるか分らない。しかしやってみよう」。そういう思いで裁判に踏み切る時、負けたらと言うことを者えては出来ない。ましてや相寺の弁護士報酬まで払うことになるかもしれないとなると、最も平和的な解決の場である裁判に委ねることを躊躇することにもなりかねない。上記理由で、万人に保証されている裁判を求める権利を阻害する弁護士報酬の敗訴者負担という司法制度改革には強く反対する。

裁判制度の目的は、不当な権利侵害に対して、簡易・迅速に、かつできる限り完全に権利回復を図ることにある。権利実現コスト負担の公正化の観点、司法アクセス推進の観点から、「弁護士報酬の一部を訴訟に必要な費用と認めて敗訴者に負担させることができる制度」(敗訴者負担制度)の導入に賛成する。そもそも法的根拠のない訴えや正当な権利行使を目的としない訴えを容認することは、司法アクセスの推進とは何ら関係がない。法的根拠のない訴えや正当な権利行使を目的としない訴えに応じるために被告が要したコスト(弁護士費用)は、本来、負担する理由のない費用であり、これを敗訴者に負担させることは公正の理念に合致する。一方、権利を侵害された側からみても、本制度が機能すれば、少額訴訟や確認訴訟のような場合に「費用倒れ」を恐れて訴訟をためらい、正当な権利実現に至らないケースが少なくなると考えられ、まさに司法制度改革審議会意見書が述べている司法アクセスの推進に資することとなる。特に、正当な根拠もなく訴訟の引延しを図ることに対して防止的に機能することが予想され、被侵害者の権利回復(不当に回復を遅延させられたことによる増加費用を含む。)を迅速化することとなる。社会的にみても、無用の訴訟長期化は敗訴時の経済的負担が大きくなることから、双方当事者が早期審理に積極的に取り組むことが期待でき、早期和解も含めて、解決を促進する効果も期待できるため、訴訟解決費用が低減されることとなろう。敗訴者負担制度は、原告にその請求根拠の確定を慎重に行わせるとともに、被告に早期解決の動機づけを与えることから、裁判の迅速化につながる効果が期待できる。真に訴

訟での解決を図られるべき案件については、実質的な権利回復を迅速に行わせることとなれば、司法アクセスの推進を拡充することとなる。したがって、本制度は、訴訟経済の観点から計画審理や訴訟指揮を補充する手段として位置付け、積極的に評価すべきである。本制度の適用除外として、あらかじめ特定の訴訟類型を定めることには疑問がある。当事者間の公正実現が強く求められるか否かは、個別案件ごとに当事者が示した証拠等により実質的に判断されるべきものであり、外観的な類型化はなじまないからである。また、当事者間の経済力・情報力格差を強調し、これを是正するためとして企業が片面的に負担を負うものとする制度(いわゆる「片面的敗訴者負担制度」)を導入する考え方がある。しかしながら、このような「格差」は、本来、製造物責任法や消費者契約法などのように、実現すべき権利の種類によって立法的に解決すべきものである。当事者を「強者」「弱者」に外観のみからデフォルメし、手続を画一的に規定する手法は、裁判制度の公正さを損ない適切でない。本制度を一般的に導入することについて、相手方の高額な訴訟費用の負担を負わされることを恐れて訴訟の活用を萎縮させるため、司法アクセスの推進という理念に矛盾することとなるという指摘がある。本来、本制度は権利保護を図る手段としての裁判を、より合理的、迅速に運用させることに資するものであるが、この指摘を踏まえて、本制度が裁判を含めた司法へのアクセス向上を妨げないように留意する必要がある。その際、重要な点は敗訴者に負担させる額をどのように定めるかであるが、それによって正当な根拠のある訴訟の提起を躊躇させたり、正当に主張すべき抗弁の提出を抑制し、司法アクセスを妨げることのないような公正な基準を検討すべきである。この基準の策定については、基本的に裁判所の判断の集積による明確化に期待したいが、これについては長期化が予想されることなどから、限度額については法定化を検討すべきであろう。その他、司法アクセスを拡充するためには、本制度導入と併せ、法律扶助制度や訴訟費用保険等の強化・充実も併せて検討すべきである。

この制度が考え出された背景は、濫訴を防ぎたいということだと思うが、濫訴は割合として多いものではなく、その場合は弁護士報酬負担は判決で決めればよいと思う。その制度が出来ることで裁判に持ち込むことをためらうことが考えられ、国民の権利が侵害されることを恐れる。しかし、国民が裁判に持ち込むことをためらう最大の理由は、裁判費用すなわち弁護士費用が高すぎることにあると思う。弁護士が国民の権利の擁護をというなら、まず自ら身を切る必要があると思う。

2、3年前詐欺に遭い、200万円程だまし取られてしまった。日頃慎重な方なのに、ふとした心の隙間に巧みに入り込み、どうにもならなかった。

先物会社で会社ぐるみの詐欺集団で、とても手のつけようのない会社だった。数ヶ月して区の法律相談があるのを知り、相談に行った。弁護士費用は敗訴者負担だし、相談してみるように言われて面接に行った。実際、費用は申込者の負担だということで、成功の可否は50%、弁護士費用は30～40万円とのこと。200万円に更に30～40万円もかかるのではと、非常に悔しかったがあきらめてしまった。弁護士には、これはやってみる勝ちがあると言われたが、引っかけたのは私だけではないと思う。私の体験談を聞いて、やはり弁護士費用が高いのであきらめたと言う人が結構いる。非常に悔しい。悪が大手を振って生き延びない社会にするために、弁護士費用は敗訴者負担になると良いと思う。

司法制度改革審議会意見書は、21世紀のわが国の姿を「国民が、(中略)自律的かつ社会的責任を負った主体として互いに協力しながら自由かつ公正な社会を築く」と記述しており、国民一人ひとりが自律し社会的責任を負うことが司法制度改革

革の前提とされていると理解できる。弁護士報酬の敗訴者負担の制度についても、この前提にたって検討し、国民一人ひとりが自己責任を自覚し、司法制度の利用に関わる合理的なコストを負担するという心構えを持つ方向で結論を得るべきであると考え。従って、勝訴者の弁護士報酬を敗訴者に負担させる制度の導入に賛成する。私人間等において、不当訴訟をしかけられた側が、弁護士報酬の負担との比較考量から不当な賠償金を支払うようなことはあってはならず、これを制度的に担保するためにも、弁護士報酬の敗訴者負担の導入が必要である。また、訴えの提起を不当に萎縮させないため、本制度を一律導入しないことに賛成する。ただし、本制度を導入しない訴訟の範囲や類型並びに取扱いについては、適用しない合理的な理由を明確にすることが必要である。さらに、負担費用を法定化しリスクの予測可能性を高める必要がある。なお、今後の検討にあたっては、下記事項を斟酌願いたい。弁護士報酬の敗訴者負担の制度は、司法制度改革審議会の意見書にあるように、「勝訴しても弁護士報酬を相手方から回収できないため訴訟を回避せざるを得なかった当事者にも、その負担の公平化を図って訴訟を利用しやすくする(いわゆる費用倒れの問題)」ことを目的としており、司法アクセスの改善のみならず社会正義の実現に大きく貢献すると考えられる。また、正当な理由のある訴訟を提起しやすくすると同時に、不当訴訟を抑制する効果がある。以上の点から導入に賛成する。一方、本制度が「敗訴の可能性の高い訴訟提起を萎縮させる」と懸念する意見があるが、これを問題にするのであれば、訴訟費用の敗訴者負担の問題まで掘り下げて議論をしなければならない。敗訴者負担制度の対象としない訴訟の範囲については、行政訴訟、労働関係訴訟、人事訴訟といった類型が考えられ、これを採用する場合は、その合理的な理由を付することが求められる。なお、検討会では、訴訟上弱者・強者があるとする考え方から、「片面的敗訴者負担制度」を支持する意見があるが、同制度の導入は、今般の司法制度改革の基本となる「自己責任」の原則に反する。また、同制度には、不当な訴訟提起に対する歯止めをなくす、勝訴者が訴訟に要した費用を十分に回収できないという弊害も考えられる。さらに、このような当事者間の情報力や交渉力の格差に起因する問題については、PL法や消費者契約法等のように立法的解決に委ねるべきである。敗訴者が負担すべき額の定め方については、提供される法務サービスとその報酬額の関係が不明瞭で、弁護士間の報酬に格差があることから、実際の弁護士報酬を基準として負担額を算定することは困難である。そこで、敗訴者の負担リスクを予測可能とし、訴訟提起を抑止しない合理的な水準の法定化を検討してはどうか。訴訟当事者が、訴訟費用や弁護士報酬を負担することが経済的に困難であるという問題については、訴訟救助、民事法律扶助制度、保険制度等に対応すべきである。弁護士報酬の敗訴者負担の導入と並行して、これら訴訟当事者の経済的負担を支援する制度の整備・拡充を図ることが重要である。

庶民は裁判する気力も、弁護士を依頼する力もなくしている。お金も余りない。まして、良心的な弁護士を見つける力もない。そんなにかお金を請求されるかと弱腰になっている。負けるとわかっていて、あきらめて裁判はしたくない。両親と正義を守るために、裁判をするギリギリまでいって、決断して裁判をする。そして負けて、敗訴者負担では、余りにも傷が深すぎて諦めざるを得ないのが大部分になるであろう。特権階級だけの裁判にならぬように、敗訴者負担は反対である。

弁護士費用を敗訴者負担とするならば、経済的弱者は不法行為の被害を受けても、完璧な立証がない限り、現在のような職業裁判官制度が続くかぎり裁判所に救済を躊躇せざるをえなくなる。今回の私のケースで申し上げるなら、被害を受けても

被害箇所の事前写真がないため弁護士費用を捻出するに必要な和解金額が得られないことが予想される。それにひきかえ予定外の補修をしなければならない。それにひきかえ、被害立証に失敗すれば被告の弁護士費用を負担するとすると裁判どころではなくなる。経済的に恵まれた者はますます強くなり、不法行為の被害者であっても経済弱者は制度的救済さえ受けられなくなる。憲法 32 条は正義と公正をまもるための砦であり、法治国家の基本理念である。この 32 条を効果あらしめるため、民事訴訟においては弁護士費用の敗訴者負担の制度は時期尚早と思われる。

訴訟の前提には紛争があり、紛争事例があるとき、当事者はまず自身の努力による紛争解決に向けて真摯な対応を行うべきである。しかし、結果として、解決のための手段として、やむなく当事者の一方が憲法で保障された「裁判を受ける権利」を行使するとき、弁護士強制主義を採用していない我が国といえども、当事者による自主的な解決のための合意ができない。正に権利と権利が衝突する場合において、これら、紛争を解決するに当たって、裁判の勝敗の帰趨がはっきりしない場合、勝訴を獲得するに必要な専門的知識を要求される訴訟類型の場合、相手が真摯に紛争解決に努力しないような場合においては、弁護士報酬は敗訴者が負担しても、裁判に至るまでに紛争解決に努力しなかった結果であり、それは社会正義に合致するものであると一応は言える。しかし一方で、(1) 例えば、万が一、原告として敗訴した場合に被告の弁護士費用も負担しなければならないということになれば、司法に対するアクセスの面での萎縮効果、社会のあり方に関わる訴訟に対する訴訟提起を躊躇するおそれがあることも考えられることに配慮すべきである。(2) ただ、原告のみの権利擁護でなく、いたずらに訴訟に巻き込まれた者が経済的理由により弁護士の選任ができず敗訴した場合、司法サービスの観点から捉えると、平穩無事な社会生活がある日突然訴訟の当事者にされ、敗訴し原告の弁護士費用まで負担させられるのはあまりにも理不尽であり、このような場合は、敗訴者負担とするべきではない。(3) 敗訴者負担の主張の論拠の一つにいわゆる濫訴の抑止効果を挙げることがあるが、欧米に見られるような訴訟社会には至っていない現状から、その懸念よりも一般市民が敗訴の場合の費用負担をおそれて訴訟を躊躇し、結果として財力のある者しか訴訟を起こすことができなくなることの弊害の方が大である。正義の実現には、弁護士強制主義を採用していない我が国においては、敗訴者負担をさせる訴訟類型及び負担の範囲が議論されることは当然であるが、弁護士費用の敗訴者負担が、社会正義の実現のための司法アクセスを萎縮させるようなことにならない配慮が必要である。更に、訴訟のみで解決するのではなく、地縁・血縁を重視した共同社会であり、周りとの協調を好むという日本の国民性からして、訴訟を起こすだけが唯一の社会正義の実現方法ではないことに鑑みれば、例えば、隣接法律専門職能を活用した司法ネットによる紛争の未然防止あるいは早期解決機能を図り、ADR のような互譲の精神による紛争解決制度の拡充を早急に進める必要があると考える。仮に敗訴者負担制度を導入するとした場合には、社会的弱者に不利や泣き寝入りを強いることのないように、訴訟追行能力において当事者に圧倒的な差がある場合の訴訟のように一定の訴訟類型(例えば、行政訴訟、労働関係訴訟、個人の権利・利害の侵害に関する訴訟(医療過誤訴訟、製造物責任訴訟、消費者契約に関する訴訟、公害・薬害・環境訴訟等)については敗訴者負担の対象から除外すべきである。特に行政訴訟のような場合には、そもそも行政側は税金を資金として訴訟していることと、原告である国民側の目的が不条理を正すことにあるので、少なくとも原告国民が勝訴した場合のみ敗訴者負担と

する片面的敗訴者負担制度とすべきである。仮に敗訴者負担制度を導入するとした場合には、敗訴した場合の負担額について、予め予想できることが必要であると考える。この額の開示方法として、訴訟の第1回口頭弁論期日において、弁護士代理人(司法書士による簡裁代理人を含め)から、敗訴者負担の対象になる額の提示と、裁判所から、万一訴訟に敗訴した場合の敗訴者の負担額について明示をすべきである。そのために、一部勝訴の場合の負担比率の考え方や、現在の弁護士費用が規制改革の流れの中でばらつきが生じやすいこと、更に、完全成功報酬制度の導入を視野に入れた場合、当事者が提示した敗訴者負担額のうち裁判所が認容する額の基準を予め決定すべきである。その基準は訴額を基準にすることが透明度が高い。法律扶助等の制度と敗訴者負担制度は、同じ土俵の上で考えるべき問題ではないと考える。けだし、裁判を受ける権利を実現する一つの手段として扶助される制度であり、一方、敗訴者負担の制度は、社会正義若しくは秩序の実現にかかる費用の清算の問題であることを関連して議論する必要はないと考える。ただし、法律扶助の予算が窮屈な現状では、もともと、法律扶助が勝訴の見込みがないとはいえない場合において援助されることから、敗訴者負担の結果、弁護士の費用を敗訴者から回収できる可能性が大きい。しかしこのことが、逆に、勝訴する見込みを厳格に解する等、かえって、扶助されない弊害のほうが多い可能性が危惧される。これらの点は、法律扶助自体の予算組みの中で解決されるべき問題であり、敗訴者負担制度と関連させると、敗訴者負担制度の創設に障害になることが危惧される。ただし、訴訟をためらう理由が弁護士費用にあるなら、法律扶助制度の充実が先決である。日本においては、裁判における弁護士費用が必要経費であるとする、国民のコンセンサスが得られていないのが実情である。しかし、勝訴するための十分な攻撃防御の訴訟追行のためには弁護士の関与は不可欠であり、これにかかる弁護士にかかる費用について、規制改革論議の中で、その基準額が一定でなく予測が困難である。今後、司法アクセスの観点からも弁護士報酬のあり方と敗訴者負担のあり方を重ね合わせた議論が必要ではないかと考える。日本の国民の法意識からすれば、訴訟にまでしなくても解決できる予防司法的な制度として、司法ネットやADRのような制度拡充を図ることが先決である。弁護士報酬の論議が国民の視点から明確になり、必要経費と理解された時点での導入が、司法の担う「社会正義や社会秩序の実現」に資するのではないかと考える。

弁護士報酬の敗訴者負担の取扱いについては、司法制度改革審議会意見書の一部敗訴者負担とすることが可能な制度を導入すべきとの意見に賛成である。他方、片面的敗訴者負担制度の導入については反対する。訴訟費用の敗訴者負担の原則は、紛争解決のため国家機構を煩わすに至った者が敗訴の事実にもとづき一種の結果責任を負うべきとの思想にもとづくものとされている。また、かねてより、訴訟に関する出費の中で大きな部分を占める弁護士報酬が、敗訴者の負担すべき訴訟費用に含まれないことは、この結果責任の思想が崩れ、他の訴訟費用の取扱いにおいてもその軽視に傾かせることとなり、結果として、訴訟にあたって費用の自弁はやむを得ざる害悪であるという観念が広く浸透し、元来あるべき訴訟による権利の救済から国民を無意識的に遠ざけている一因であるとの指摘もある。今般の検討は、裁判所へのアクセスの拡充という観点から提案されているものである。複雑な法律関係を形成している社会においては、訴訟を弁護士に委任せざるを得ないのが実情であり、一定の要件の下で弁護士報酬の敗訴者負担制度を導入することには、一般市民による適切な司法制度へのアクセスが可能となる点で賛成するものである。この制度に関しては一律に導入す

ることなく、特定の訴訟類型はその対象から外すこととされており、この点も司法制度へのアクセスを適切に実現するという観点から理解できるものである。他方で、その対象範囲およびその取扱いのあり方の検討に関しては、前述のように今回の検討の趣旨が弁護士報酬を敗訴者負担としない現行制度が司法制度のあるべき姿を歪めているとの指摘を踏まえこれを見直すことにあり、その前提に立って、慎重な検討をお願いしたい。

弁護士報酬の敗訴者負担制度の導入に強く反対する。検討会でヒアリング、公聴会などを開き、労働裁判の当事者、労働組合の声を十分に聞くべきである。司法制度改革推進本部司法アクセス検討会で議論が進められている「弁護士報酬の敗訴者負担制度」の導入には強く反対する。単産・地方組織に寄せられる労働相談は年間1万件を超えている。解雇、退職干渉、賃金切り下げ、職場内のいじめなど深刻な相談事例が寄せられている。近年の個別労働紛争の増加は厚生労働省などのデータを見ても明らかであり、紛争解決や権利救済を図る場としての裁判所の役割は増大している。労働者、国民にとって「裁判所へのアクセスの拡充」は切実な願いである。司法制度改革審議会の意見書にあるとおり、「裁判所へのアクセスの拡充」が司法制度改革の最も重大な課題である。当事者間の「公平」を図るために原則として導入すべきという意見があるが、敗訴者負担制度が公平とはいえない。「公平」の名の下に「裁判所へのアクセスの拡充」を抑制することは許されない。労働分野の事件には敗訴者負担制度は、労働者・労働組合の「裁判所へのアクセス拡充」を妨げるものであり、導入すべきではない。労働者個人では力が弱く、司法の保護が必要であるからこそ日本国憲法、労働基準法、労働組合法などによって、労働者・労働組合の権利は保護されている。しかし、労働組合が企業と対等であるというのは現実を見ない誤解であり、実態が大きく異なる。少数組合や、企業内に複数組合が存在する場合など、労働者・労働組合の権利救済の道が閉ざされることになる。

「弁護士報酬の敗訴者負担制度」は市民のアクセス推進を阻害するものであり、仮にもこの制度によって市民が裁判を躊躇するような事態を引き起こすべきではない。そうした観点から、市民が当事者となる訴訟への本制度の導入に強く反対するものである。以下、具体的な理由を掲げた。市民が裁判を起こすのには勇気とお金が必要であり、外国で裁判をためらわせる訴訟抑止のために導入されているこの制度が果たして必要か。ちなみに1万人当たりの訴訟件数は日本が37であるのに対しドイツ180、270とケタ違いに多い。規制緩和のセーフティネットとして消費者関連・公害など市民が起こす裁判の必要性が増す。日本の法律扶助は貧弱で、裁判を起こす市民を助けるまでに至っていない現状では、この制度の導入は市民の裁判意欲を後退させる。弁護士の地域格差の是正、市民のためのサポート体制の充実など司法サービスとして弁護士や裁判所の敷居を低くすることが必要。公聴会などを開き市民の生の声を十分に聴く機会をもっていない。